

近畿ブロック発注者協議会（第5回）

日時：平成24年9月7日（金）

14:00～16:00

場所：大阪合同庁舎第1別館2F大会議室

議事次第

I. 開会

II. 挨拶

III. 議事

1. ブロック協議会の経緯と取り組み

2. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

- (1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について
- (2) 低入札対策について

3. 市町村対象総合評価方式等に関するアンケート調査結果と支援策について

4. 近畿地方整備局における新たな総合評価方式の実施状況について

5. その他

- (1) 建設コンサルタント業務等における品質確保の対策について
- (2) 建設産業の再生と発展の方策2012について
- (3) 社会保険未加入問題への対策の概要

IV. 閉会

===== 配付資料 =====

○議事次第

○近畿ブロック発注者協議会（第5回）出欠表、配席表

○委員名簿、幹事会名簿、連絡窓口名簿

○資料-1 「1. ブロック協議会の経緯と取り組み」

○資料-2 「2. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み」

（別紙）入札契約制度調査結果資料（平成24年4月現在）

○資料-3 「3. 市町村対象総合評価方式等に関するアンケート調査結果と支援策について」

○資料-4 「4. 近畿地方整備局における新たな総合評価方式の実施状況について」

○資料-5 「(1) 建設コンサルタント業務等における品質確保の対策について」

○資料-6 「建設産業の再生と発展の方策2011（概要）」

○資料-7 「建設産業の再生と発展の方策2012」

○資料-8 「社会保険未加入問題への対策の概要」

=====

1. ブロック協議会の経緯と取り組み

- (1) ブロック協議会の設立趣旨について
- (2) これまでの経緯について
- (3) これまでの取り組み概要について



国土交通省

平成24年9月7日



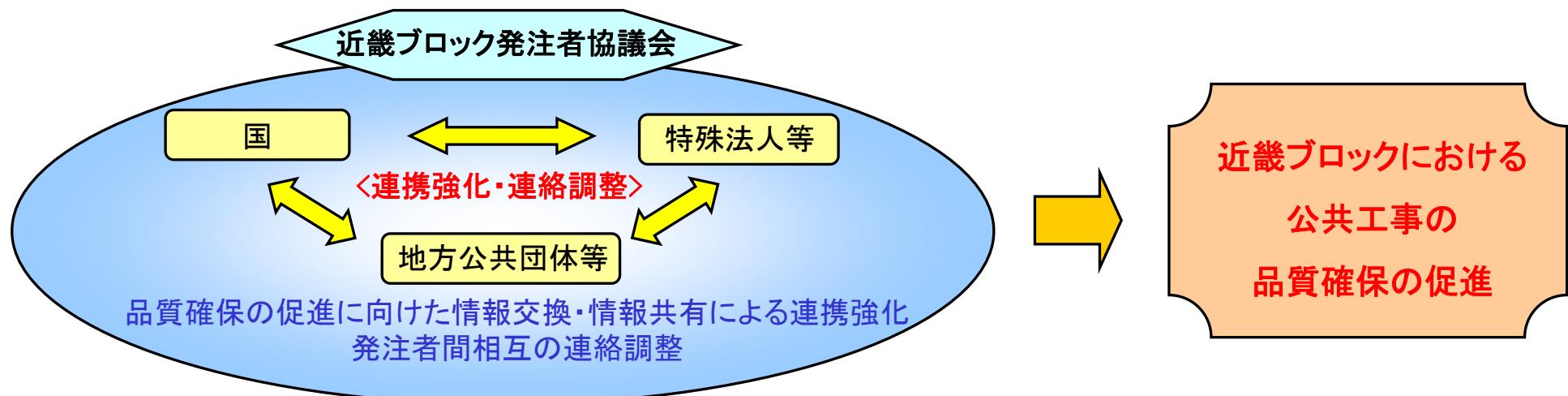
(1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

発注者協議会設置の背景

- 平成17年4月に「品確法」が制定。公共工事の品質確保は全ての発注者の責務に。
- しかし、地方公共団体において総合評価方式の普及が遅れていること等の課題が指摘され、公共工事の品質確保に懸念。
- 平成20年度3月28日の品確関係省庁連絡会議申し合わせ「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」においても、「上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。」と記載されており、平成20年11月13日に第1回発注者協議会を設置・開催に至った。

発注者協議会の役割





(1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

協議会の参加機関(協議会・幹事会で構成)

■ 国の地方支分局【14機関】

近畿管区警察局、近畿財務局、大阪国税局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、第五管区海上保安本部、第八管区海上保安本部、近畿地方環境事務所、近畿中部防衛局、大阪高等裁判所

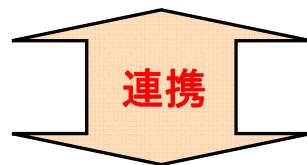
■ 地方公共団体【24機関】

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、**神戸市**、※各府県代表市町村(福井市、池田町、**湖南市**、愛荘町、長岡京市、井手町、泉南市、能勢町、多可町、橿原市、斑鳩町、**岩出市**、有田川町)　※平成24年5月15日時点で、各府県市町村会長自治体による構成

■ 特殊法人等の支社等【17機関】

西日本高速道路(株)関西支社、本州四国連絡高速道路(株)、阪神高速道路(株)、**新**関西国際空港(株)、(独)京都国立博物館、(独)奈良国立博物館、(独)京都国立近代美術館、(独)国立国際美術館、(独)奈良文化財研究所、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部大阪支社、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業西日本支社、(独)都市再生機構西日本支社、(独)日本原子力研究開発機構関西光科学研究所、(独)日本原子力研究開発機構敦賀本部、(独)日本万国博覧会記念機構、(独)水資源機構関西支社、日本下水道事業団近畿・中国総合事務所

全 55機関



各府県地域発注者協議会



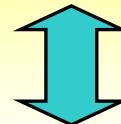
(1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

協議会の構成

近畿ブロック発注者協議会

全 55機関



幹事会

連携

各府県ブロック協議会

- ・すべての市町村(近畿ブロックで215市町村)が参加することが条件
- ・福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の7ブロックで構成
- ・新たに協議会を設置あるいは既存の協議会等を活用するなど各ブロック独自で設置
- ・品質確保に関する情報共有及び総合評価方式の導入など年度ごとの目標を設定



(1) ブロック協議会の設立趣旨

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ ブロック協議会の経緯





(2)これまでの経緯－1

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

1. 一般競争入札の拡大

公共工事の入札及び契約に関して不正を排除し、手続きの透明性・客観性、競争性の向上を図る。(地方自治法令上一般競争入札が原則)

2. 総合評価方式の導入・拡大及び運用の改善

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない。(品確法)

○受発注者双方の事務負担の軽減のため、段階審査による落札者決定方式を活用

3. ダンピング受注の防止の徹底等

ダンピング受注においては、つきの弊害が想定されることから排除を徹底すること。

- いわゆるダンピング受注は、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等、公共工事の品質確保に支障が生じかねない。
- 公正な取引秩序を歪め、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。
- 施工監督の強化等行政コストの増大を招く。

○調査基準価格の見直しや、価格による失格基準の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化

4. 予定価格等の公表の適正化

地方自治体では、法令上の制約がないことから事前公表が可能であるが、次のような弊害が想定されるため事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。

- 事前公表の価格が目安となって適正な競争が行われにくくなる。
- 建設業者の見積もり努力を損なわせる
- 談合が一層容易に行われる可能性がある。

○調査基準価格及び最低制限価格は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じるため、契約締結後に公表

○予定価格についても、同様の弊害が生じかねないことから契約締結後に公表。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう事前公表の取りやめ等適切に対応。

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について
(平成20年3月31日)総行行第38号・国総入企第35号による

※下線は「適正化指針」改正(平成23年8月9日閣議決定)の主な
内容による



(2)これまでの経緯－2

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

目的

国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

- ①透明性の確保 ②公正な競争の促進 ③適正な施工の確保 ④不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1)毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表（見通しが変更された場合も公表）

(2)入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、落札者・落札金額 等

(3)施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・下請の状況等）の報告
- ・発注者による現場の点検等

(4)不正行為に対する措置

- ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、建設業許可行政庁への通知

各発注者が取り組むべきガイドライン

(1)「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が共同で案を作成

(2)主な内容

- ①第三者機関によるチェック
- ②苦情処理の方策
- ③入札・契約の方法の改善（一般競争・指名競争の適切な実施）
- ④工事の施工状況の評価
- ⑤その他
 - ・不良不適格業者の排除
 - ・ダンピングへの対応
 - ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、入札・契約の適正化を推進

職員に対する教育

建設業者に対する指導 等

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

＜平成13年度の入札・契約から適用＞

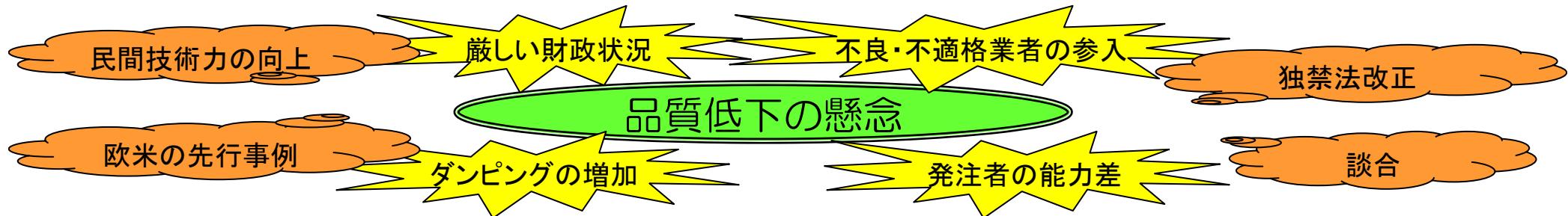


(2)これまでの経緯－3

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

公共工事の品質確保の促進に関する法律

〈法律の背景〉



〈法律の目的〉 公共工事の品質確保

公共工事の品質確保の関する
基本理念および発注者の
責務の明確化

施策

- ・公共工事の品質は、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないことを明記
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めることを規定

「価格競争」から
「価格と品質で総合的に
優れた調達」への転換

施策

- ・工事の経験等、技術能力に関する事項を審査
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価し、価格と技術提案の内容を総合的に評価

発注者をサポートする 仕組みの明確化

施策

- ・外部支援の活用による発注者支援

法律の施行後3年を経過した段階(19年度末)で、施行状況等について検討を加え、所要の措置を講じる



(2)これまでの経緯－4

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

公共工事の品質確保に関する当面の対策について（概要）

1. 総合評価方式の徹底

(1)国の調達

- ①平成20年度以降の公共工事において、原則総合評価方式を実施。
- ②平成20年度早期に調査設計業務等においても総合評価方式を本格導入。

(2)地方公共団体の調達

- ①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底した上で、以下の施策を推進。
 - ・平成20年度以降、国庫補助事業については、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ・毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表の促進
- ②総合評価方式の導入・拡大に向け、地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定など、各種支援を実施。

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業へのしわ寄せ防止

(1)国の調達

- ①政府調達協定対象工事は原則入札ボンドを導入。
- ②下位等級業者の上位等級工事への参入機会の順次拡大。
- ③適切に地域要件を設定。
- ④地域貢献の評価、地元業者を下請とする場合等のインセンティブの付与の検討を実施。
- ⑤専門工事部分の評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大。

(2)地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事後公表への移行を促進。予定価格等の事前公表を行う場合にはその理由の公表を促進。
- ②適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進。

平成20年3月28日

公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ

3. 契約等の片務性の排除、ダンピングの防止

(1)国の調達

- ①見積もりを活用する積算方式の導入・拡大。
- ②低入札価格調査基準価格の見直し。
- ③施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大。
- ④出来高部分払い方式、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大。
- ⑤設計変更ガイドライン等を作成。

(2)地方公共団体の調達

- ①予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しの促進。
- ②最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際ににおける低入札価格調査と価格による失格基準の併用の促進

4. 特殊法人等の調達

国の調達における取組と同様の取組の実施について、特殊法人等を指導。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①低入札価格調査の対象となった工事等について問題となる行為が認められた場合には公正取引委員会により厳正に対処。
- ②「建設業法令遵守ガイドライン」及び「駆け込みホットライン」の周知徹底。

6. 情報共有のための体制整備

- ①地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置。
- ②施工段階での受注者からの苦情を関係者間で処理する体制を整備。



(2)これまでの経緯－5

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(適正化指針)」の主な改正内容 (H23年8月9日閣議決定)

公正な競争の促進

○「地域維持型契約方式」の導入

- 地域維持事業(災害対応、除雪、インフラの維持管理の事業)の担い手確保に資するため、事業実施に要する経費を適切に費用計上するとともに、新たな契約方式として、
 - ・包括発注(一括契約や複数年契約)や、
 - ・地域維持型JVによる受注の仕組みを導入。

- 地域維持型JVは、**地域維持事業の実施を目的に継続的に結成**。経常JVや個別企業との同時登録ができる。

○一般競争入札、総合評価落札方式

- 一般競争入札及び総合評価落札方式の性格を踏まえ適切に活用。
- 総合評価落札方式における具体的な評価内容の通知。
- 総合評価落札方式について、受発注者双方の事務負担の軽減のため、**段階審査による落札者決定方式**を活用。

○一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- 地域要件については、各発注者が運用方針を作成した上で、適切な設定を図る。
- 入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大を図る。

- 予定価格の設定に当たり、設計金額からの**歩切りは、行わない**。

透明性の確保

不正行為の排除

○予定価格、調査基準価格、最低制限価格の事後公表

- 調査基準価格及び**最低制限価格**は、くじ引きによる落札の増加等の弊害が生じうるため、**契約締結後に公表**。

- **予定価格**についても、同様の弊害が生じかねないことから、**契約締結後に公表**。なお、地方公共団体は、弊害が生じることがないよう、事前公表の取りやめ等適切に対応。

- 外部から入札関係職員への不当な働きかけがあった場合の「**記録・報告・公表の仕組み**」を導入。

適正な施工の確保

- **調査基準価格**の見直しや、**価格による失格基準**の積極的な導入・活用によるダンピング対策の強化

- 公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約等、発注者・受注者間の対等性の確保

その他

- 公共工事標準請負契約約款に沿った**暴力団排除条項**の整備・活用、暴力団等による不当介入時の通報・報告の徹底。

- CM方式の活用・拡大等による業務執行体制の充実等。



(2)これまでの経緯-6

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

○低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】

予定価格の2／3～85%

【計算式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費の額} \\ \text{共通仮設費の額} \\ \text{現場管理費} \times 0.20 \end{array} \right\} \text{合計額} \times 1.05$$

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】

予定価格の2／3～85%

【計算式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.60 \\ \text{一般管理費等} \times 0.30 \end{array} \right\} \text{合計額} \times 1.05$$

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】

予定価格の7.0／10～9.0／10

【見直し後の計算式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.70 \\ \text{一般管理費等} \times 0.30 \end{array} \right\} \text{合計額} \times 1.05$$

H23.4～ 新公契連モデル

【見直し後の範囲】

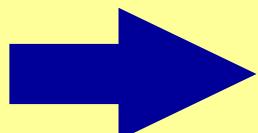
予定価格の7.0／10～9.0／10

【見直し後の計算式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.80 \\ \text{一般管理費等} \times 0.30 \end{array} \right\} \text{合計額} \times 1.05$$

※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。





(3)これまでの取り組み概要

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

1. 総合評価方式の導入・拡大

◆取組み

- ①各発注者(市町村を含む。)に共通した総合評価方式の導入に関する指標の設定とフォローアップ
- ②国や都道府県が実施する研修・講習会等への市町村職員の受入
- ③技術者不足の市町村に対する技術支援体制(国、府県職員によるアドバイザー)づくり 等

◆目標

- ①市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:80%(累計)
- ②市町村の総合評価方式導入拡大 目標導入率:50%(単年度)
- ③府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20% 【目標の見直し】

2. 品質確保に関する取組の情報共有・促進等

◆取組み

- ①地方公共団体における予定価格等の事後公表への移行促進
- ②工事成績評定データの共有化に向けた課題調整 等

◆目標

- ①予定価格等の事後公表への移行促進

2. 公共工事の品質確保向上に向けた取組み

(1) 総合評価方式の導入・拡大と対策について

(2) 低入札対策について



国土交通省

平成24年9月7日



(1)総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【件数ベース】

- ◇平成23年度末(平成24年3月末時点)の近畿各府県における工事発注件数に占める総合評価導入率は15%強であり、平成24年度の実施予定は18%強である。また、昨年度の協議会目標値(20%以上)を達成した府県政令市は、1県から3府県に増加した。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)
 ◆全体的に政令市の導入率低迷が課題であり、更なる導入拡大が必要である。

府県別総合評価方式実施状況：発注件数ベース（近畿）

H24.4時点

地整	都道府県名	平成23年度 総合評価方式 実施件数	平成23年度 工事発注件数	総合評価 実施率	平成23年度 総合評価導入率 協議会目標に対する達成率	平成24年度 総合評価方式 実施件数 (予定)	平成24年度 工事発注件数 (予定)	総合評価 実施率	
		A	B	A/B		目標直	達成率	A	
近畿	福井県	178件	1261件	(11.9%) 14.1%	20%以上	71.0%	180件	1300件	13.8%
	滋賀県	70件	923件	(3.6%) 7.6%		38.0%	100件	720件	13.9%
	京都府	250件	1092件	(19.4%) 22.9%		114.0%	250件	1100件	22.7%
	大阪府	88件	1398件	(5.9%) 6.3%		31.0%	53件	890件	6.0%
	兵庫県	110件	2232件	(11.5%) 4.9%		25.0%	100件	2200件	4.5%
	奈良県	263件	1208件	(17.1%) 21.8%		109.0%	409件	1000件	40.9%
	和歌山県	627件	2166件	(25.0%) 28.9%		145.0%	600件	2000件	30.0%
	府県小計	1586件	10280件	(13.8%) 15.4%		77.0%	1692件	9210件	18.4%
	京都市	39件	529件	(7.9%) 7.4%		37.0%	65件	488件	13.3%
	大阪市	0件	1451件	(0.1%) 0.0%		0.0%	未定	未定	
	堺市	24件	433件	(4.4%) 5.5%		28.0%	27件	312件	8.7%
	神戸市	16件	1071件	(2.6%) 1.5%		7.0%	50件	860件	5.8%
	政令市小計	79件	3484件	(2.5%) 2.3%		11.0%	142件	1660件	8.6%
	近畿合計	1665件	13764件	(10.9%) 12.1%		60.0%	1834件	10870件	16.9%

※工事発注件数とは「予定価格250万円以上」のものとする

※カッコ書きはH22年度

※H24年度の予定について大阪市は未定のため大阪市以外の集計としている



(1)総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 総合評価方式の実施状況（府県・政令市）【金額ベース】

◇平成23年度末時点の近畿各府県における工事発注金額ベースに占める総合評価導入率は約52%であり、件数ベースと比較し金額ベースでの導入率は約3倍となっている。また平成24年度は、昨年度と比較し減少予定となり、更なる導入拡大が必要である。(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)

府県別総合評価方式実施状況：発注金額ベース (GJ戸数)

H24.4時点

地整	都道府県名	平成23年度 総合評価方式 に係る金額(億円)	平成23年度 工事発注金額(億円)	総合評価 実施率	平成24年度 総合評価方式 に係る金額 (億円)予定	平成24年度 工事発注金額 (億円)予定	総合評価 実施率
		A	B	A/B	A	B	A/B
近畿	福井県	161	316	(39.1%) 51%	162	316	51.3%
	滋賀県	113	305	(18.4%) 37.2%	150	328	45.7%
	京都府	83	339	(23.6%) 24.5%	85	340	25.0%
	大阪府	508	907	(42.6%) 56.0%	464	1111	41.7%
	兵庫県	311	888	(43.0%) 35.0%	220	880	25.0%
	奈良県	214	266	(64.1%) 80.4%	378	427	88.5%
	和歌山県	558	717	(70.8%) 77.9%	560	700	80.0%
	府県小計	1,949	3,738	(42.4%) 52.1%	2,019	4,102	49.2%
	京都市	94	145	(38.2%) 64.7%	178	253	70.3%
	大阪市	0	998	(1.7%) 0.0%	未定	未定	
	堺市	36	169	(17.5%) 21.3%	34	未定	
	神戸市	53	431.5	(16.0%) 12.3%	100	380	26.3%
	政令市小計	183	1,743	(10.4%) 10.5%	312	633	49.3%
	近畿合計	2,132	5,481	(31.4%) 38.9%	2,331	4,735	49.2%

※工事発注件数とは「予定価格250万円以上」のものとする

※カッコ書きはH22年度

※H24年度の予定について大阪市・堺市は未定のため、両市を除いた集計としている



(1)総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 総合評価方式の導入状況（市町村）【累計】

◇過年度実施を含む累計導入率(協議会目標値80%以上)は、70%(平成24年3月末)であり、今年度新たに総合評価方式を行うのは、1自治体のみである。

◇各府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体への助言を行うなど、導入を促す必要がある。

政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

H24. 4時点

地整	府県名	平成22年度				平成23年度				平成23年度実施課		平成24年度見込み(4月時点)			
		府 県 内 市 町 村 (A)	内 市 町 村 (B)	うち総合評価 導入数 (C = B / A)	市町村総合評価 導入割合 (C = B / A)	府 県 内 市 町 村 (A)	内 市 町 村 (B)	うち総合評価 導入数 (C = B / A)	市町村総合評価 導入割合 (C = B / A)	平成23年度 協議会 目標導入率	協議会目標に 対する達成率	府 県 内 市 町 村 (A)	内 市 町 村 (B)	うち総合評価 導入数 (C = B / A)	市町村総合評価 導入割合 (C = B / A)
近畿	福井県	17	14	82%	17	14	82%	80%以上	80%以上	103%	17	14	82%		
	滋賀県	19	18	95%	19	18	95%			119%	19	18	95%		
	京都府	26	8	31%	26	9	35%			44%	26	9	35%		
	大阪府	43	15	35%	43	16	37%			46%	43	16	37%		
	兵庫県	41	29	71%	41	29	71%			89%	41	29	71%		
	奈良県	39	35	90%	39	35	90%			113%	39	36	92%		
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%			125%	30	30	100%		
	近畿管内	215	149	69%	215	151	70%			88%	215	152	71%		

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H24. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



(1)総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 総合評価方式の導入状況（市町村）【単年度】

- ◇平成23年度近畿地方の市町村（7府県計：215市町村）における総合評価の実施率は平成23年度末（平成24年3月末）で30%（64市町村）となっている。また、平成24年4月での実施見込みは39%で平成23年度実績を上回る予定となっているが、全体的に導入率が下がってきてている状況である（協議会目標値50%）。
- ◇府県ブロック発注者協議会を活用し、継続に向けての取り組みの強化が必要である。

政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

地整	府県名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度			平成24年度見込み(4月時点)		
		市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合	市町村内数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合	府県内数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合(C = B / A)	市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合
近畿	福井県	65%	47%	41%	17	6	35%	17	7	41%			
	滋賀県	73%	42%	53%	19	8	42%	19	6	32%			
	京都府	23%	23%	19%	26	5	19%	26	5	19%			
	大阪府	19%	23%	23%	43	10	23%	43	7	16%			
	兵庫県	44%	46%	37%	41	11	27%	41	14	34%			
	奈良県	77%	74%	59%	39	20	51%	39	32	82%			
	和歌山県	77%	53%	33%	30	4	13%	30	12	40%			
	近畿管内	52%	45%	37%	215	64	30%	215	83	39%			

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H24. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



① 講習会・研修の開催

- ・ 公共工事の品質確保向上を目的とした総合評価方式の導入やダンピング契約などについて、国・府県連携による講習会を昨年度に引き続き、平成24年8月1日に実施。
- ・ 昨年度新たに新設した、総合評価方式を主体とした「建設生産システム(H24年度名称変更)」研修について、平成24年度は2期に分けて受講生の拡大を図る。また本研修を含め平成24年度は、管内研修の内、16コース(80名)の受け入れを実施する。

② 審査会等における職員交流の推進

- ・ 府県における技術審査会等への国職員の派遣、市町村における技術審査会等への府県職員の派遣を更に進める。
- ・ 府県ブロック協議会を開催していただくとともに、講師等に国・府県職員を派遣する。



(1)総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 講習会の開催結果（「総合評価落札方式に関する技術評価」講習会）

講習会実施内容

- 日時:平成24年8月1日(水)10:00~17:00
- 会場:大阪合同庁舎第一号館 第1別館 2F大会議室
- 主催:近畿ブロック発注者協議会
- プログラム
 - 1. 挨拶（近畿地方整備局大塚企画部長）
 - 2. 公共工事の品質確保対策について
(近畿地方整備局 企画部 大西技術調整管理官)
 - 3. 総合評価落札方式の概要について
(近畿地方整備局 企画部 安藤技術開発調整官)
 - 4. 公共土木工事の品質確保について
(近畿地方整備局 企画部 和佐技術管理課長)
 - 5. 技術提案書の求め方と評価(河川編)について
(近畿地方整備局 河川部 三上河川工事課長)
 - 6. 技術提案書の求め方と評価(道路編)について
(近畿地方整備局 道路部 藤本特定道路事業対策官)
 - 7. 取り組み事例紹介(福井県の総合評価落札方式)
(福井県 土木部 土木管理課 技術管理G 伊藤主任)

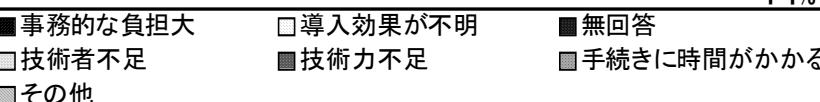
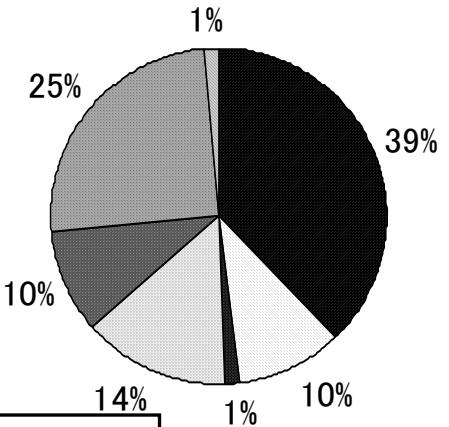


(当日参加者 80名)

アンケート結果（一部抜粋）

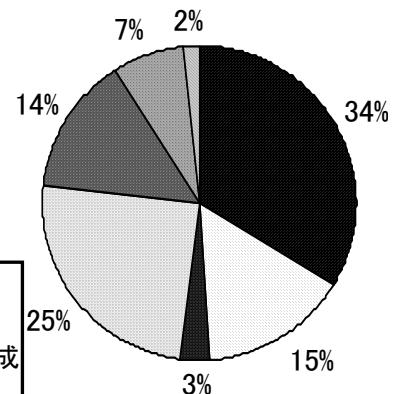
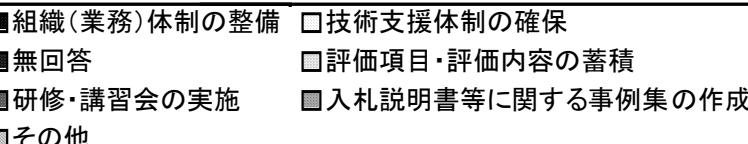
◆総合評価落札方式の導入・拡大に対する課題は？

- 事務的な負担大 ……39%
- 手続きに時間がかかる ……25%
- 技術者不足 ……14%



◆総合評価落札方式の導入・拡大に対する改善策は？

- 組織(業務体制)の整備 ……34%
- 評価項目・評価内容の蓄積 ……25%
- 技術支援体制の確保 ……15%



◆国・府県からの支援・要望について(主な意見)

- ・国の情報、市町村向けマニュアルの提供 ・専門の相談窓口の設置
- ・講習、研修会の開催



(1)総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 研修の開催予定（H24年度管内研修への自治体等受入予定）

平成24年度は管内研修のうち、16コース(80名)について受け入れを実施する予定。

平成24年度 機関別・研修コース別希望人数

	福 井 県	滋 賀 県	京 都 府	大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県	和 歌 山 県	京 都 市	大 阪 市	神 戸 市	堺	大 津 市	東 大 阪 市	茨 木 市	明 石 市	水 資 源 機 構	阪 神 高 速	本 四 高 速	大 阪 广 域	合 計	受 け 入 れ 枠
道 路 管 理									1		1				1					3	5
建設生産システム (監督員級)						1			2										1	4	5
橋 梁 技 術			1			1			1	1	1			1					6	5	
防 災 ・ 危 機 管 理																			0	5	
建設生産システム (事務所係長級) (I期)																			0	5	
広 域 ・ 都 市 計 画					1	1			1				1						4	5	
環 境 技 術																			0	5	
災 害 対 応 技 術					1	1						1							3	5	
港 湾 空 港 一 般 基 礎			1																1	5	
河 川 管 理			1																1	5	
河 川 技 術 (上級)						1													1	5	
ダ ム ・ 砂 防						1													1	5	
新 技 術 ・ 情 報 課 施 工										1									1	5	
建設生産システム (事務所係長級) (II期)																			0	5	
建設生産システム (主任監督員級)																		1	1	5	
構 造 物 設 計			1			1			1										3	5	
合 计	0	0	4	0	3	6	0	0	5	3	2	1	1	1	1	0	0	0	2	29	80



(1)総合評価方式の導入・拡大と対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■府県対象の意見交換会での意見等

【主な課題・意見】

- ・分離分割発注により小規模工事の増大
- ・技術系職員の減少
- ・目標達成が目的ではない
- ・低入札の事務量が負担
- ・自己申告により、技術評価を含む一定の評価基準を満足した者から価格競争で落札者を決定する、実績申告型の試行
- ・重要構造物や施工上配慮が必要な工事を対象としたい
- ・特別簡易型では企業評価は無くして、技術者評価のみとしている

【主な総合評価方式の事務量軽減の方策】

- ・事後審査型の実施（福井県、和歌山県）
- ・標準型の評価項目を減らす
- ・評価方法のガイドライン、過去の事例集を作成（京都府）
- ・学識経験者の意見聴取が無くなり各土木事務所で構成する審査会で実施（京都府）

【主なダンピング対策と低入札の事務量軽減の方策】

- ・（最低制限価格を）価格による失格基準として運用
- ・施工体制確認型の導入（福井県）
- ・特別重点調査を実施
- ・低入札の場合に技術者の追加配置を求める等、付加要件を設定

【市町村における総合評価方式の導入・拡大について】

（取り組み）

- ・府県のブロック協議会等において導入・拡大について働きかけている
- ・府県のブロック協議会等において導入件数目標を設定している
- ・年度当初に総合評価の予定を確認、また定期的に進捗状況を確認している
- ・研修会の実施
- ・評価、審査について県がアドバイス

（課題）

- ・総合評価方式の効果が見えない
- ・町村では技術系職員が少ない（いない）
- ・単年度工事のため、スケジュール的に難しい
- ・工事成績を付けていない



(1)総合評価方式の導入・拡大と対策について

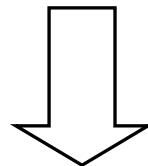
近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 府県の総合評価方式導入率の見直しについて

◆現在の目標(第1回幹事会で決定 H21.2)

- ・府県の工事発注件数に対する総合評価方式導入率 目標導入率:20%

公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも配慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約によって確保されなければならない(品確法)

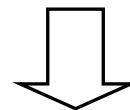


府県平均		
	件数ベース	金額ベース
H22年度(実績)	13.8%	42.4%
H23年度(実績)	15.4%	52.1%
H24年度(予定)	18.4%	49.2%

◆新たな目標設定の考え方

- ・分離・分割発注により小規模工事が増加する中でこれらの品質確保が求められる。
- ・H23年度の発注金額に対する総合評価方式の平均導入率が52.1%であり、各府県が目標値を目指す。
- ・既に目標が達成している自治体においては、品確法の趣旨に則りさらなる拡大を図る。
- ・政令市においても導入拡大に向けて検討する。

新たな目標(平成24年度以降)



府県の総合評価方式導入率

- ・工事発注件数に対する導入率:20%以上
かつ
- ・工事発注金額に対する導入率:50%以上

○市町村において総合評価方式の導入・拡大が進まない要因を分析するため、市町村を対象としたアンケート調査を実施し、導入・拡大のための支援策を提案。(資料-3参照)



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

○低入札調査基準価格の見直し(ダンピング対策)

低入札調査基準価格の見直しについて

S62.4～H20.3 S62モデル

【範囲】

予定価格の2／3～85%

【計算式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費の額} \\ \text{共通仮設費の額} \\ \text{現場管理費} \times 0.20 \end{array} \right\} \text{合計額} \times 1.05$$

H20.4～H21.3 H20モデル

【範囲】

予定価格の2／3～85%

【計算式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.60 \\ \text{一般管理費等} \times 0.30 \end{array} \right\} \text{合計額} \times 1.05$$

H21.4～H23.3 旧公契連(H21)モデル

【範囲】

予定価格の7.0／10～9.0／10

【見直し後の計算式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.70 \\ \text{一般管理費等} \times 0.30 \end{array} \right\} \text{合計額} \times 1.05$$

H23.4～ 新公契連モデル

【見直し後の範囲】

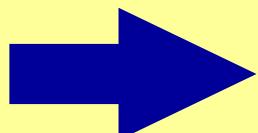
予定価格の7.0／10～9.0／10

【見直し後の計算式】

$$\left. \begin{array}{l} \text{直接工事費} \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} \times 0.90 \\ \text{現場管理費} \times 0.80 \\ \text{一般管理費等} \times 0.30 \end{array} \right\} \text{合計額} \times 1.05$$

※低入札価格調査基準価格

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととしている価格のこと。





(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

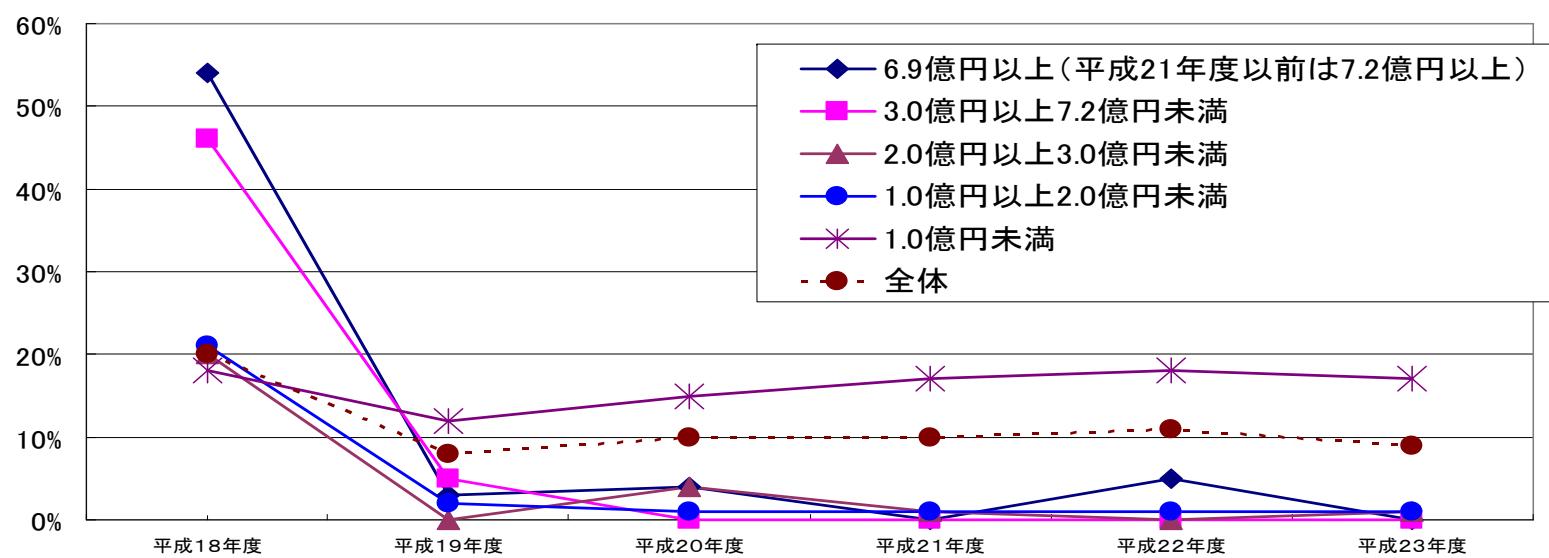
○近畿地方整備局における発注件数に占める低入札の状況(H18年度～H23年度)（※港湾空港部除く）

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度							
	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数						
7. 2億円以上(平成22年度以降は6. 9億円以上)	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	30	1	5%	19	0	0%	38
3. 0億円以上 7. 2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	41	0	0%	40	0	0%	38
2. 0億円以上 3. 0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	1	1%	141	0	0%	135	0	0%	183
1. 0億円以上 2. 0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	4	1%	291	1	1%	205	2	1%	264
1. 0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	120	17%	721	114	18%	625	90	17%	538
(0. 6億円未満)									(114)	(22%)	(527)	(110)	(25%)	(444)	(88)	(24%)	(371)	
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	10%	1,336	125	10%	1,224	116	11%	1,024	92	9%	1,061

施工体制確認型
(1億円以上)

施工体制確認型
(6千万円以上)

H23.11より
1千万円以上



「施工体制確認型総合評価落札方式」の採用により、平成19年度以降、全体件数に占める低入札の割合は減少し、その後ほぼ横ばいであるが、施工体制確認型が適用されない1億円未満では、増加傾向であった。平成21年度から施工体制確認型の適用を予定価格6千万円以上の全工事に引き下げたが、適用外である6千万円未満においては22%～25%(平成21～22年度)と依然高い状況となっていた。

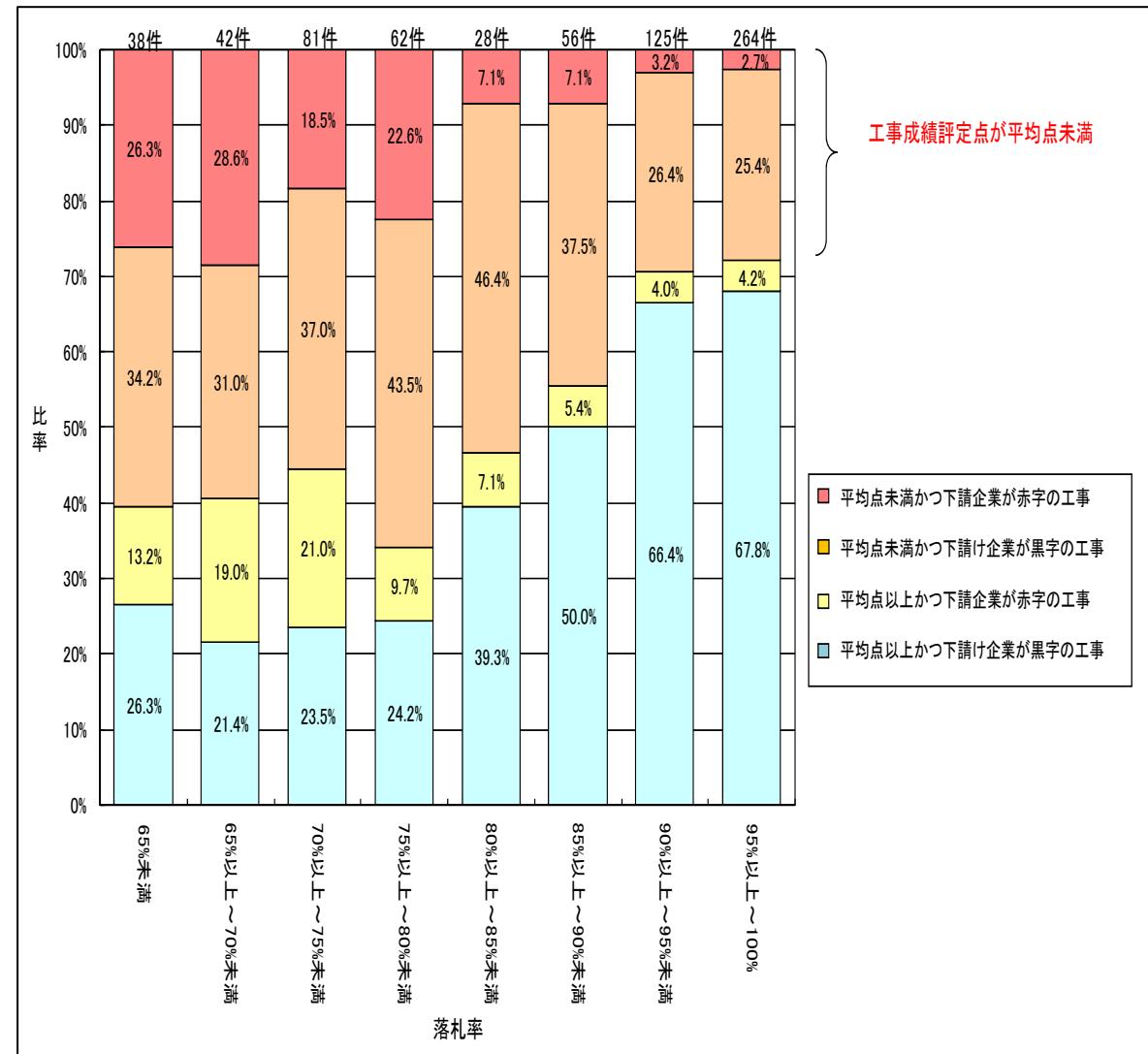
平成23年11月以降、予定価格1千万円以上の全工事を対象に引き下げた結果、全体の低入札の割合はやや減少傾向となった。



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

- 落札率が低くなると、工事成績評定点が平均点未満となる工事の割合が増加傾向。



公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成23年8月9日閣議決定)
《抜粋》

(2)適正な施工体制を確保するためのダンピングの防止に関すること

いわゆるダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を図るものとする…

低入札価格調査制度は、…適宜、調査基準価格を見直すとともに、…一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(府県)

平成24年4月時点

府県市 町 各機関 名	入札ボット実施大元 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
福井県	5億円以上の工事	2億円超の工事	新公契車モデル	2億円未満の工事	新公契車モデル	事後	事後	事後
滋賀県	WTO対象工事	総合評価方式を採用する工事	新公契車モデル (H24.5.1以降入札公告から適用)	・総合評価方式を採用しない工事(価格競争による工事)	新公契車モデル (H24.5.1以降入札公告から適用)	事後	非公表	非公表
京都府	今後着手	1億円以上	新公契車モデル (H23.4)	1億円未満	調査基準価格参考に設定	事前	事後	事後
大阪府	今後着手	土木一式 3.5億円以上 建築一式 6億円以上	新公契車モデル	低入札調査判定を適用しない案件	調査基準価格算定式と同様	事後(試行) ※土木一式工事D等級「建築一式工事C等級」、電気工事C等級、D等級「管工事C等級」D等級を除く(今後大)	事後	事後
兵庫県	WTO対象工事	5億円以上の建設工事	新公契車モデル	5億円未満の工事	調査基準価格と同様	事後	事後	事後
奈良県	7億円以上の建設工事	5千万円以上の建設工事全て	新公契車モデル	5千万円未満の建設工事全て	新公契車モデル	事前	事前	事前
和歌山県	WTO対象工事	原則として 1億円以上の工事	新公契車モデル	1億円未満の工事	(直接工事費×1.0+共通反復費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05	事後 【1億円未満事前】	事後	事後



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(政令市)

平成24年4月時点

府県市 町 各機関 名	入れ札点実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
京都市	4億円以上の工事で 試行	5千万円を超える工事	新公契連モデル	5千万円以下の工事	新公契連モデル	事前	事前	事前
大阪市	検討中	19.4億円以上の工事	旧公契連モデル (H21. 4モデル)	19.4億円未満の工事	調査基準価格と同じ	事後	事後	事後
堺市	今後検討	6千万円以上の工事	新公契連モデル	250万円超6千万円 未満の工事	新公契連モデル	事前 (総合評価落札方式 対象案件は事後)	事後	事後
神戸市	導入の予定なし	総合評価を適用する 案件 予定価格5億円以上 の工事(総合評価を適 用する案件以外)	新公契連モデル	予定価格5億円未満 の工事(総合評価を適 用する案件以外)	新公契連モデル	事前 (WTO案件及び一部 総合評価案件を除く)	事後	事後



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)①

平成24年4月時点

府県市町各機関名	入札ボット実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
国土交通省 近畿圏開局	未定	予定価格1,000万円以上	通常による	—	—	原則事後	非公開	—
国土交通省 大阪開拓局	<small>予定価格3.0億円を超える土木工事及び建築工事、予定価格9.0億円を超える専門工事(橋梁等の構造部品等又は原状回復のための維持工事等除く。)</small>	1千万円以上の工事	新公募公査モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第五管区海上保安本部	今後着手予定	1千万円以上の工事	新公募公査モデル	—	—	事後	事後	—
海上保安庁 第八管区海上保安本部	今後着手	1千万円以上の工事	新公募公査モデル	—	—	事後	事後	—
農林水産省 近畿農政局	<small>2億円以上の工事で導入</small>	1千万円以上の工事	新公募公査モデル	—	—	事後	事後	—
林野庁 近畿中国森林管理局	今後着手	1千万円以上の工事	(直差工事費×0.95+共通取扱費×0.7+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	—	—	事後	事後	—
防衛省 近畿中部防衛局	・一式工事5億円以上 ・その他工事3億円以上	予定価格1,000万円以上	本省通常による	—	—	事後	事後	—



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)②

府県市町 各機関名	入札ボット実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				平成24年4月時点 予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
警察庁 近畿管区警察局	未定	1000万円以上の工事	通電による	—	—	事後	事後	—
財務省 近畿財務局	未定	1000万円以上の工事	財務省通電による <small>(平成23年4月中央公契事モデル)</small>	—	—	事後	事後	なし
財務省 大阪国税局	なし	なし	なし	—	—	なし	なし	なし
経済産業省 近畿経済産業局	・実績なし ・未定	・実績なし ・未定	—	・実績なし ・未定	—	・非公表	—	—
環境省 近畿地方環境事務所	無し	1000万円以上の工事	通電による	—	—	事後	事後	—
最高裁判所 大阪高等裁判所	導入済み	1000万円以上の工事	新公契事モデル	—	—	事後	事後	—



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)③

府県市町各機関名	入札ガイド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				平成24年4月時点 予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
福井市	導入予定なし	低入札調査未実施してない	—	予定価格130万円を超える工事	建築一式工事: 設計金額の82~85%の間でコンピュータによるランダム設定 建築一式以外の工事: 設計金額の80~83%の間でコンピュータによるランダム設定	事後公表	—	事後公表
池田町	現在、実施していない。 今後、導入見通し無し。	実施していない	—	実施していない	—	公表していない	—	—
湖南市	—	—	—	予定価格130万円以上	新公表及モニタリング	事前	—	事後
愛荘町	今後着手	—	—	全件 (予定価格130万円以上の入札案件)	非公表	事前と事後の併用	—	非公表
長岡京市	導入予定なし	一般競争入札で案件により適用の可否を判断	予定価格の3分の2又は工事の内容により予定価格の10分の8.5までを上限として設定	予定価格500万円以上	・入札参加者が10名以上の場合は、有効な入札を行った者の平均額と最高額との差額を求めて、その額に85%を乗じて1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる ・入札参加者が10名以下の場合は、有効な入札を行った者の平均を求めて、その額に85%を乗じて1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる	事前	事前	事後
井手町	未定	設計金額5,000万円以上	予定価格の60%	工事	—	事前	事前	事後



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)④

平成24年4月時点

府県市町各機関名 (今後の導入見通し)	入札ガイド実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
泉南市	導入予定なし	×	×	設置料金総額30万円以上	非公表	事後	×	事前
能勢町	導入予定なし	導入実績及び予定なし	-	5千万円以上の工事	H20公認車モデル	事前	-	事前
多可町	今後検討	一億以上の工事	一億以上の工事	一億円以下の工事	I日公認車(H21)モデル (直接工事費×0.95+共通固定費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05	事後	事後	事後
樫原市	今後検討	導入していません	導入していません	130万円以上	最低制限基準価額=直接工事費の9.5/10+共通固定費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費3/10	事前	導入していません	事後
斑鳩町	未導入	すべての工事	新公認車モデル	対象なし		事前	事前	事後
岩出市	導入予定なし	制度未導入	制度未導入	原則、全ての工事	非公表	事前	制度未導入	事後
有田川町	今後検討	なし	なし	すべての工事	公認車モデル [(直接工事費×0.95)+(共通固定費×0.90)+(現場管理費×0.70)+(一般管理費×0.30)]×1.05	事前	事後	事前



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)⑤

府県市町各機関名	入札ポート実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				平成24年4月時点 予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
西日本高速道路株式会社 関西支社	未導入(予定なし)	予定価格250万円以上	新公表導入モデル ※低入札基準価格 (算定基準)	250万円以上の土木工事系工種(土木、舗装・橋梁等 15工種) のうち下記のもの ・予定価格が4億円未満の土木工事のうち 新規工事及び改修工事 ・上記以外予定価格 が4億円未満の工事	直接工事費+共通仮設費 ※上限: 予定価格の 85% 下限: 予定価格の 75%	事後	事後	事後
本州四国連絡高速道路 株式会社	現在導入予定なし	1000万円以上の工事	新公表導入モデル (H23.08改定)	未導入	—	事後	事後	—
阪神高速道路株式会社	検討中	予定価格(契約制限価格)1,000万円超	新公表導入モデル	×	×	事後	事後	×
関西国際空港株式会社	・今後検討	・3千万円以上で、競争に付する工事	・調査基準額より契約制限価格の10分の7.5~3分の2 ・契約制限価格の算出基礎額=(直接工事費+共通仮設費+現場管理費相当額×0.2)×1.05	・設定なし	・設定なし	・事後(附帯契約の場合を除く。)	・調査の有無のみ	・設定なし
独立行政法人 空港部・国際航運機構 大阪国際空港事業本部	他発注者の動向を踏まえて検討	予定価格1千万円以上	新公表導入モデル	導入してない	導入してない	事後	事後	導入してない
独立行政法人 京都国立博物館	該当なし (導入予定なし)	該当なし		該当なし		非公表	非公表	非公表



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)⑥

平成24年4月時点

府県市町 各機関名	入札方式実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 国立文化財機構 奈良国立博物館	導入済み	予定価格が1千万円以上	新公募選モデル	未導入		事後	事後	事後
独立行政法人 京都国立近代美術館	今後検討	予定価格が1千万円を超える	予定価格算出の基礎となる直接工事費から直接仮設工事費を控除した額	予定価格が1億円超える工事	文教施設等の基準に準拠する	事後	事後 (総合評価落札方式でない場合は非公表)	事後 (総合評価落札方式でない場合は非公表)
独立行政法人 国立国際美術館	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討	今後検討
独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	今後検討	予定価格1,000万円以上	新公募選モデル	無	無	事後	事後	無
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 鉄道整備本部 大阪支社	導入するかどうか不明。	予定価格250万円を超える工事	新公募選モデル	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備 支援機構 国鉄青算事業 西日本支社	なし	予定価格が250万を超える工事	新公募選モデル	なし	なし	事後	事後	なし



(2)低入札対策について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 低入札対策の実施状況(国・関係機関・代表市町村)⑦

府県市町 各機関名	入札方式実施状況 (今後の導入見通し)	低入札対策				平成24年1月時点 予定価格等の公表		
		低入札調査		最低制限価格		予定価格	調査基準価格	最低制限価格
		対象工事	調査基準価格算定式	対象工事	算定式			
独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	—	予定価格1千万円以上	新公認車モデル	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 関西圏科学研究所	今後検討	1千万円以上の工事	新公認車モデル	なし	なし	事後	事後	対象外
独立行政法人 日本原子力研究開発機構 敦賀本部	今後検討	予定価格1千万円以上	非公表	—	—	事後	事後	—
独立行政法人 日本万国博覽会記念機構	今後検討	1,000万円以上	新公認車モデル	なし	なし	事後	事後	なし
独立行政法人 水資源機構 関西支社	予定価格約1億円以上で本格化となる工事	予定価格1,000万円以上	新公認車モデル	未導入	非公表	事後	事後	未導入
日本下水道事業団 近畿・中国 総合事務所	導入予定なし	予定価格1千万円超	・(土木):直接工事費×0.95+ 共通設備費×0.9+現場管理 費×0.8+一般管理費×0.3 ・建築:(直接受工事費+現場 管理費相当額)×0.95+共通 設備費×0.9+(現場管理費+ 現場管理費相当額)×0.8+ 一般管理費×0.3 ※ 現場管理費 相当額=直接工事費×0.1 ・(機械・電気)機器購費×0.9+ 直接工事費×0.95+共通設備 費×0.9+(現場管理費+相 当額)×0.8+(現場管理費) 一般管理費等×0.3	導入してない	—	原則事後	事後	—

3. 市町村対象総合評価方式等に関する アンケート調査結果と支援策について



平成24年9月7日



市町村の総合評価方式の導入状況－1

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 総合評価方式の導入状況（市町村）【累計】

◇過年度実施を含む累計導入率(協議会目標値80%以上)は、71%(平成24年3月末)であり、今年度新たに総合評価方式を行う自治体がないため同率である。

◇各府県ブロック発注者協議会を活用し、未実施の自治体への助言を行うなど、導入を促す必要がある。

政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

H24. 4時点

地整	府県名	平成22年度			平成23年度			平成23年度実施課題		平成24年度見込み(4月時点)		
		府 県 内 市 町 村 (A)	内 導 入 市 町 村 (B)	うち総合評価 市町村総合評価 (C = B / A)	府 県 内 市 町 村 (A)	内 導 入 市 町 村 (B)	うち総合評価 市町村総合評価 (C = B / A)	平成23年度 協議会 目標導入率	協議会目標こ に対する達成率	府 県 内 市 町 村 (A)	内 導 入 市 町 村 (B)	うち総合評価 市町村総合評価 (C = B / A)
近畿	福井県	17	14	82%	17	14	82%	80%以上	103%	17	14	82%
	滋賀県	19	18	95%	19	18	95%		119%	19	18	95%
	京都府	26	8	31%	26	9	35%		44%	26	9	35%
	大阪府	43	15	35%	43	16	37%		46%	43	16	37%
	兵庫県	41	29	71%	41	29	71%		89%	41	29	71%
	奈良県	39	35	90%	39	36	92%		115%	39	36	92%
	和歌山県	30	30	100%	30	30	100%		125%	30	30	100%
	近畿管内	215	149	69%	215	152	71%		89%	215	152	71%

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H24. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



市町村の総合評価方式の導入状況－2

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 総合評価方式の導入状況（市町村）【単年度】

- ◇平成23年度近畿地方の市町村（7府県計：215市町村）における総合評価の実施率は平成23年度末（平成24年3月末）で30%（64市町村）となっている。また、平成24年4月での実施見込みは39%で平成23年度実績を上回る予定となっているが、全体的に導入率が下がってきてている状況である（協議会目標値50%）。
- ◇府県ブロック発注者協議会を活用し、継続に向けての取り組みの強化が必要である。

政令市・市町村における総合評価方式の導入状況

地整	府県名	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度			平成24年度見込み(4月時点)		
		市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合	市町村内数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合	府県内数(A)	うち総合評価導入市町村数(B)	市町村総合評価導入割合(C = B / A)	市町村総合評価導入割合	市町村総合評価導入割合	(C = B / A)
近畿	福井県	65%	47%	41%	17	6	35%	17	7	41%			
	滋賀県	73%	42%	53%	19	8	42%	19	6	32%			
	京都府	23%	23%	19%	26	5	19%	26	5	19%			
	大阪府	19%	23%	23%	43	10	23%	43	7	16%			
	兵庫県	44%	46%	37%	41	11	27%	41	14	34%			
	奈良県	77%	74%	59%	39	20	51%	39	32	82%			
	和歌山県	77%	53%	33%	30	4	13%	30	12	40%			
	近畿管内	52%	45%	37%	215	64	30%	215	83	39%			

近畿7府県・4政令市における総合評価方式導入状況 H24. 4月現在(各自治体報告データとりまとめ:近畿地方整備局)



◆総合評価方式等に関するアンケート調査結果（平成24年5月24日実施）

1. 総合評価導入状況（予定価格250万円以上）

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
工事全体発注件数(H23)	2314件	1617件	1941件	5546件	5073件	1873件	2130件	20494件
総合評価実施件数(H23)	34件	15件	44件	40件	37件	37件	48件	255件
総合評価実施件数(H23)／ 工事全体発注件数(H23)	1.5%	0.9%	2.3%	0.7%	0.7%	2.0%	2.3%	1.2%
総合評価導入市町村数(H23)	市町村数 (割合)	6 (35%)	8 (42%)	5 (19%)	10 (23%)	11 (27%)	20 (51%)	4 (13%) 64 (30%)
総合評価導入予定件数(H24)		26件	15件	72件	39件	77件	61件	45件 335件
総合評価導入市町村数(H24)	市町村数 (割合)	7 (41%)	7 (37%)	6 (23%)	9 (21%)	15 (37%)	31 (79%)	10 (33%) 85 (40%)

- 平成23年度の総合評価実施件数は255件で工事全体の1.2%
- 総合評価を導入している割合は30%（協議会目標値50%）
- 平成24年度の実施予定件数は335件（※全体工事件数については未定での報告が多いため集計しない）
- 総合評価を導入予定の割合は40%（※上段の数値と異なるのは、平成24年5月24日の集計結果のため）

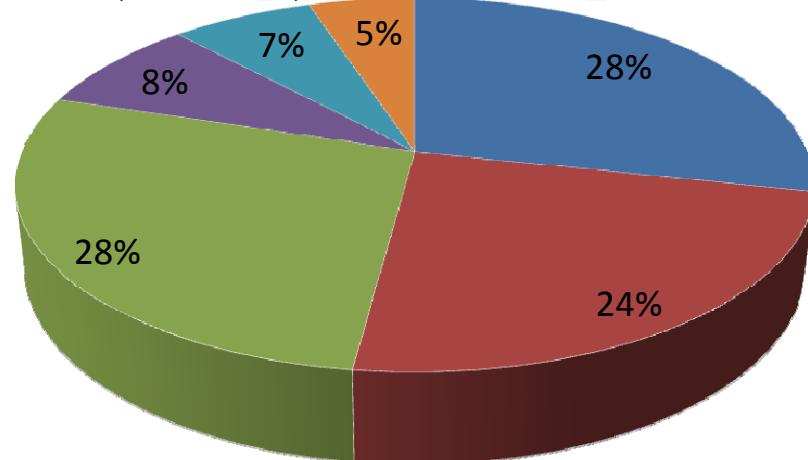


2. 平成23年度工事発注件数集計（件数ベース）

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
250万以上-500万未満	797件	471件	553件	1114件	1435件	739件	710件	5819件
500万以上-1,000万未満	583件	424件	438件	1166件	1247件	444件	549件	4851件
1,000万以上-3,000万未満	700件	445件	500件	1725件	1349件	460件	509件	5688件
3,000万以上-5,000万未満	130件	123件	172件	543件	425件	124件	168件	1685件
5,000万以上-1億未満	49件	80件	171件	562件	358件	70件	115件	1405件
1億以上	55件	74件	107件	436件	259件	36件	79件	1046件
合計	2314件	1617件	1941件	5546件	5073件	1873件	2130件	20494件

平成23年度工事発注件数価格帯別割合

■ 250万以上-500万未満 ■ 500万以上-1,000万未満 ■ 1,000万以上-3,000万未満
■ 3,000万以上-5,000万未満 ■ 5,000万以上-1億未満 ■ 1億以上



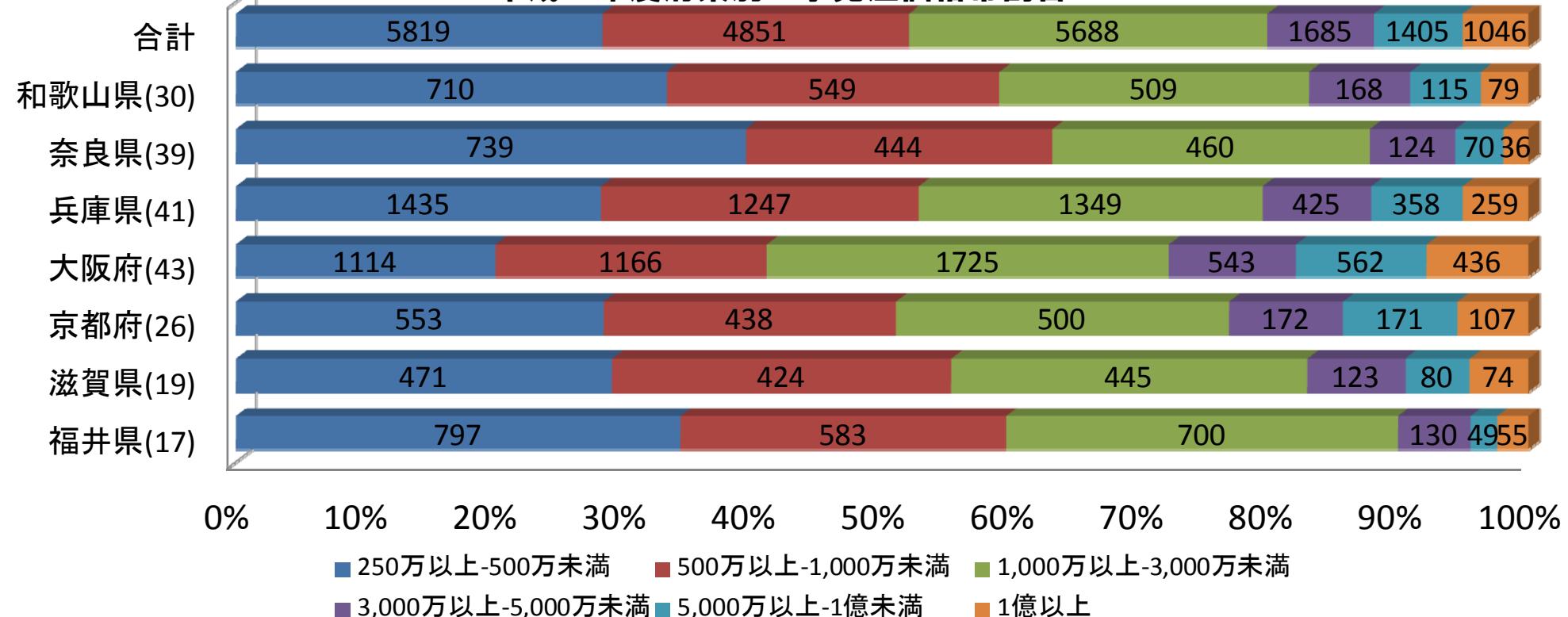
● 1000万円未満の工事件数は全体の52%をしめており、小規模工事での発注が多い。

● 1億円以上の工事件数は全体の5%程度である。



2. 平成23年度工事発注件数集計（件数ベース）

平成23年度府県別工事発注価格帯割合



●府県で各価格帯ごとの工事発注件数の傾向はほぼ同じである。



2. 平成23年度工事発注件数集計（市町村数ベース）

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
1,000万以上の工事	17	19	26	43	41	39	29	214
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(96.7%)	(99.5%)
3,000万以上の工事	17	19	25	41	41	30	27	200
	(100.0%)	(100.0%)	(96.2%)	(95.3%)	(100.0%)	(76.9%)	(90.0%)	(93.0%)
5,000万以上の工事	15	17	23	38	40	20	21	174
	(88.2%)	(89.5%)	(88.5%)	(88.4%)	(97.6%)	(51.3%)	(70.0%)	(80.9%)
1億以上の工事	14	14	18	32	36	14	16	144
	(82.4%)	(73.7%)	(69.2%)	(74.4%)	(87.8%)	(35.9%)	(53.3%)	(67.0%)
(参考) 府県の総合評価方式の対象工事範囲	・5千万円以上かつ3千万円以上のうち技術的に工夫の余地のある工事	・予定価格1億円以上：導入済 ・予定価格1億円未満：案件を抽出の上、試行	1000万円以上の一 部で試行	・土木一式 3.5億円以上 ・建築一式 6億円以上	7千万円以上の 土木工事のうち 「重要構造物に 関する工事」ま たは「施工上の 配慮が特に必要 な工事」	予定価格5千万 円以上の建設工 事全て（詳細は 別紙に記載）	3千万円以上	

※和歌山県の1町で1000万円以上の工事発注がないため、市町村数の合計が214となっている。

- 1億円以上の工事を発注している市町村数は144自治体で全体の67%である。



3. 総合評価方式について

1) 総合評価方式対象範囲について

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
「金額」、「技術的な工夫が必要な工事」等で設定している市町村数	12 (71%)	12 (63%)	9 (35%)	14 (33%)	25 (61%)	36 (92%)	22 (73%)	130 (60%)
未設定の市町村数	5 (29%)	7 (37%)	17 (65%)	29 (67%)	16 (39%)	3 (8%)	8 (27%)	85 (40%)

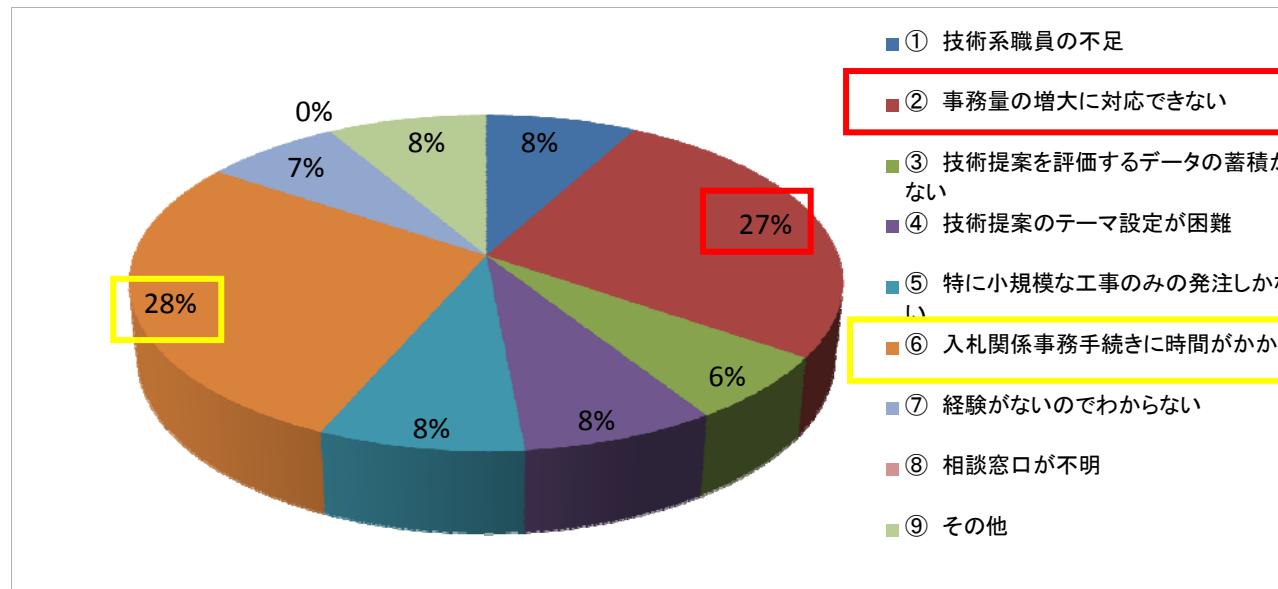
- 総合評価方式の選定基準が未設定の自治体は85自治体で全体の40%である。
- 都市部(京都府・大阪府・兵庫県)で未設定の自治体が多くみられる。
- 「技術的な工夫が必要とされる工事」について設定している自治体が多い。



3. 総合評価方式について

2) 総合評価方式の導入・拡大にあたっての課題

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 技術系職員の不足	1	1	3	5	4	4	1	19
② 事務量の増大に対応できない	5	7	8	10	7	18	8	63
③ 技術提案を評価するデータの蓄積がない	4	3	0	1	2	2	3	15
④ 技術提案のテーマ設定が困難	0	1	4	5	5	1	2	18
⑤ 特に小規模な工事のみの発注しかない	0	2	3	6	3	2	3	19
⑥ 入札関係事務手続きに時間がかかる	4	6	5	11	15	14	11	66
⑦ 経験がないのでわからない	1	3	1	4	3	1	4	17
⑧ 相談窓口が不明	0	0	0	0	0	0	0	0
⑨ その他	2	0	3	7	7	0	1	20

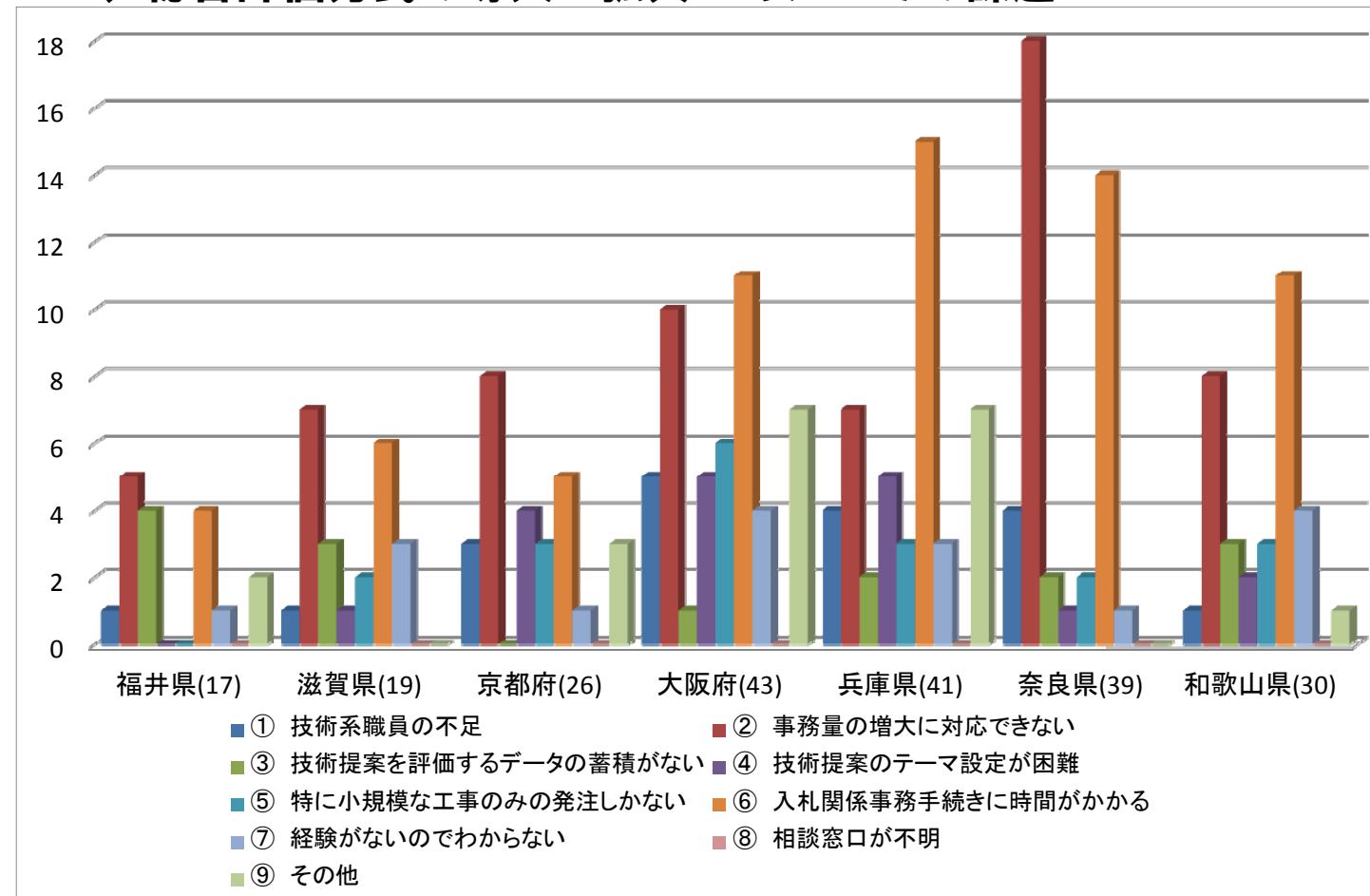


●「⑥入札関係事務手続きに時間がかかる(66回答)」、「②事務量の増大に対応できない(63回答)」との意見が多い。



3. 総合評価方式について

2) 総合評価方式の導入・拡大にあたっての課題



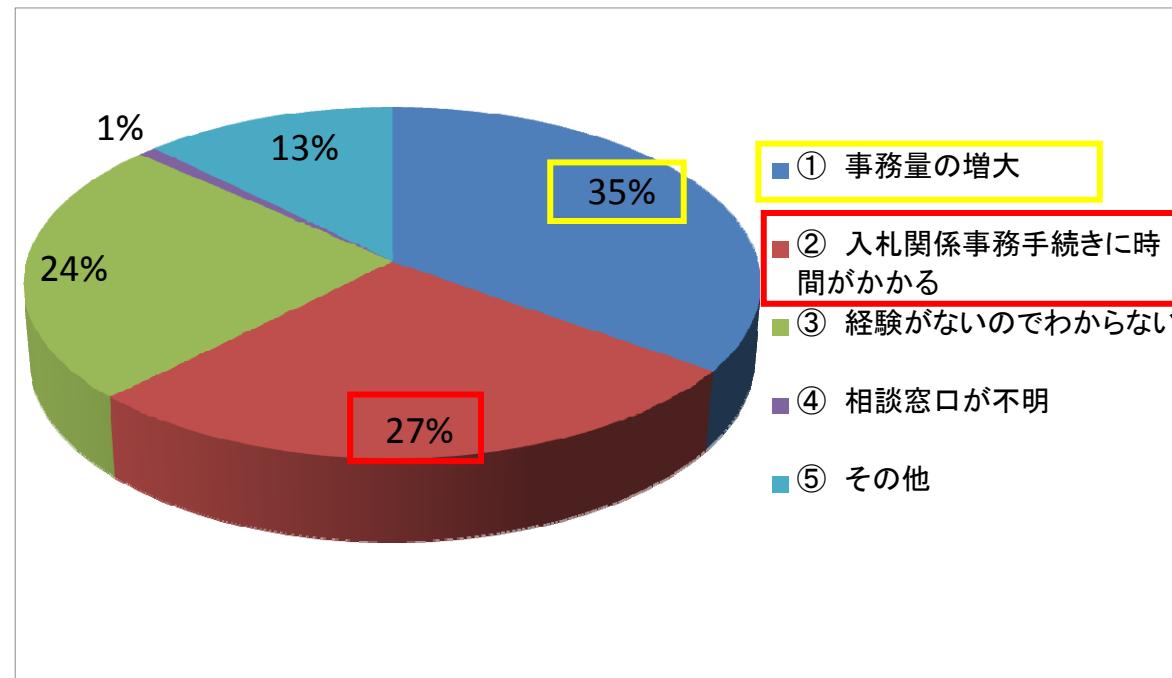
- その他の意見として、
 - ・「特殊な技術力を要する工事が少ない」
 - ・「実績・工事成績等の評価から特定の業者が有利になる」
 - ・「事務量増加に対して具体的な効果がわからない」
 - ・「逆転落札の合理的説明が困難」・「高い審査能力及び審査体制の強化が必要となる」
 - ・「地元業者中心の入札形態であり、技術提案のテーマ設定が困難」
 - ・「評価項目・評価基準配点バランスにより結果が異なり客観的な判断基準を設けることが困難であり恣意性が入り込む」
 - ・「技術提案評価に係る委員(電気職・機械職)の人員不足」
 - ・「市内業者限定工事がほとんどの状況で、対応できる社は限られており、当市の実態に即していない」など



3. 総合評価方式について

3) 低入札価格調査に関する課題

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 事務量の増大	7	8	11	15	9	16	12	78
② 入札関係事務手続きに時間がかかる	5	7	6	14	14	9	6	61
③ 経験がないのでわからない	4	4	4	10	11	10	11	54
④ 相談窓口が不明	0	0	0	0	2	0	0	2
⑤ その他	1	1	5	7	7	6	1	28

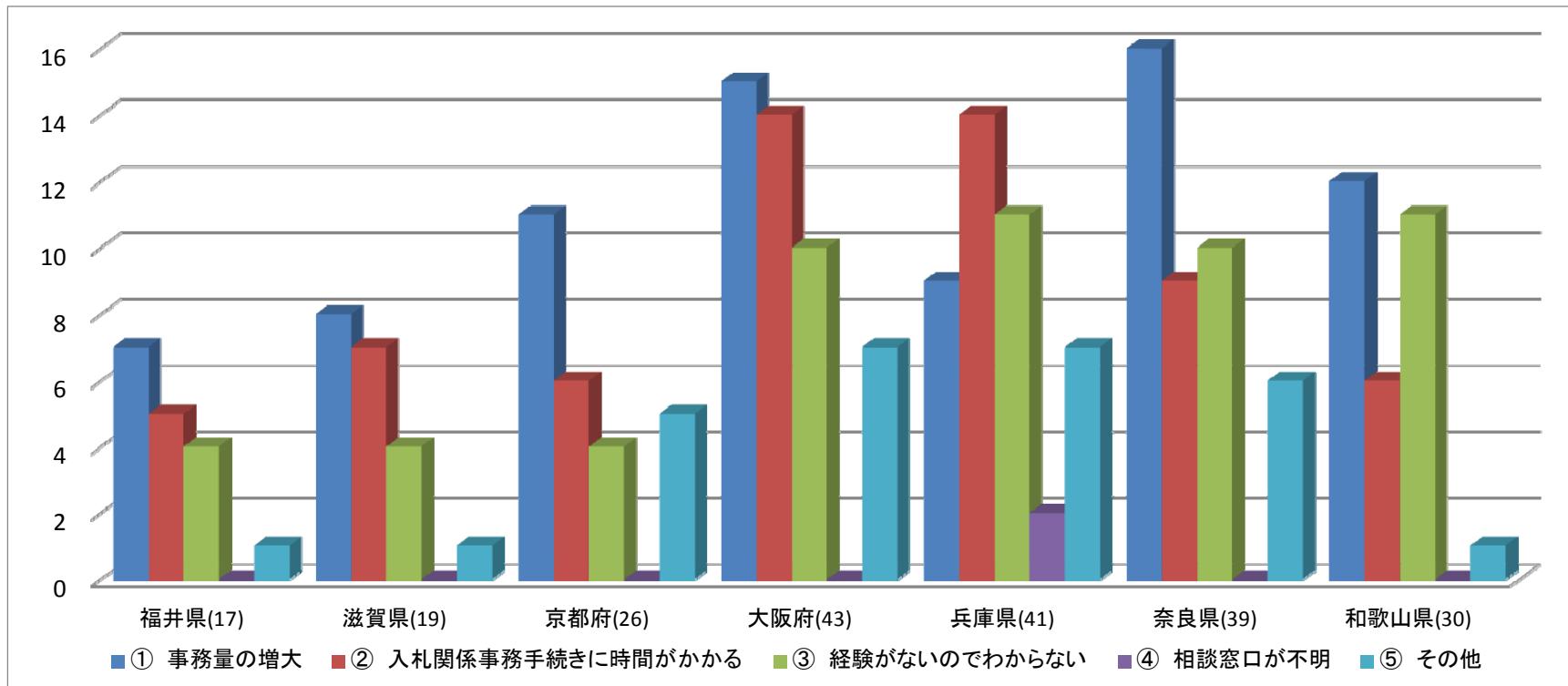


●「①事務量の増大(78回答)」、「②入札関係事務手続きに時間がかかる(61回答)」との意見が多い。



3. 総合評価方式について

3) 低入札価格調査に関する課題



● その他の意見として、

「事務量が膨大であることから低入札価格調査制度を廃止し、失格基準価格を設けている」

「営繕・設備工事は下請見積が殆どであり、積算根拠となる単価が明確化できない。※当初見積を無視した価格(交渉の結果、最低限業者が必要とする金額)が存在するため。」

「低入調査項目に係るデータ蓄積がない」

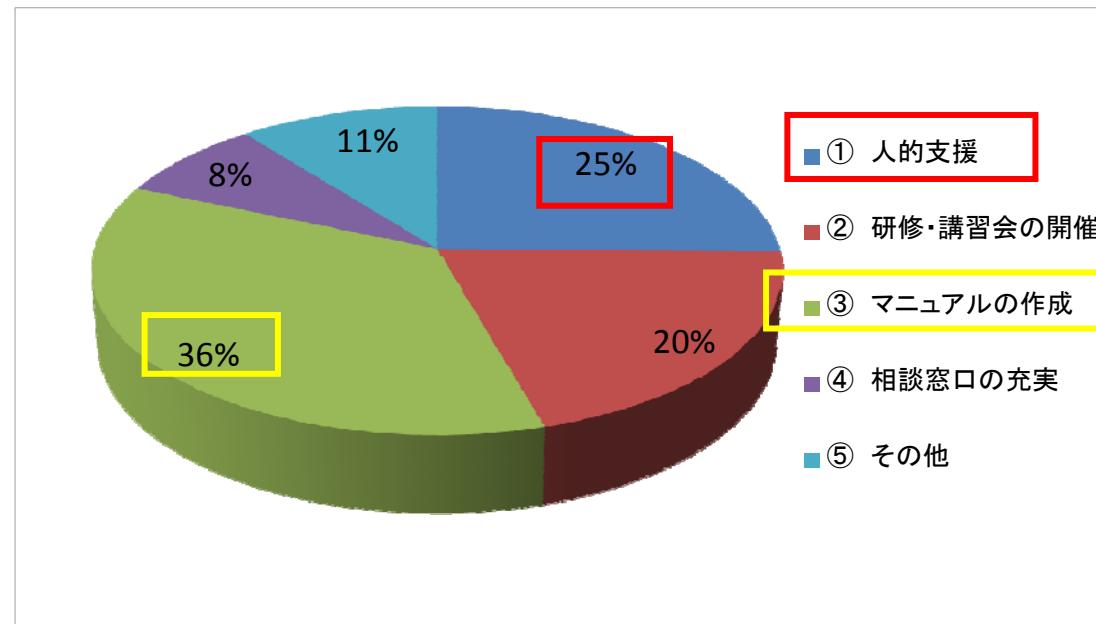
「請負業者の段階的な資質向上が先決」など



3. 総合評価方式について

4) 総合評価方式の導入・拡大にあたって国・府県の支援について期待するもの

	福井県(17)	滋賀県(19)	京都府(26)	大阪府(43)	兵庫県(41)	奈良県(39)	和歌山県(30)	合計
① 人的支援	3	4	10	9	9	15	7	57
② 研修・講習会の開催	3	6	3	11	7	7	9	46
③ マニュアルの作成	3	7	7	22	17	11	14	81
④ 相談窓口の充実	3	1	2	5	3	4	0	18
⑤ その他	5	1	6	4	5	2	1	24

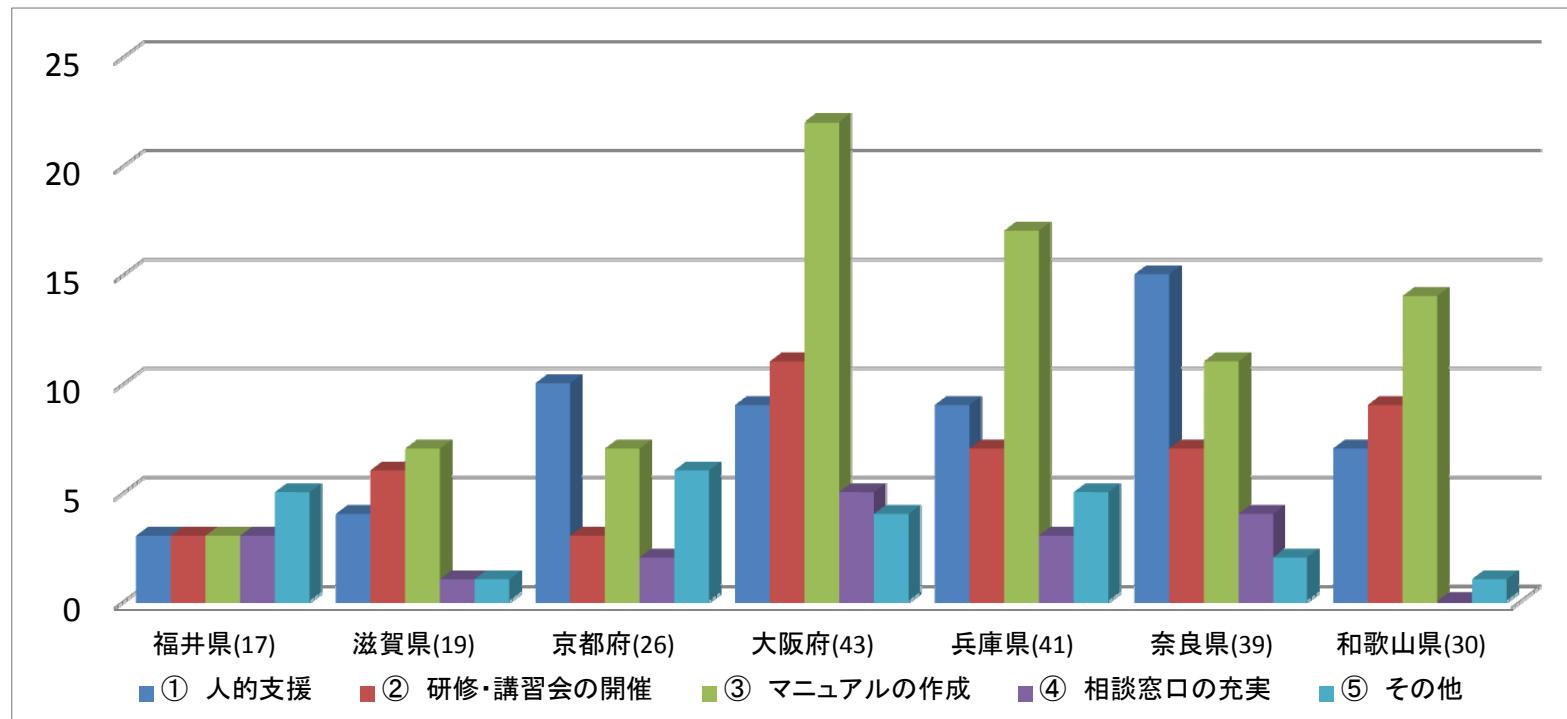


●「③マニュアルの作成(81回答)」、「①人的支援(57回答)」との意見が多い。



3. 総合評価方式について

4) 総合評価方式の導入・拡大にあたって国・府県の支援について期待するもの



● その他の意見として、

「国・県と市町では、業者の規模や実績及び発注規模・工事内容が大きく異なる点に着目した支援」

「運用上の諸情報の提供」

「技術提案に対する評価やオーバースペックの取扱いについての統一的な基準の設定」

「もっと簡易な制度設定をしていただきたい」

「中小の請負業者にまで、導入効果・意義理解を促進し、浸透させる手立てを講じる事も必要」

「広域的な技術支援・事務代行が必要と感じている。」「入れまでの時間が短縮できるようなシステム」



■ 平成23年度の府県ブロック協議会取り組み状況について

	府県ブロックの取組状況(H23年度)	目標(H23年度)	課題	今後の予定
福井県	平成23年11月17日(木) 「福井県公共工事品質確保連絡協議会」開催 入札談合防止について（公正取引委員会講師） 建設産業の現状と最近の取組みについて（近畿圏地盤整備公団事業部講師） 県の入札制約実施要件の解説や質問交換	・市町の総合評価落札方式導入拡大	・社会保険未加入 ・市町の総合評価落札方式導入拡大	平成24年度 2回開催予定
滋賀県	滋賀県公共工事契約業務連絡協議会の開催 H23.7.22(入札契約制度の改善)	一般競争入札の導入・拡大 総合評価方式の積極的な導入・拡充(3件以上)	依然として、総合評価方式の未導入市町がある。 導入している市町でも3件以下と少ない。	引き続き、本協議会を中心に、契約制度の改善を図っていく。
京都府	京都府公共工事発注者協議会2回開催 (H23.9.13及びH24.2.2)	2回開催	・入札契約制度や建設行政による現状・動向	平成24年度においても、2回程度開催予定
大阪府	ブロック協議会等の定例的な取組みは実施していません。	—	—	—
兵庫県	兵庫県公共工事契約業務連絡協議会において、総合評価落札方式の拡充に向けた取組みを依頼	—	—	兵庫県公共工事契約業務連絡協議会において、総合評価落札方式の拡充に向けた取組みを依頼
奈良県	10月21日に奈良県発注者協議会を開催し、公共工事の品質確保の促進に関する情報共有・総合評価方式の導入目標を設定。 【協議会の要旨】 ・近畿ブロック発注者協議会(H23.8.29)の資料を活用した情報共有 ・総合評価落札方式の導入意義 ・市町村における総合評価の導入状況(H22年度)と、導入目標の設定(H23) ・奈良県の取組みについて	・市町村の総合評価方式導入 ①目標導入率(累積)：90% ②目標導入率(単年度)：80% ・総合評価方式での工事発注件数の拡大 ・特別簡易型から簡易型(標準型)への移行	公共投資が減少し、市町村では技術系職員が不足しており、さらなる奈良県の技術支援(指導)が必要。	今年度も10月頃に奈良県発注者協議会を開催する予定。 【協議会の要旨(予定)】 平成23年度の内容に加え、業務における総合評価方式の導入を促し、社会保険未加入問題への対応を検討する。
和歌山县	○和歌山县公共工事契約業務連絡協議会を活用し、7月に開催 ○「公共工事の品質確保について(総合評価方式の取組み状況と活用)」をテーマに開催。 1 各発注者間相互の連携強化 2 総合評価実施状況と今年度の予定 3 市町村における総合評価の進め方(落札者決定基準例の提示、県設置の第三者機関の活用等) 4 県における取組み(総合評価の主要な取扱い内容等) ○「総合評価方式の取組み状況について」市町村の事例を発表。	・発注機関相互の情報交換・情報共有による連携強化 ・品質確保の促進	・総合評価導入率(市町村)の、単年度目標(50%以上)の達成に向け、市町村への指導を行っていくことが必要。また、今後も継続的ブロック会議を実施していくことが必要。 ※累積目標導入率(80%以上)は達成済み。	・平成24年度においても、和歌山县ブロック協議会(和歌山县公共工事契約業務連絡協議会を活用)を開催し、市町村との情報共有・連携強化を図る。



総合評価方式の導入・拡大に向けた支援策の提案

- 府県単位で市町村からの相談窓口等の更なる支援
- 昨年度作成した、「総合評価落札方式における技術提案・指定テーマ事例集(案)」に加えて、市町村の発注形態に即した「総合評価落札方式導入の手引き書」を府県・市町村と連携して作成
(平成24年度目途)

4. 近畿地方整備局における 総合評価方式・低入札対策の取り組み状況について



国土交通省

平成24年9月7日



(1)総合評価落札方式について

(2)ダンピング対策等

(3)品質向上に向けた取り組み

(4)総合評価落札方式の改善に向けた試行方針(案)

(5)本格運用に向けた近畿地方整備局の試行

(6)新たな取り組み

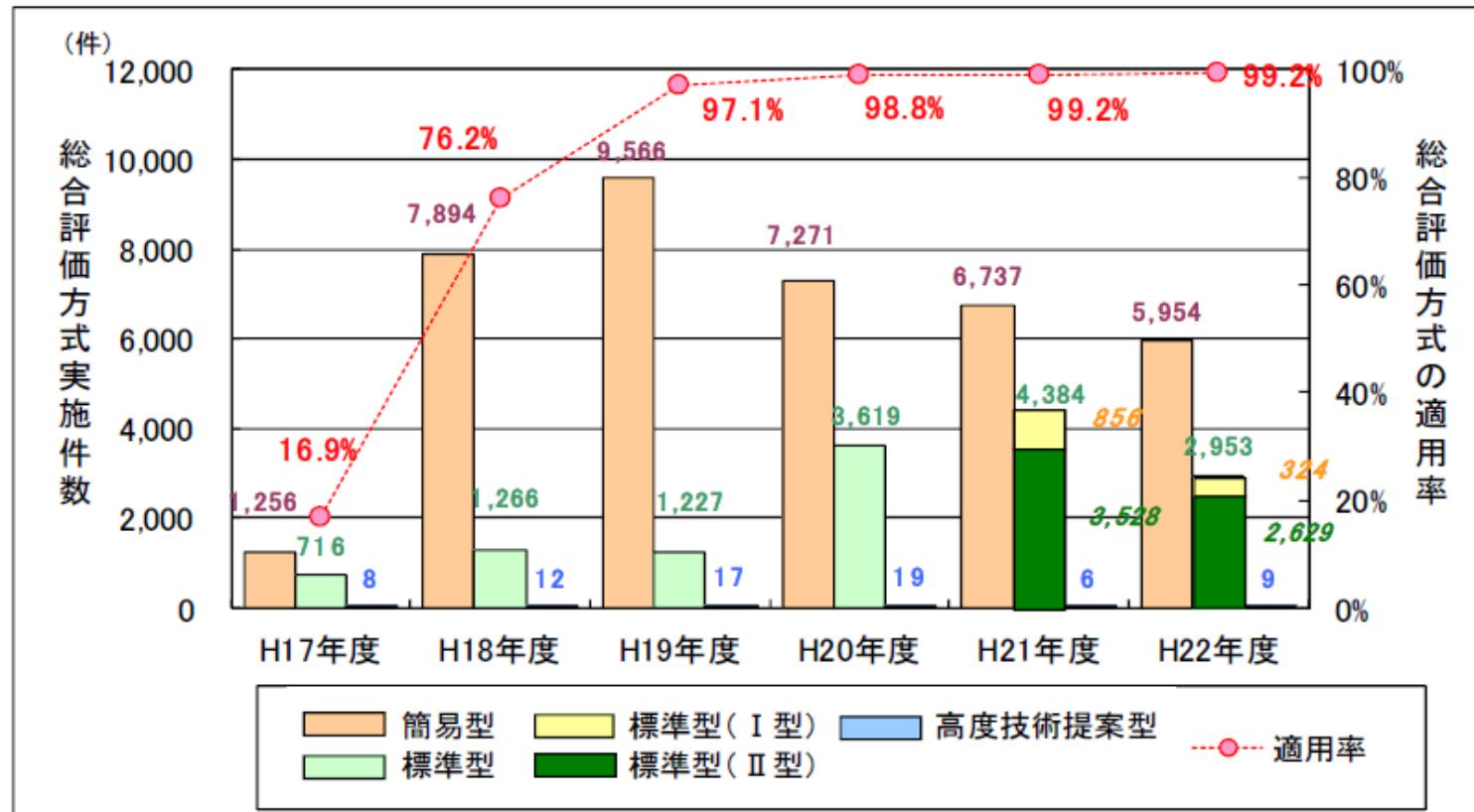


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価落札方式の普及・拡大の状況（全国）

- 平成22年度の適用率は件数ベースで99.2%となり、ほぼ100%の適用状況
- タイプ別では、最も多いのは簡易型の5,954件（全体に占める割合66.8%）最も少ないのは高度技術提案型の9件（同0.10%）



年度別・タイプ別の実施状況(件数)

注1)8地方整備局における実施件数　注2)適用率は随意契約を除く全発注工事件数に対する総合評価方式実施件数の割合

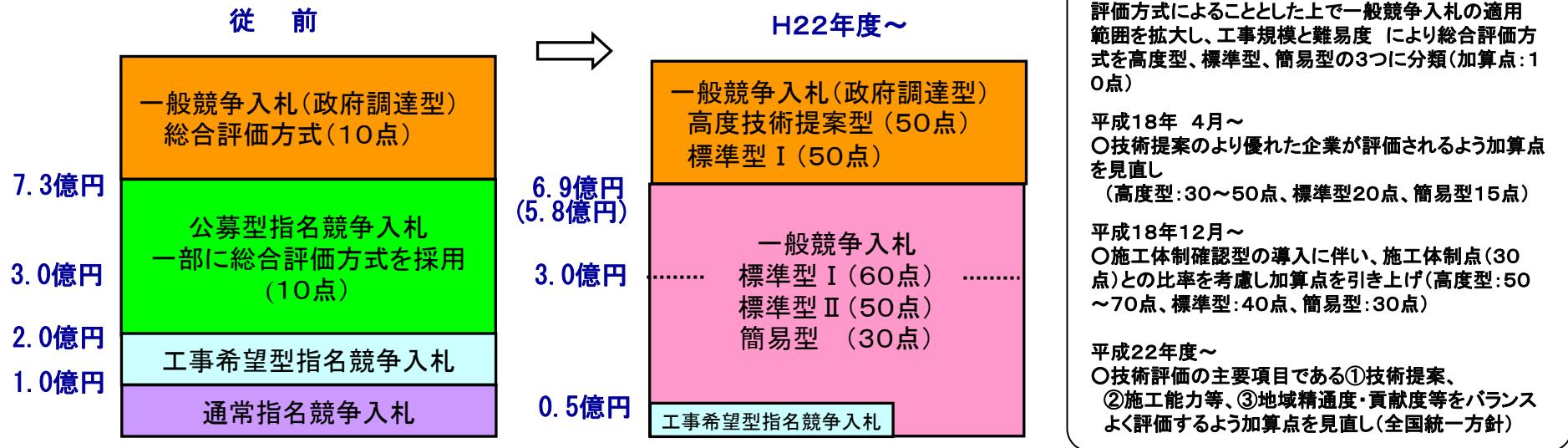


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

①. 総合評価落札方式〔実施方針と実施状況〕

■工事における総合評価落札方式の変遷



平成23年度総合評価の実施状況(近畿地方整備局) 平成24年3月31日 現在 ※随意契約除く

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総合評価件数	123	693	1,235	1,368	1,273	1,082	1,116
総合評価金額 (百万円)	82,300	151,600	235,896	276,956	168,226	144,300	204,374
総合評価実施率 (金額ベース、%)	41.5	88.8	99.6	99.9	99.9	99.9	99.3



(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価落札方式のタイプ（近畿）

1. 簡易型

- 技術的な工夫の余地が小さい工事を対象
- 発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用

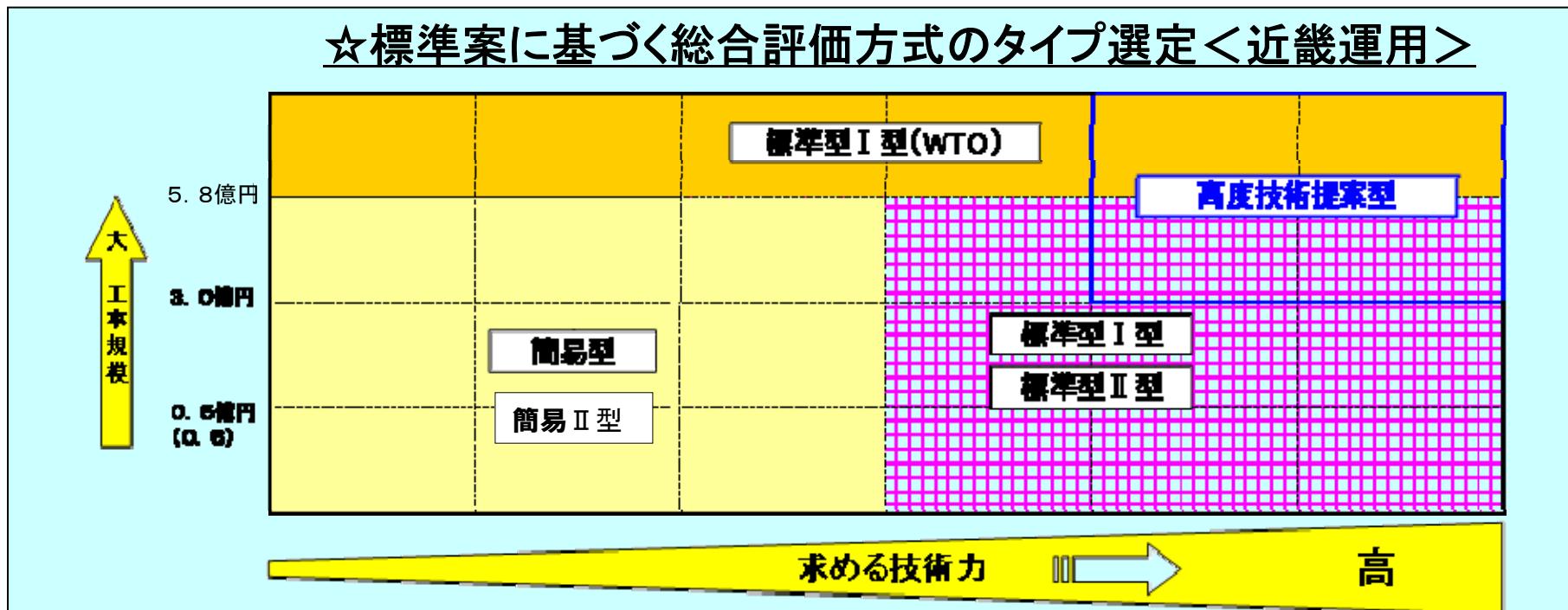
2. 標準型

- 技術的な工夫の余地が大きい工事を対象
- 発注者が示す標準案に対し、特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求め、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格

3. 高度技術提案型

- 技術的な工夫の余地が大きい工事を対象
- 特定の課題について構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求め、工事の品質をより高めることを期待する場合に適用
- 技術提案に基づき予定価格を作成

★標準案に基づく総合評価方式のタイプ選定<近畿運用>



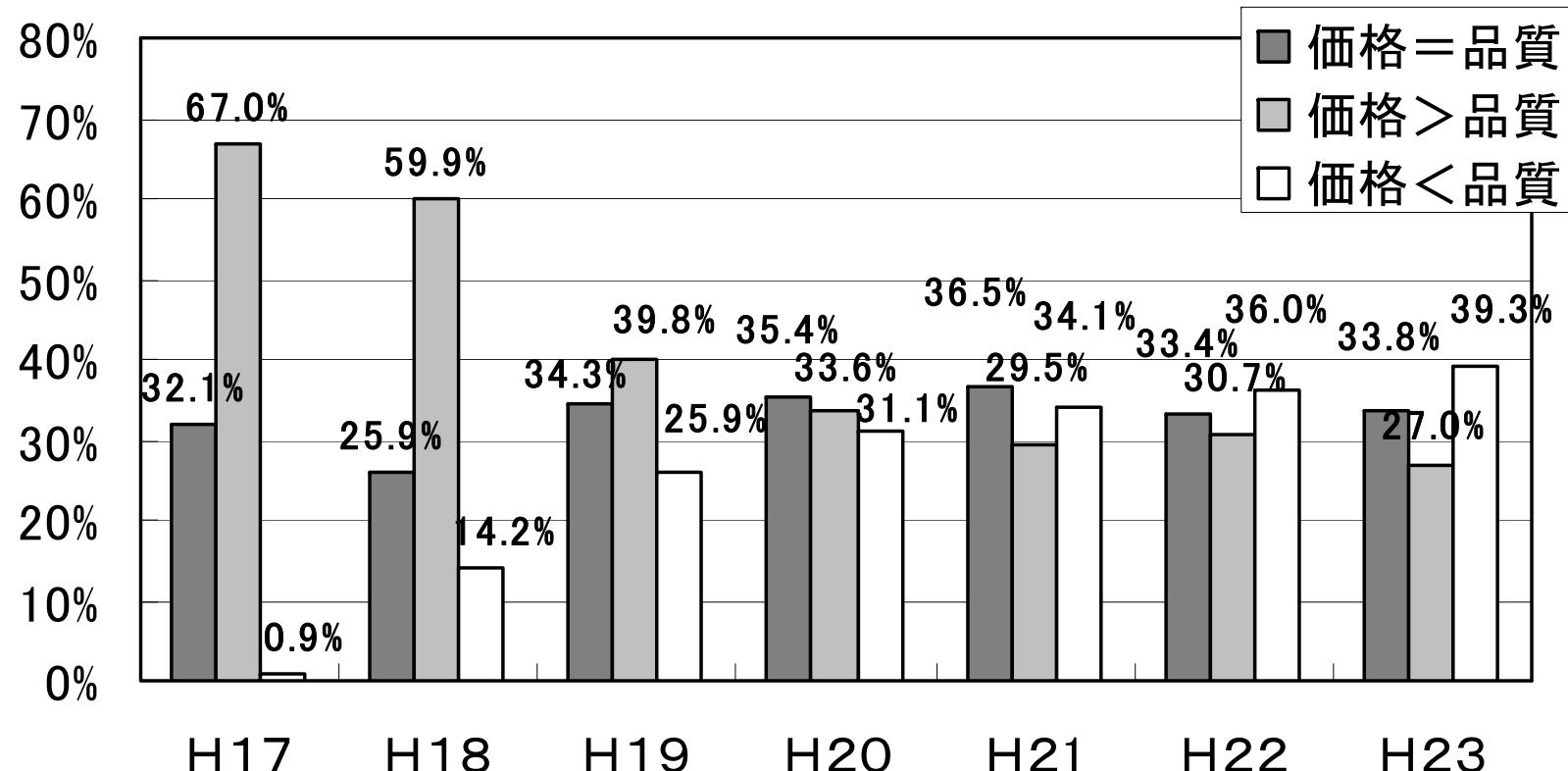


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価発注における落札者の加算点と価格について

年度別落札者の加算点と落札価格について



※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H24.3.31時点

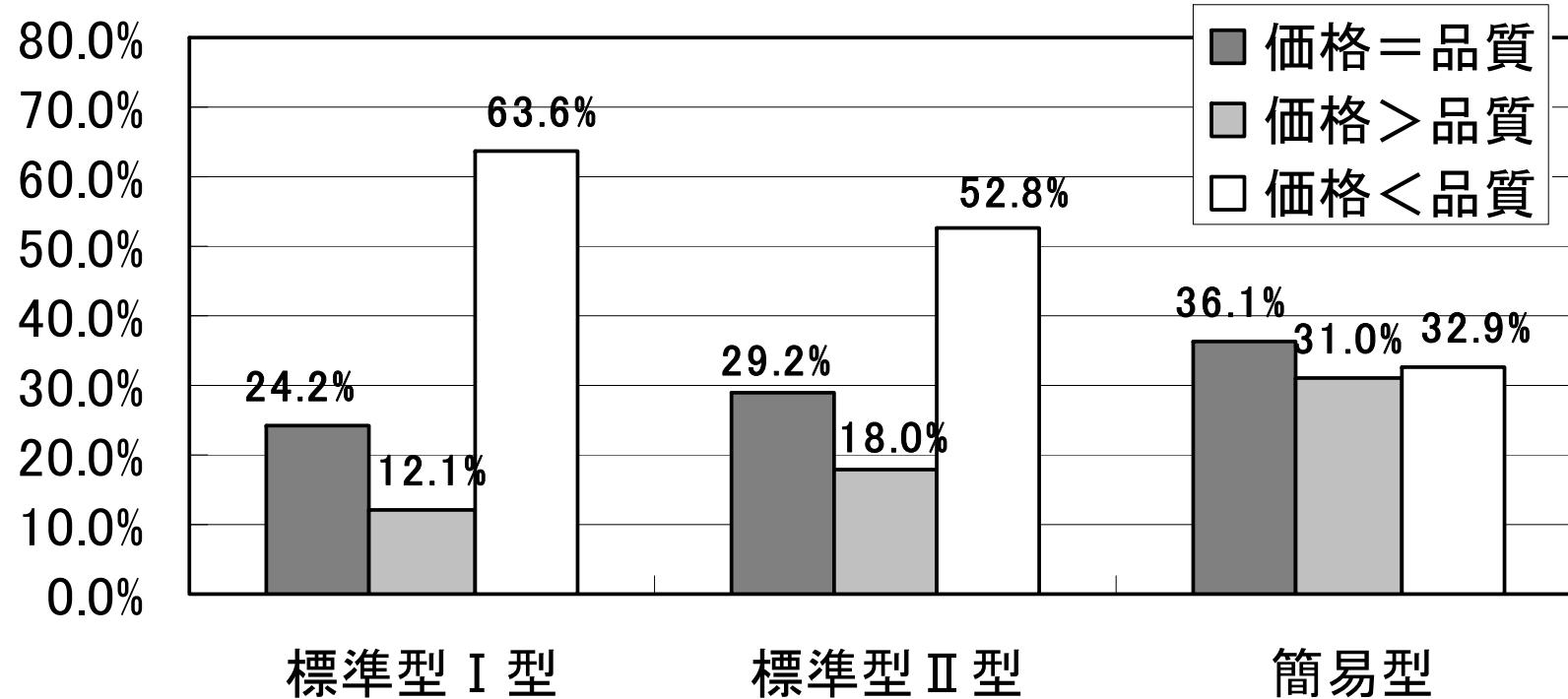


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価発注における落札者の加算点と価格について

平成23年度総合評価方式別落札者の加算点と価格について



※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H24.3.31時点



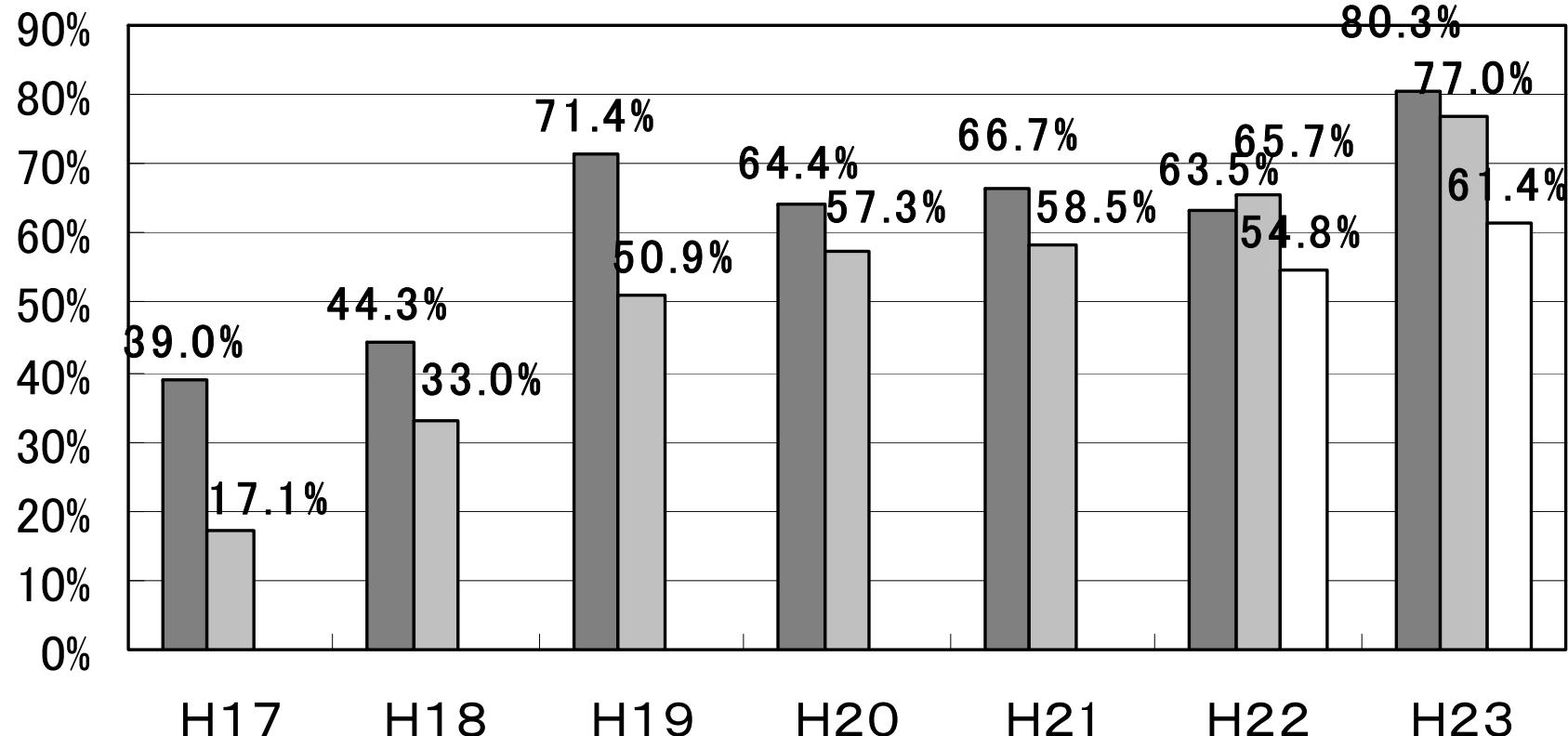
(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価発注における加算点1位の落札割合

加算点1位の業者が落札した割合

H17～H21	標準型I型
	標準型II型、簡易型
H22～H23	標準型I型
	標準型II型
	簡易型



※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H24.3.31時点

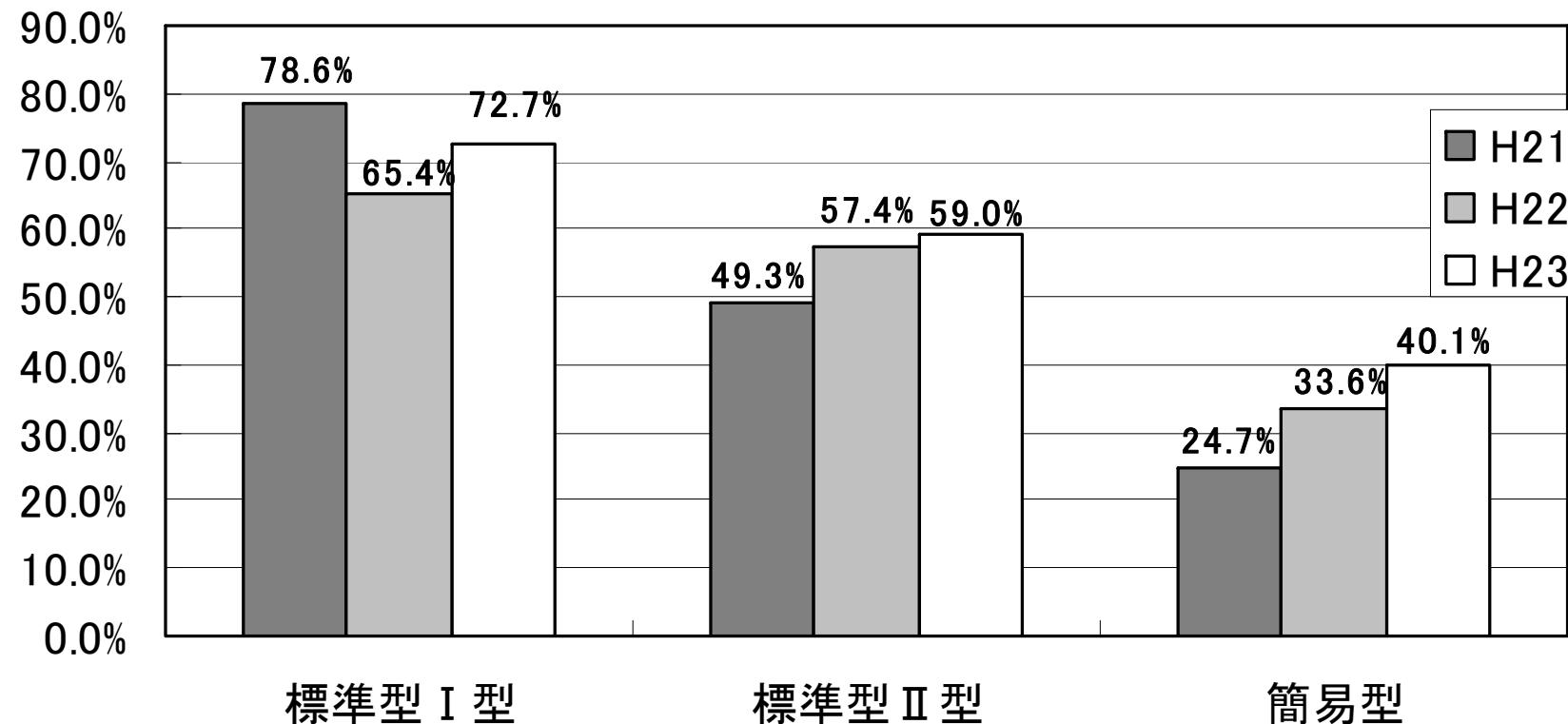


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価発注における価格点1位以外の落札割合

総合評価発注における入札価格1位以外の落札割合



※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H24.3.31時点



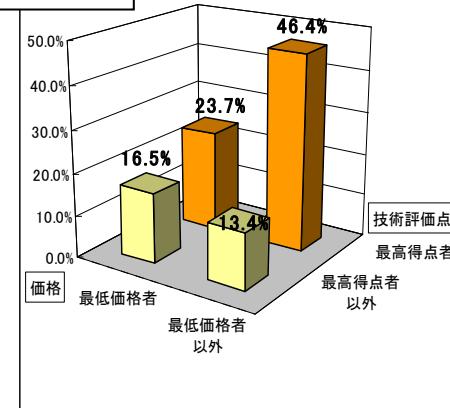
(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価発注における落札割合

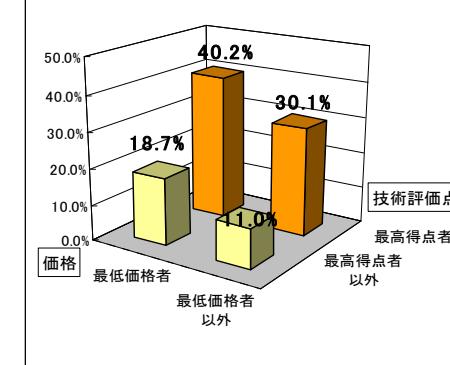
H22全国

標準I型



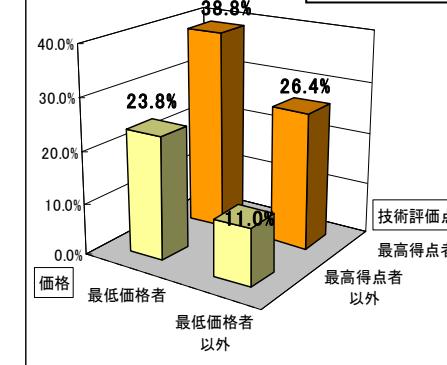
標準II型

技術評価点



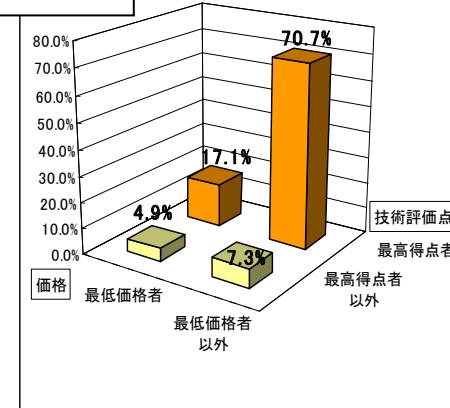
簡易型

最高得点者
最高得点者以外



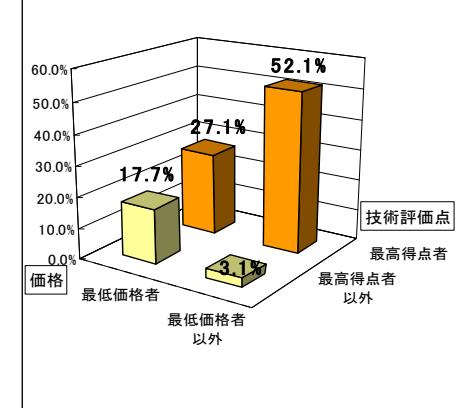
H23近畿

標準I型

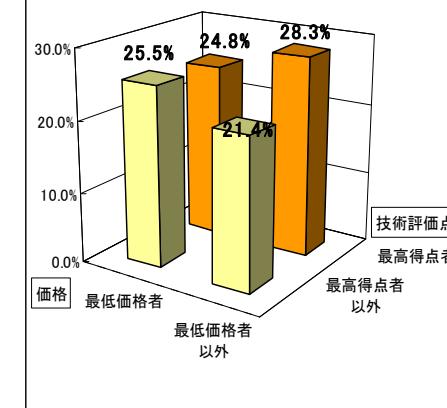


標準II型

技術評価点



簡易型



- ※全国との比較のため主要4工種(一般土木、AS舗装、PC、鋼橋上部)としている
- ※1社応札及び予定価格内1社を除く
- ※ H24.3.31時点



(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価発注における価格点1位以外の落札割合

平成23年度総合評価による落札結果（標準Ⅰ型）

落札者の入札価格順位と加算点順位		1位	2位	3位以下	計
加算点順位	入札価格順位				
1位	1位	12 (18.2%)	4 (6.1%)	2 (3.0%)	18 (27.3%)
2位	2位	16 (24.2%)	2 (3.0%)	2 (3.0%)	20 (30.3%)
3位以下	3位以下	25 (37.9%)	1 (1.5%)	2 (3.0%)	28 (42.4%)
計	計	53 (80.3%)	7 (10.6%)	6 (9.1%)	66

価格=品質	=16/66=24.2%
価格>品質	=8/66=12.1%
価格<品質	=42/66=63.6%

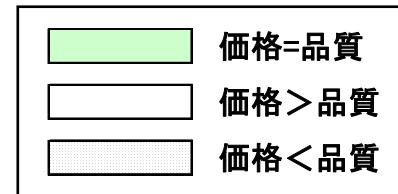
落札者の入札価格順位と加算点順位		1位	2位	3位以下	計
加算点順位	入札価格順位				
1位	1位	39 (24.2%)	20 (12.4%)	7 (4.3%)	66 (41.0%)
2位	2位	32 (19.9%)	6 (3.7%)	2 (1.2%)	40 (24.8%)
3位以下	3位以下	53 (32.9%)	0 (0.0%)	2 (1.2%)	55 (34.2%)
計	計	124 (77.0%)	26 (16.1%)	11 (6.8%)	161

価格=品質	=47/161=29.2%
価格>品質	=29/161=18.0%
価格<品質	=85/161=52.8%

平成23年度総合評価による落札結果（簡易型）

落札者の入札価格順位と加算点順位		1位	2位	3位以下	計
加算点順位	入札価格順位				
1位	1位	188 (31.7%)	92 (15.5%)	75 (12.6%)	355 (59.9%)
2位	2位	87 (14.7%)	25 (4.2%)	17 (2.9%)	129 (21.8%)
3位以下	3位以下	89 (15.0%)	19 (3.2%)	1 (0.2%)	109 (18.4%)
計	計	364 (61.4%)	136 (22.9%)	93 (15.7%)	593

価格=品質	=214/593=36.1%
価格>品質	=184/593=31.0%
価格<品質	=195/593=32.9%



※1社応札及び予定価格内1社を除く

※ H24.3.31時点

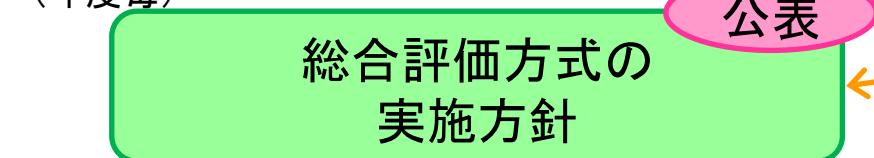


(1) 総合評価落札方式について

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■総合評価落札方式における透明性の確保

(入札契約手続きの流れ)
(年度毎)



(第三者委員会によるチェック)

総合評価委員会

総合評価方式における評価項目・内容、
配点割合、審査基準

総合評価委員会小委員会

個々の工事発注案件毎の、評価項目・
内容、配点割合、評価基準

総合評価委員会小委員会

個々の工事案件毎の技術提案の
審査・評価

入札監視委員会

個々の工事案件毎の入札契約手続き
の運用状況等(抽出審議)

入札公告等に対する質問・回答

（工事案件毎）

（年度毎）

公表



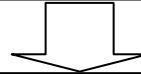
(2) ダンピング対策等

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

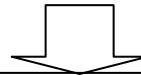
■施工体制確認型の拡大

平成19年度以降施工体制確認型の導入

(河川維持作業、道路維持工事等を除く予定価格1億円以上の工事に適用)



低入札工事の割合は減少したが、1億円未満の工事では増加傾向



平成21年度から適用金額を予定価格6千万円以上に引き下げたが、6千万円未満の工事における割合は依然高い水準で移行している。

(※平成22年度全国における低入札工事のうち、近畿による件数が約57%)



公共工事におけるさらなる品質確保並びにダンピング受注等の対策として、

平成23年11月1日以降に入札公告を行う工事から
施工体制確認型を1千万以上に拡大



(2) ダンピング対策等

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■平成18年度から平成23年度までの発注件数に占める低入札の状況

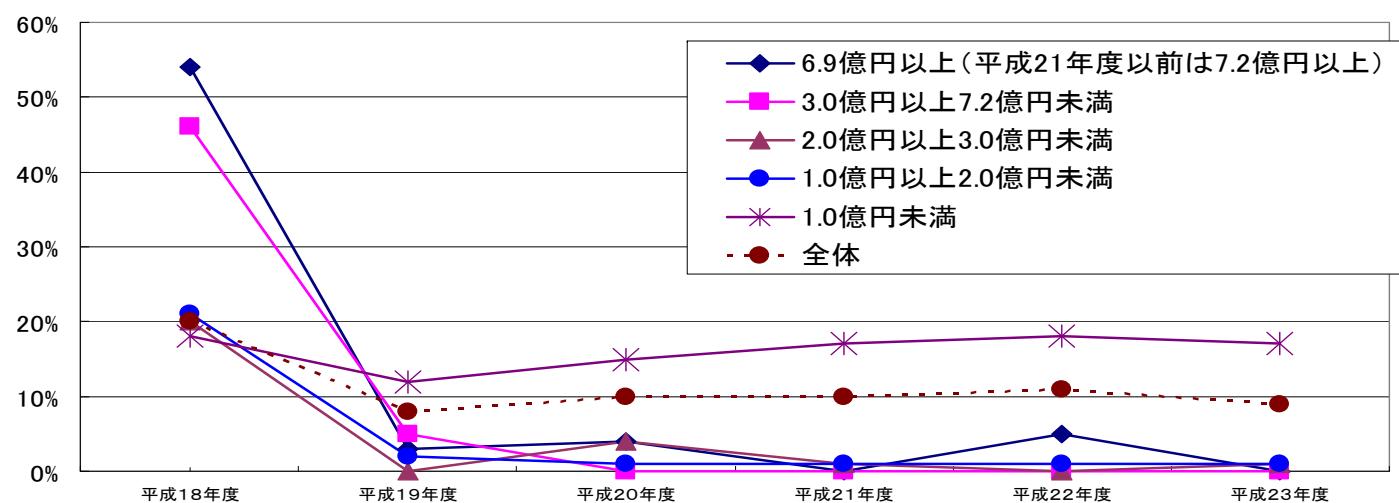
※ 港湾空港部を除く

予定価格	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度							
	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数	低入件数(%)	全体件数						
7. 2億円以上(平成22年度以降は6. 9億円以上)	15	54%	28	1	3%	39	3	4%	73	0	0%	30	1	5%	19	0	0%	38
3. 0億円以上 7. 2億円未満	12	46%	26	3	5%	55	0	0%	61	0	0%	41	0	0%	40	0	0%	38
2. 0億円以上 3. 0億円未満	28	20%	139	0	0%	155	7	4%	169	1	1%	141	0	0%	135	0	0%	183
1. 0億円以上 2. 0億円未満	45	21%	215	5	2%	228	3	1%	282	4	1%	291	1	1%	205	2	1%	264
1. 0億円未満	157	18%	891	90	12%	774	116	15%	751	120	17%	721	114	18%	625	90	17%	538
(0. 6億円未満)										(114)	(22%)	(527)	(110)	(25%)	(444)	(88)	(24%)	(371)
計	257	20%	1,299	99	8%	1,251	129	10%	1,336	125	10%	1,224	116	11%	1,024	92	9%	1,061

施工体制確認型
(1億円以上)

施工体制確認型
(6千万円以上)

H23.11より
1千万円以上



「施工体制確認型総合評価落札方式」の採用により、平成19年度以降、全体件数に占める低入札の割合は減少し、その後ほぼ横ばいであるが、施工体制確認型が適用されない1億円未満では、増加傾向であった。平成21年度から施工体制確認型の適用を予定価格6千万円以上の全工事に引き下げたが、適用外である6千万円未満においては22%～25%(平成21～22年度)と依然高い状況となっていた。

平成23年11月以降、予定価格1千万円以上の全工事を対象に引き下げた結果、全体の低入札の割合はやや減少傾向となった。



(3) 品質向上に向けた取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

①. 地元企業活用審査型の試行[一般土木B等級工事対象]

H20年度から**地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的に、一般土木B等級工事において地元企業の活用を総合評価における加算点項目とする試行を実施しており、平成24年度より一部評価手法についても見直しを行っている。(平成23年度第3回委員会で提案)**

平成23年度までの実施結果から、地元企業活用審査型の試行を実施した工事においては、地元企業活用比率が試行対象外の工事に比べ格段に高く、地元への効果は大きい。

地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的に、引き続き試行を実施していく。

年度	件名	工種	総合評価	地元地域
H20	近畿自動車道紀勢線田野井地区工事用道路工事	一般土木B	標準型II型	和歌山県
	紀北東道路弁天谷川橋下部外工事	一般土木B	標準型I型	和歌山県
	中郷地区築堤他工事	一般土木B	標準型I型	兵庫県
H21	六十谷合口取水口建設(その2)工事	一般土木B	標準型I型	和歌山県
	下市地区下流部低水護岸工事	一般土木B	標準型II型	福井県
	岩井地区土砂受入地調整池整備工事	一般土木B	標準型I型	兵庫県
	大和御所道路居伝高架橋下部工事	一般土木B	標準型I型	奈良県
	矢渕地区高潮堤整備その6工事	一般土木B又はC	標準型II型	和歌山県 三重県
	中角地区中流部低水護岸工事	一般土木B	標準型I型	福井県
H22	中山地区築堤護岸工事	一般土木B	標準型II型	京都府
	国道27号和久里橋他1橋下部工事	一般土木B	標準型II型	福井県
	永平寺大野道路太田地区他改良工事	一般土木B	標準型II型	福井県
H23	京都第二外環状道路小塙灰方地区改良工事	一般土木B	標準型I型	京都府
	岩井地区土砂受入地造成工事	一般土木B	標準型II型	兵庫県
	八州嶺堰堤補強工事	一般土木B	標準型I型	兵庫県
	上山地区護岸工事	一般土木B	標準型II型	兵庫県
	敦賀曙電線共同溝工事	一般土木B	標準型I型	福井県
	ひのそ地区護岸工事	一般土木B	標準型II型	兵庫県
	姉川新設橋下部工事	一般土木B	標準型I型	滋賀県
	公庄地区上流乗越道路工事	一般土木B	標準型I型	京都府
	和歌山北バイパス嘉家作改良工事	一般土木B	標準型I型	和歌山県
	塔の島地区改修工事	一般土木B又はC	標準型II型	京都府
	近畿自動車道紀勢線十九淵地区改良工事	一般土木B	標準型II型	和歌山県
	近畿自動車道紀勢線富田川橋P4橋脚他工事	一般土木B	標準型I型	和歌山県
	近畿自動車道紀勢線秋津高架橋A2橋台他工事	一般土木B	標準型I型	和歌山県
	淀木津町地区掘削工事	一般土木B	標準型II型	京都府
	永平寺大野道路吉野堺地区地下道設置工事	一般土木B	標準型II型	福井県



(3) 品質向上に向けた取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

②. 専門工事審査型の試行

工事目的物の品質に対し実質的に大きな影響を与える**専門工事業者の施工能力等を評価**することにより、工事品質の確保を目的として平成20年度から試行。

H20・21・22・23年度実施した結果から、専門工事業者の同種実績については、概ね全社提出(H23年度工事において1者、実績無しの提案があったが結果、入札辞退)されており、評価上は差が付かない状況である。

しかし、同種実績を評価することは一定の品質が確保できることが見込まれることとなり、今後も引き続き試行実施していく。

年度	工事件名	工種	総合評価	専門工事分野
H20	米原BP丸葭地区道路改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
H21	平成21年度志高地区築堤他(その2)工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	地盤改良工
	平成21年度公庄地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	地盤改良工
	大和御所道路本馬高架橋茅原地区下部工事	一般土木B	標準型Ⅰ型	鋼管セメント杭工
H22	志高地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
	志高中流地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
	志高下境地区地盤改良工事	一般土木B	標準型Ⅱ型	地盤改良工
H23	姫路港須加地区泊地(-12m)浚渫工事	港湾等しづんせつ	標準型Ⅰ型	しづんせつ工
	国道8号三明川横断函渠設置工事	一般土木B又はC	標準型Ⅱ型	既製杭工



(3) 品質向上に向けた取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③. 技能労働者の活用現場従事技能者の評価の試行

施工現場の生産性の向上、建設生産物の品質確保及び技能労働者の活用などを目的として、平成22年度から標準Ⅰ型を対象に試行を実施しており、平成24年度より分任官発注における簡易型についても適用を拡大した。

若手技術者を含めた技能労働者の確保・育成・活用を促進する観点から引き続き試行を実施していく。

なお、H22年度第2回総合評価委員会において、基幹技能者の評価に加え、建設マスター、技能士(特級・1級)を評価することを提案し、委員会以降試行を実施している。

◆試行実施状況

H22年度：17件、H23年度：12件

総合評価方式の標準Ⅰ型（WTO除く）で試行

評価項目：現場従事技能者の能力（施工能力等として加点評価）

評価基準：（登録）基幹技能者、建設マスター、現代の名工、技能士（特級・1級）
の配置を評価

配 点：登録基幹技能者・建設マスター・現代の名工 1. 0点
基幹技能者・技能士（特級・1級） 0. 5点 → 最大2点

※営繕工事については、技能士の配置を特記仕様書で義務づけているため、評価対象外とする。



①. 総合評価落札方式の改善(案)

平成24年2月28日に本省で開催された「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」において、総合評価落札方式改善の方針として下記が示された。

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

総合評価落札方式適用の見直しとして、施工能力を評価する「施工能力評価型(仮称)」と、施工能力に加え、技術提案を求めて評価する「技術提案評価型(仮称)」に二極化。



平成24年度は総合評価落札方式の改善(案)(以下、「改善(案)」)を踏まえた試行を段階的に実施し、本格運用に向けた課題や改善策等について検討を行う。

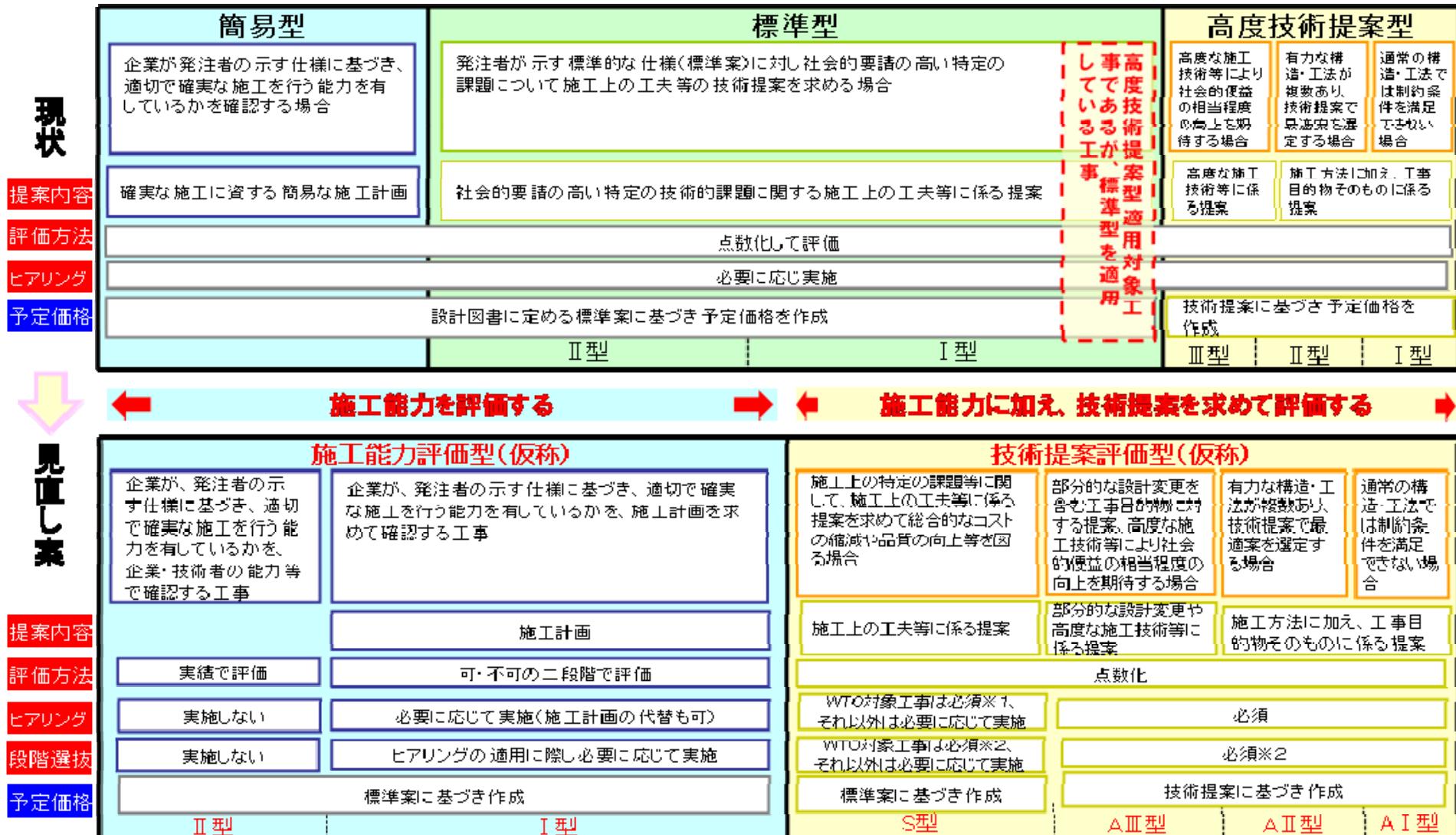


(4) 総合評価落札方式の改善に向けた試行方針(案)

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

②. 総合評価落札方式適用の見直し(二極化(案))

※平成24年2月28日「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」資料抜粋



※1)段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する。
※2)段階選抜は引き続き試行で実施する。 19

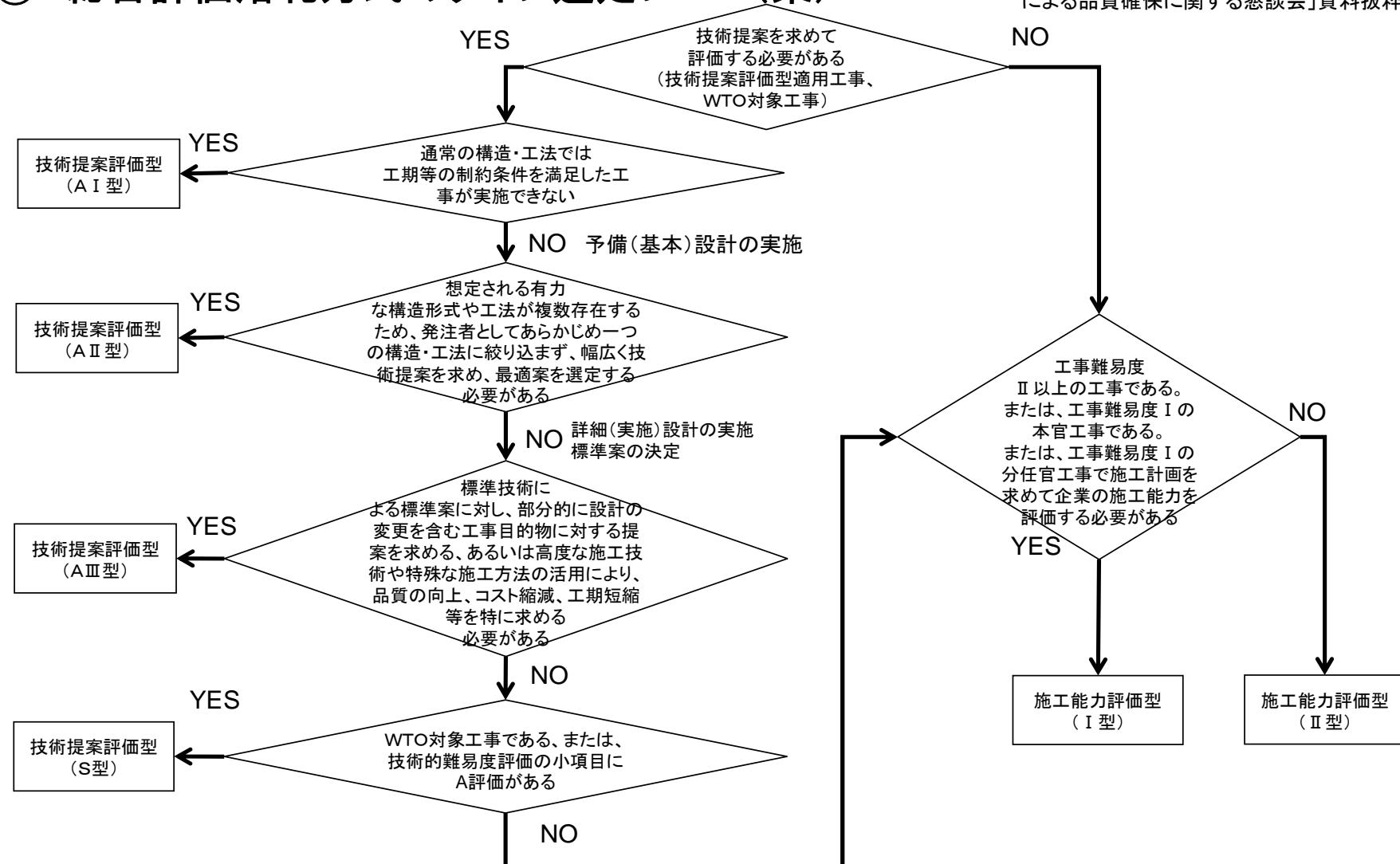


(4) 総合評価落札方式の改善に向けた試行方針(案)

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③. 総合評価落札方式のタイプ選定フロー(案)

※平成24年2月28日「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」資料抜粋





④. 技術評価点の配点方針(案)

※平成24年2月28日「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」資料抜粋

- ・技術評価点の加算点の評価項目は、①技術提案、②企業の能力等、③技術者の能力等とし、加算点合計及びその内訳は、「配点割合」の通りとする。
- ・このうち、②企業の能力等と③技術者の能力等の配点割合は同じとする。
- ・地域精通度・貢献度等については、②企業の能力等の中で評価し、配点は10点を上限とする。

<配点割合>

施工能力評価型

総合評価対象 40(30)		
段階選抜対象 40(30)		
施工計画※	企業の能力等※ 20(15)	技術者の能力等 20(15)

※ 施工計画は、可か不可のみを評価する。

※ 施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※ 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。

技術提案評価型(S型)

総合評価対象60(50)		
段階選抜対象 30(20/30)		
技術提案※ 30(20/30)	企業の能力等※ 15(10/15)	技術者の能力等 15(10/15)

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。

※ 「地域精通度・貢献度等」の評価は「企業の能力等」の中で必要に応じて設定する。(WTO対象の場合設定しない。)

※WTO対象の場合、企業の能力等及び技術者の能力等は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。なお、WTOの配点は別途設定する。

技術提案評価型(A型)

総合評価対象70(50)		段階選抜対象 40/60		
技術提案 70(50)	簡易な技術提案※ 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20	

※簡易な技術提案は段階選抜で必要に応じて評価

※施工体制確認型でない場合は、()内の点数とする。



⑤. 総合評価落札方式の方式選定基(案)

※平成24年2月28日「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」資料抜粋

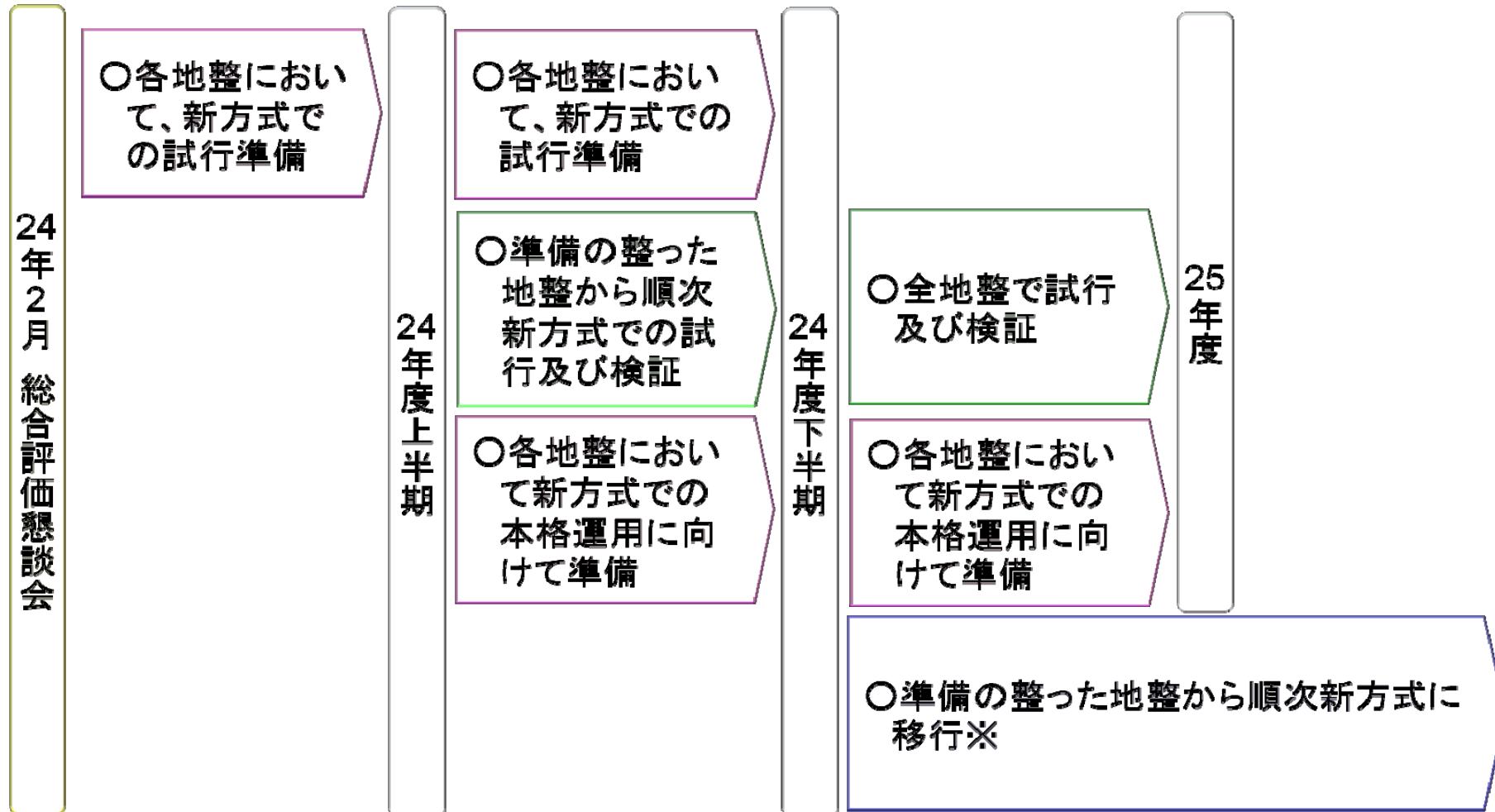
	施工能力評価型		技術提案評価型		
	II型	I型	S型		A型
			右記以外	WTO対象	
ヒアリング	適用しない	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び施工計画の適切性を確認する必要がある場合に適用	配置予定技術者へのヒアリングを実施することで、配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に適用	必須※1	必須
段階選抜	適用しない	ヒアリングの適用に際し、競争参加者を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用	技術提案を求める競争参加者数を絞り込む必要がある場合に段階選抜方式を適用	必須※2	必須※2

※1)段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
※2)段階選抜は引き続き試行で実施する



⑥. 総合評価落札方式改善に向けたスケジュール(案)

※平成24年2月28日「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」資料抜粋



※)段階選抜、WTOにおける企業・技術者の能力等の評価方法については試行を実施し、実施方法の確立に努める。また、ヒアリングについては、段階選抜方式が確立するまでは、段階選抜方式の試行に合わせ試行的に実施する。競争参加資格審査、工事ごとの競争参加資格要件の設定と総合評価の役割分担については引き続き検討を行う。



①. 基本方針

改善(案)を踏まえ、下記の方針に基づき順次新方式へ移行する。

- ①総合評価落札方式の**区分(二極化)及びタイプ選定**においては、**改善(案)と同様とする。**
- ②技術提案評価型(高度技術提案型)の適用拡大に向け、平成24年度、**AⅢ型の試行を実施。**
- ③段階選抜方式については原則以下によるものとし、必要に応じて適用。
なお平成24年度は、本官工事において競争参加者が20者を超えることが想定される工事について必要に応じ試行を実施。
- ④選抜方法は平成23年度に引き続き、**WTO対象工事については近畿独自案、WTO対象外の本官工事においては標準案により行うものとし、二次審査においてヒアリングによる評価を追加。**
- ⑤施工能力評価型(I型、II型)を段階的に試行し、**本格運用に向けて求める提案内容を検討。**



②. 技術提案評価型(AⅢ型)の試行

- 改善(案)では、**高度技術提案型の適用を拡大する観点**から、従来から高度技術提案型を適用していた工事に加えて新たに**部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める工事も高度技術提案型(AⅢ型)の対象**となった。

近畿地方整備局の取り組み



公共工事におけるコストの縮減や目的物の性能・機能の向上、工期短縮等の施工の効率化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減、有用な技術提案についての積極的な活用を図ることを目的に、技術的な工夫の余地が大きい工事において原則WTO案件を対象に高度技術提案型の活用を図る。



平成24年度 下記の4件についてAⅢ型を試行する。

- ◆【ダム再開発に係るトンネル放流設備工事】:一般土木
 - ①天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備流入部建設工事
 - ②天ヶ瀬ダム再開発トンネル放流設備ゲート室部他建設工事
- ◆【比較的大規模な鋼橋上部工事】:鋼橋上部
 - ③丹波綾部道路桧山高架橋上部工事
 - ④近畿自動車道紀勢線右会津川橋上部工事



③. 段階選抜方式〔試行の考え方〕

- 改善(案)では、総合評価落札方式の二極化に向け、ヒアリング及び段階選抜による評価の実施を下記により実施する旨、記述されている。

【ヒアリングによる評価】

- ・技術提案評価型(A型・S型)においてはWTO対象工事は必須※1)、それ以外は必要に応じて実施
- ・施工能力評価型においては、I型を対象に必要に応じて実施

【段階選抜方式】

- ・一次審査は「企業及び技術者の施工能力等」により選抜
 - ・「企業及び技術者の施工能力等」による加算点は段階選抜での評価のみに利用し、総合評価では評価しない。
 - ・技術提案評価型(A型・S型)においてはWTO対象工事は必須※2)、それ以外は必要に応じて実施
 - ・施工能力評価型においては、I型を対象に必要に応じて実施
- ※1)段階選抜の実施方法が確立するまでは、段階選抜を試行する工事で試行的に実施する
※2)段階選抜は引き続き試行で実施する



- 段階選抜方式導入にあたっての課題等

- ・WTO対象工事においては、海外企業の施工能力評価方法が確立していない。
- ・「企業及び技術者の施工能力等」により選抜することで、固定化の懸念。また、結果として従来の「指名競争」に近い形となる。



③. 段階選抜方式〔試行の取り組み〕

段階選抜方式の手法が確立されていない中で、**今後も各整備局において多様な方式を試行・検証していくこと**となる。導入にあたって昨年度の試行及びアンケート結果等を踏まえ、近畿地方整備局においては以下により試行を実施する。

- ◆本官工事において競争参加者が20者を超えることが想定されるものについて必要に応じ試行を実施

WTO案件 → **近畿独自案による試行を実施(平成24年度:5件程度実施)**
WTO以外の案件 → **標準案による試行を実施(平成24年度:5件程度実施)**

- ◆WTO案件については技術提案に基づく評価を実施するものとし、**段階選抜の実施方針が確立するまでの間、企業及び技術者の施工能力等に係る評価は行わない。**
→海外企業評価の問題等、全国の状況等を踏まえ実施を検討する。

- ◆二次審査においてはヒアリングによる評価を試行する。

【WTO案件】

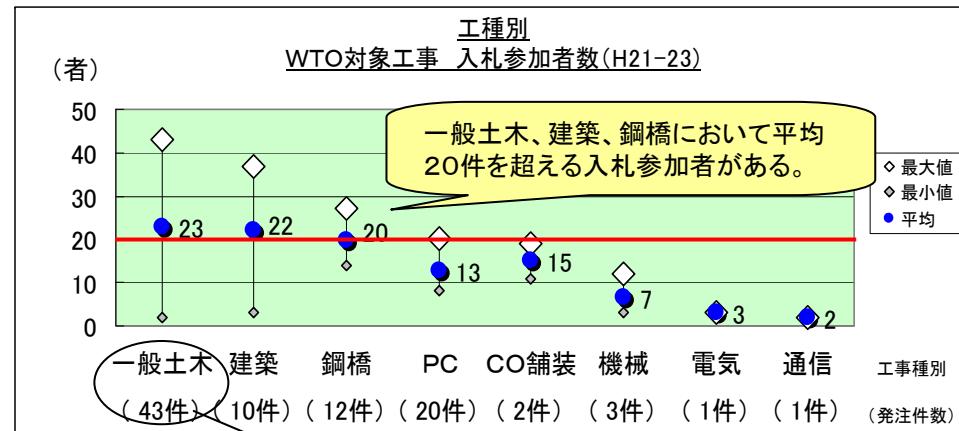
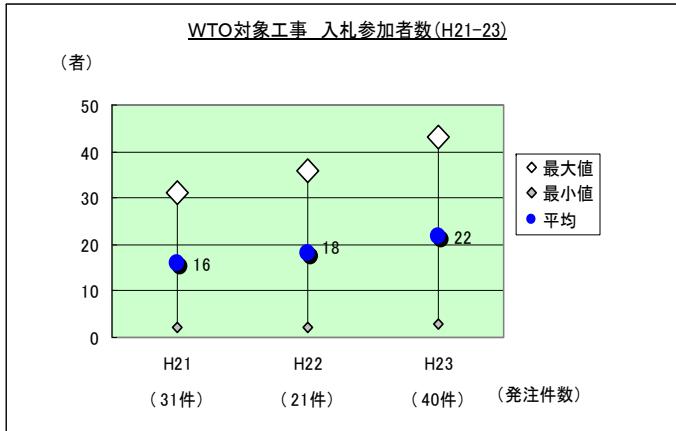
- 技術提案に対する理解度**

【WTO以外の案件】

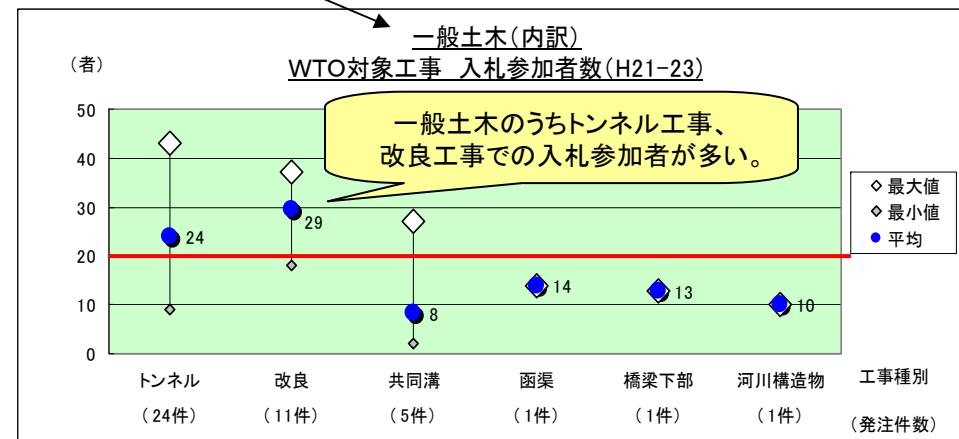
- 同種工事の実績として提案された工事に携わった内容についての**監理能力**
- 技術提案に対する理解度**



【参考】近畿地方整備局におけるWTO案件の入札状況



- WTO案件に対する参加者数は増加傾向にある。
- 工種別の参加者状況は一般土木、建築、鋼橋において比較的入札参加者数が多い。
- 一般土木の中ではトンネル工事、改良工事（＝道路の盛土、掘削、擁壁等の工事）において入札参加者が多い傾向となっている。



入札参加者は工事内容や施工場所等においても状況が異なることから、WTO工事での段階選抜方式の適用は主に上記工種を対象に、必要に応じ適宜設定する。



④. 段階選抜方式〔試行の具体〕

- アンケート調査から、
 - ・非指名となった場合、早い段階で配置予定技術者の拘束がなくなることが良いという評価から段階選抜方式の有効性が確認できた。
 - ・標準案については競争参加者、発注者ともに作業負担軽減をすることができた。このためWTO対象以外の工事は標準案での試行を継続するが、WTO対象工事については海外企業の施工能力評価方法が確立しておらず、従前より技術提案評価のみで選定しているため、近畿独自案での試行とする。
 - ・手続き期間は可能な限り短縮することが必要である。
- 本官工事において入札参加者が20者を超えると想定される工事を10工事程度を選定しWTO対象工事については近畿独自案で、WTO対象外の本官工事では標準案でそれぞれ5件程度試行をおこなう。



WTO対象以外の工事(本官)での評価項目（標準案）

- <一次審査> 企業・技術者評価
(10者に絞込み)
- <二次審査> 技術提案 1テーマ
+配置予定技術者へのヒアリング

配置予定技術者の監理能力及び技術提案に対する理解度を確認

WTO対象工事での評価項目（近畿独自案）

標準Ⅰ型

- <一次審査> 技術提案 1テーマ
(5者に絞込み)
- <二次審査> 技術提案 1テーマ
+配置予定技術者へのヒアリング

配置予定技術者の技術提案に対する理解度を確認

標準Ⅱ型

- <一次審査> 技術提案 1テーマ
(5者に絞込み)
- <二次審査> 配置予定技術者へのヒアリング

配置予定技術者の技術提案に対する理解度を確認

※高度技術提案型においても段階選抜の試行を積極的に行う。



(6) 新たな取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

①. 情報化施工技術の評価

■ 情報化施工技術の一般化・実用化の方針

『情報化施工技術の一般化・実用化の推進について』(平成22年8月2日付通達)

1. 一般化・実用化に向けた情報化施工技術

■ 工事目的物の品質確保、施工の省力化によるコスト縮減等の効果の期待が高く、すでに技術的に確立した二つの情報化施工技術については、平成24年度までの具体的な戦略を立案し、平成25年度一般化に向けて推進を図る。

また、実用化に向けて検討している技術については、実用化への対応、検討を進める。

平成25年度に一般化する技術：2技術

- 施工管理に活用される技術
⇒ TSによる出来形管理技術
- 施工に活用される技術
⇒ マシンコントロール(モータグレーダ)

実用化に向けて検討を進める技術：3技術

- 施工管理に活用される技術
⇒ TS/GNSSによる締固め管理技術
- 施工に活用される技術
⇒ マシンコントロール/マシンガイダンス(ブルドーザ)
⇒ マシンガイダンス(バックホウ)技術

2. 一般化・実用化の推進にあたっての具体的な措置

- ① 技術を導入するための初期投資及び施工するために必要な初期設定費用の計上 → レンタル費用等
- ② 入札契約時及び工事成績評定での措置 → 総合評価落札方式、請負工事成績評定で加点措置
- ③ 技術を円滑に導入するための環境整備 → 管理基準や要領の策定、及び税制・融資制度の要求と活用の周知。



■ 情報化施工技術毎のポイントに留意し、平成25年度一般化及び早期実用化を図る施策を立案し実施する。



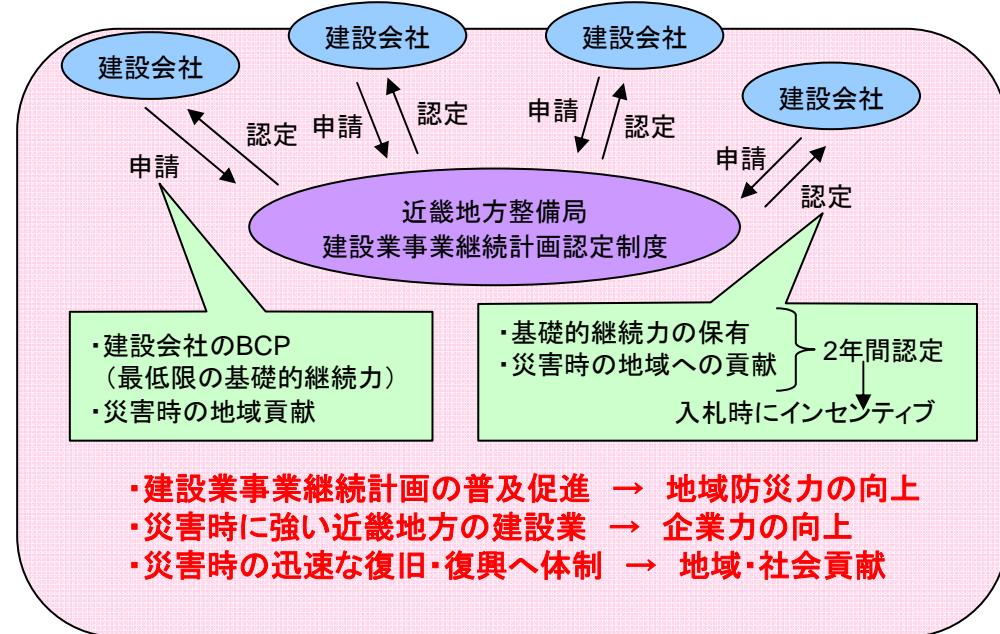
(6) 新たな取り組み

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

②. BCP(建設業事業継続計画)の認定制度の評価

【建設業BCP(事業継続計画)認定制度】

建設会社が備えている基礎的事業継続力を近畿地方整備局が評価し、適合した建設会社に対する認定証の発行および、その建設会社を公表することにより、建設会社における事業継続計画の策定を促進し、近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的として行う。



○総合評価における評価内容

「地域・社会貢献」として認定を受けている場合に加点(1点)

- 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限までの有効限を有する認定書を対象とする。
- 近畿地方整備局災害時事業継続認定委員会(仮称)が交付する「認定証」の写しを添付する。

認定制度の概要(案)

【申請・認定の対象】

- 近畿地方整備局管内に本店、支店、営業所を有する建設会社

【年間の申請・認定】

- 認定日より2年間。ただし、認定後の1年以内に訓練実施状況等の報告を義務付け、認定継続の条件とする。

【認定の公表】

- 認定証の交付を行うとともに近畿地方整備局HPで公開

【インセンティブ】

- 総合評価の地域貢項目で加点

【実施予定】

- 平成24年 6月27日 制度発足
- 平成24年 7月13日 第1回申込開始
- 平成24年 9月下旬 第1回認定予定

【認定は、4工種(一般土木・維持修繕等)】

- 平成25年 1月上旬 第2回申込開始予定
- 平成25年 3月下旬 第2回認定予定



(6) 新たな取り組み

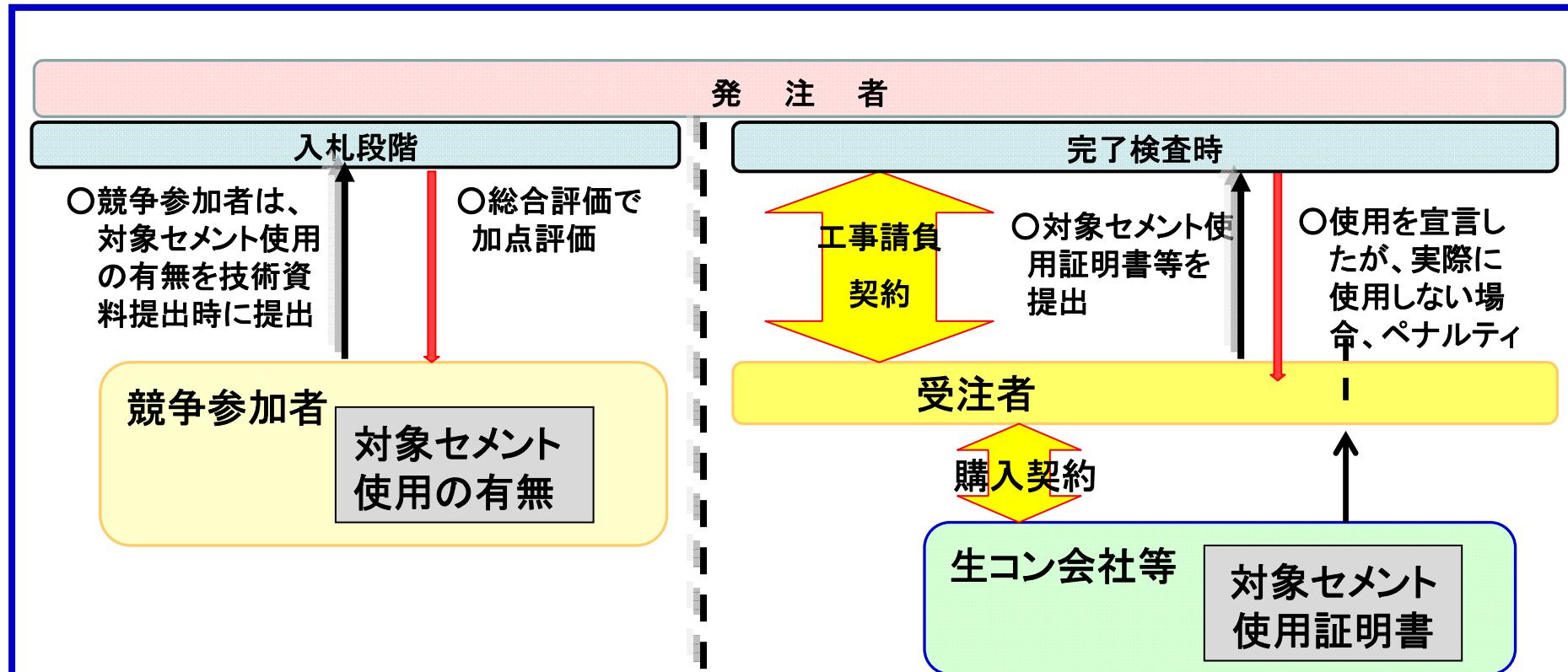
近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③. 災害廃棄物を原燃料としたセメント使用に関する評価

東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省直轄工事のうち、コンクリートを主要工種に含む工事において、**災害廃棄物を原燃料としたセメント(対象セメント)を使用する企業を総合評価で加点(2点程度)評価する。**

【対象セメント利用評価のスキーム】

対象セメント供給側による1)対象セメントが震災廃棄物由来であることの確認、2)放射能汚染に対する安全性等の確認、3)合理的価格での供給 等の措置を実施。



◆実施対象地域については、対象セメントの供給状況等を踏まえ本省において検討中 (当面、岩手県のみ対象) 32

5. その他

(1) 建設コンサルタント業務等における品質確保の対策について



平成24年9月7日



(1)業務の発注方式

(2)総合評価落札方式

(3)低価格入札の状況とその対策

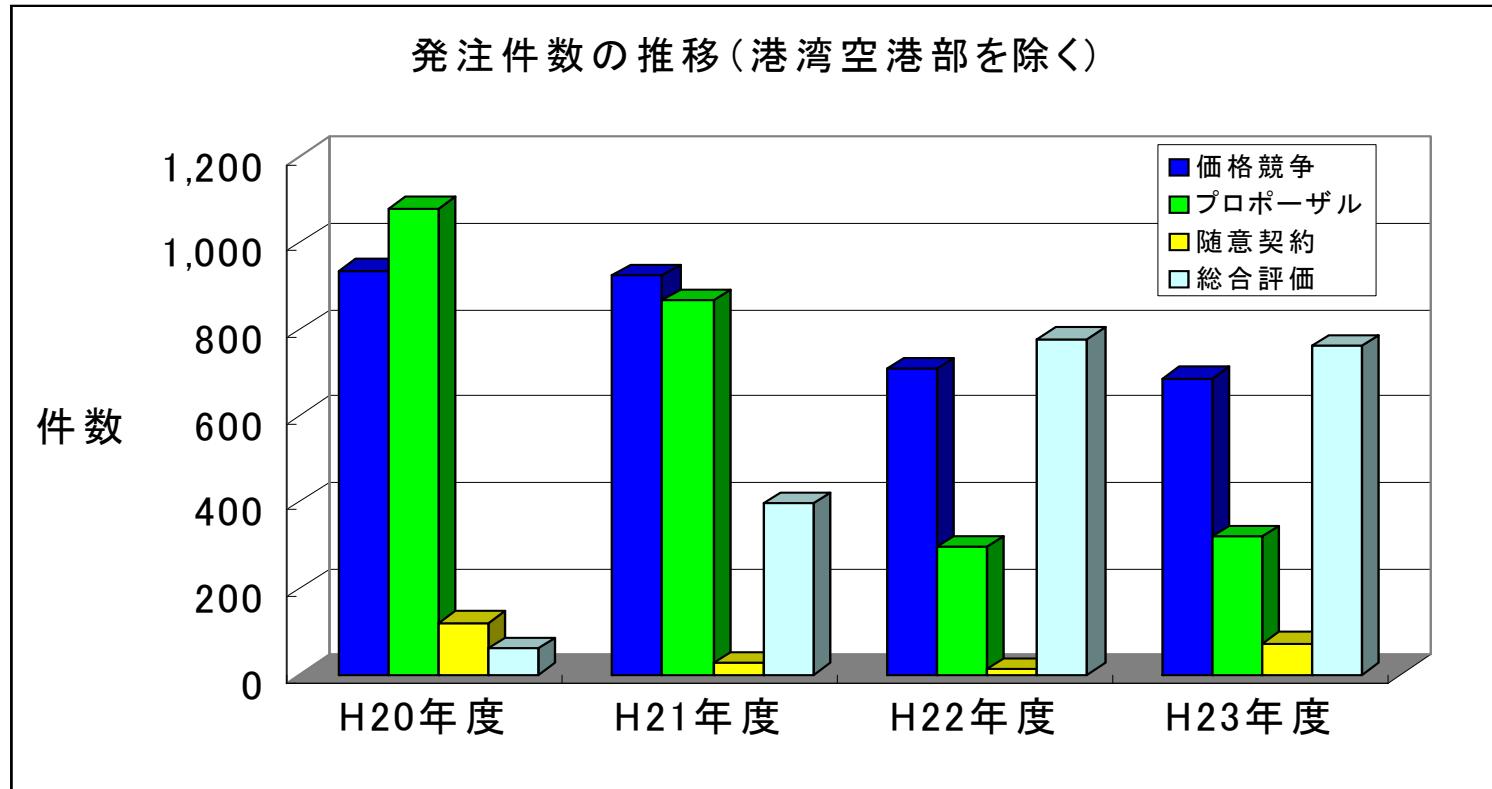
(4)設計成果の品質確保・向上



(1) 業務の発注方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

① 業務発注件数の推移



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
価格競争	937	923	708	687
プロポーザル	1,081	867	295	318
随意契約	119	26	12	72
総合評価	59	396	777	762
合計	2,196	2,212	1,792	1,839

災害により緊急隨契を行ったことから増加



(1) 業務の発注方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

② コンサルタント業務の契約方式

業務の落札者の決定

参加者の選定方法

☆公募方式

官側より参加要件を提示し参加希望者を募る
参加希望者から提出された参加表明書により業者を選定

※公募型は官報告示
簡易公募型は新聞公告

☆指名方式

官側において、経営状況・業務成績・誠実性・地域特性等を考慮し業者を選定

入札契約方式

☆価格競争

技術的工夫の余地が少ない業務

○公募型競争入札

○簡易公募型競争入札

- ・参加表明書により入札参加者を10者選定

・最低価格をもって入札した者と契約

☆価格+技術総合評価落札方式

技術的工夫の余地がある業務

○公募型プロポーザル

☆技術競争

技術力が要求される業務

○簡易公募型プロポーザル

- ・参加表明書により技術提案書提出者を3~5者選定

・技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約

○指名競争入札

- ・入札参加者を10者指名

・最低価格をもって入札した者と契約

○標準プロポーザル

- ・選定した5者に対し技術提案書提出を要請

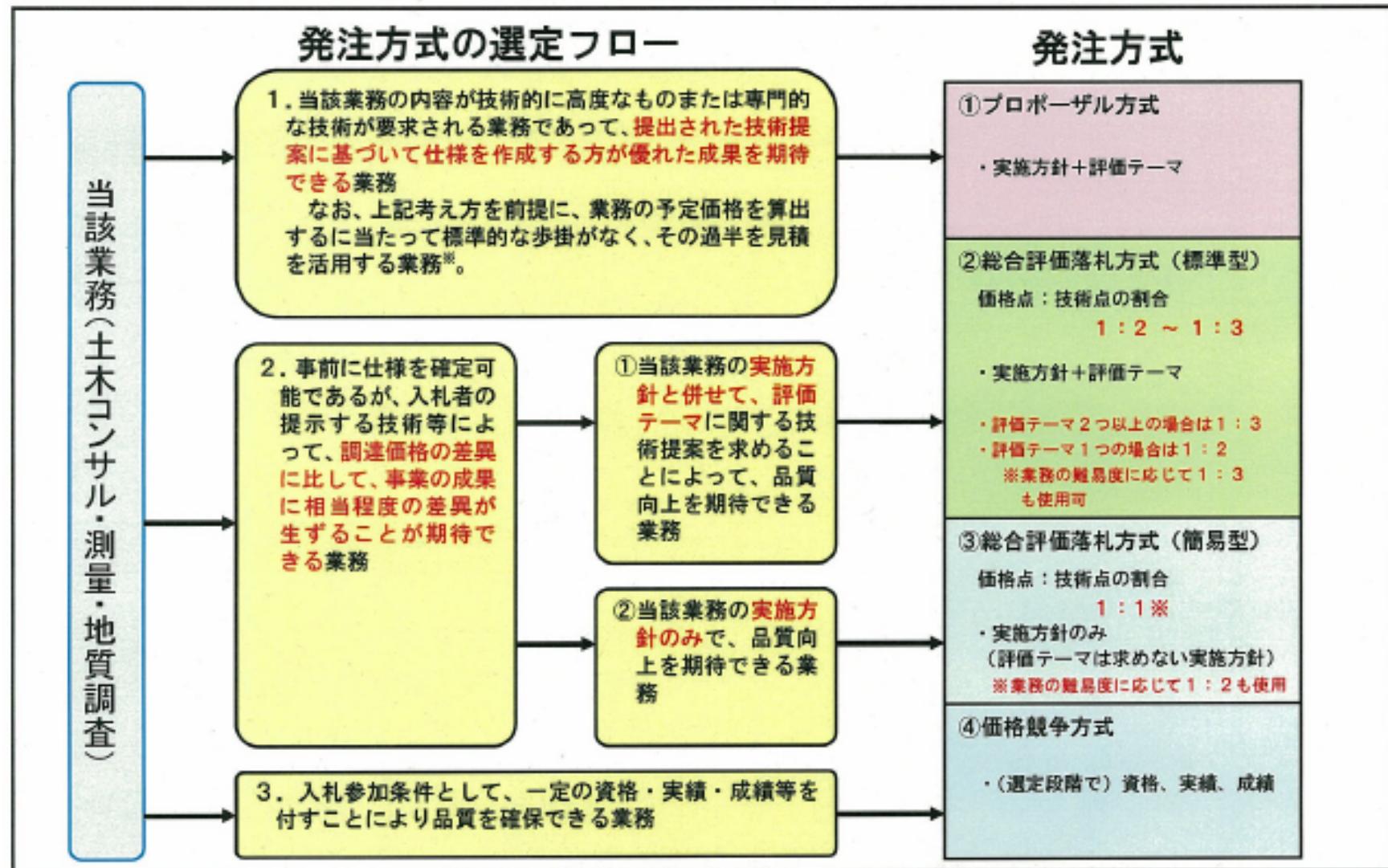
・技術提案内容のヒアリングにより技術的に最適な者を特定し、随意契約



(1) 業務の発注方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③ 発注方式の選定フローと発注方式



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争入札方式を選定できる

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン 平成23年6月」 より

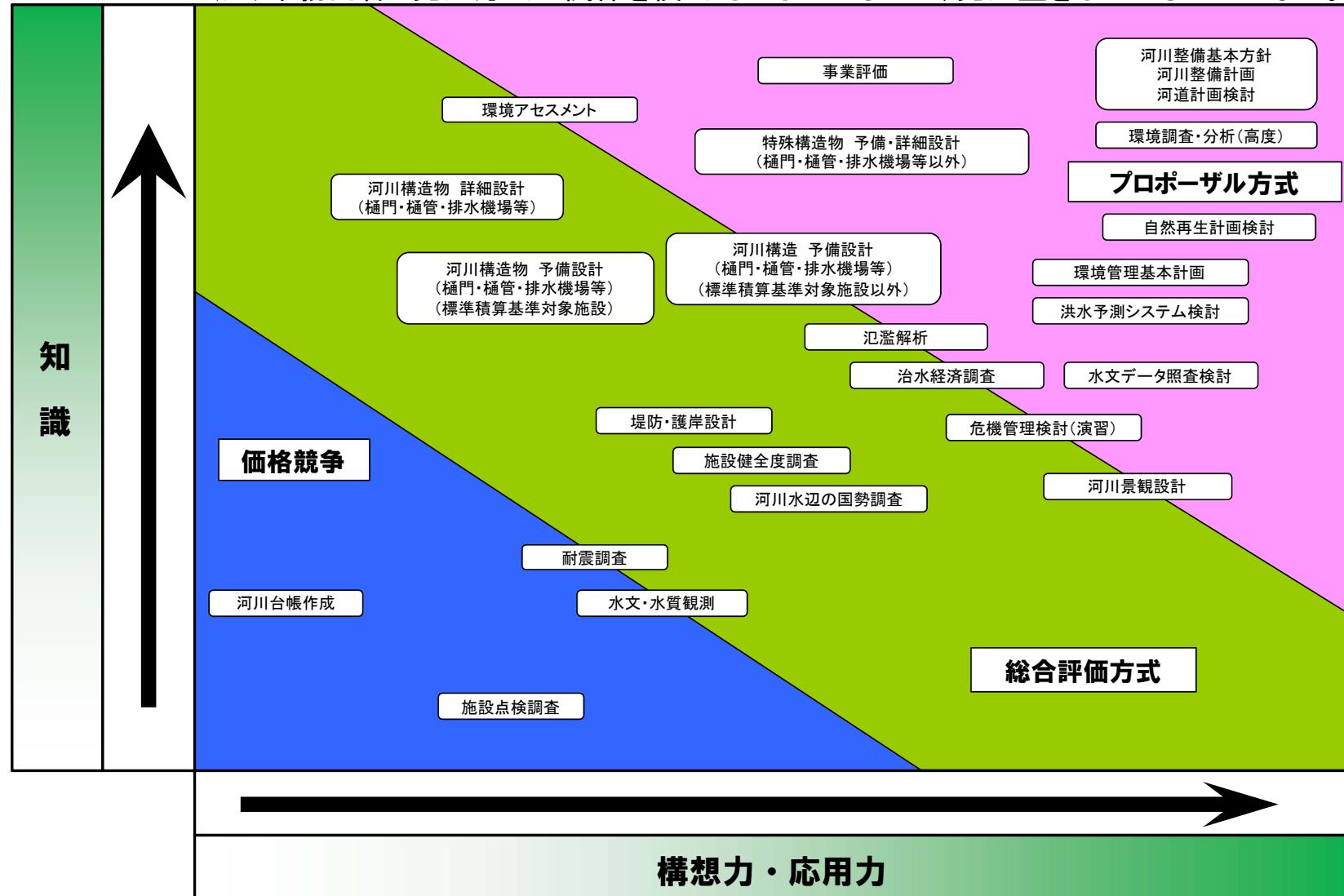


(1) 業務の発注方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

標準的な業務内容に応じた発注方式事例(河川)

(注)業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



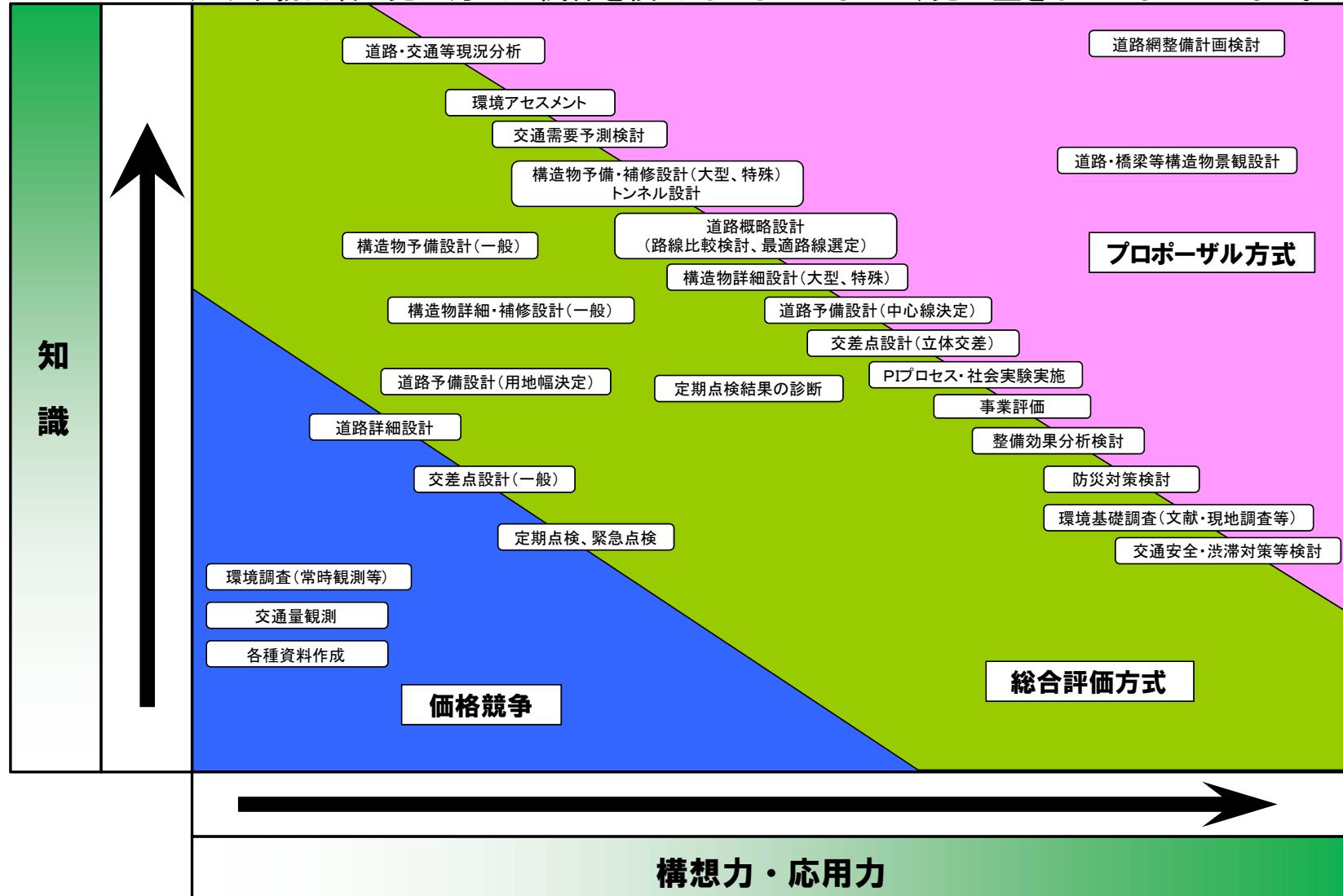


(1) 業務の発注方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

標準的な業務内容に応じた発注方式事例(道路)

(注)業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



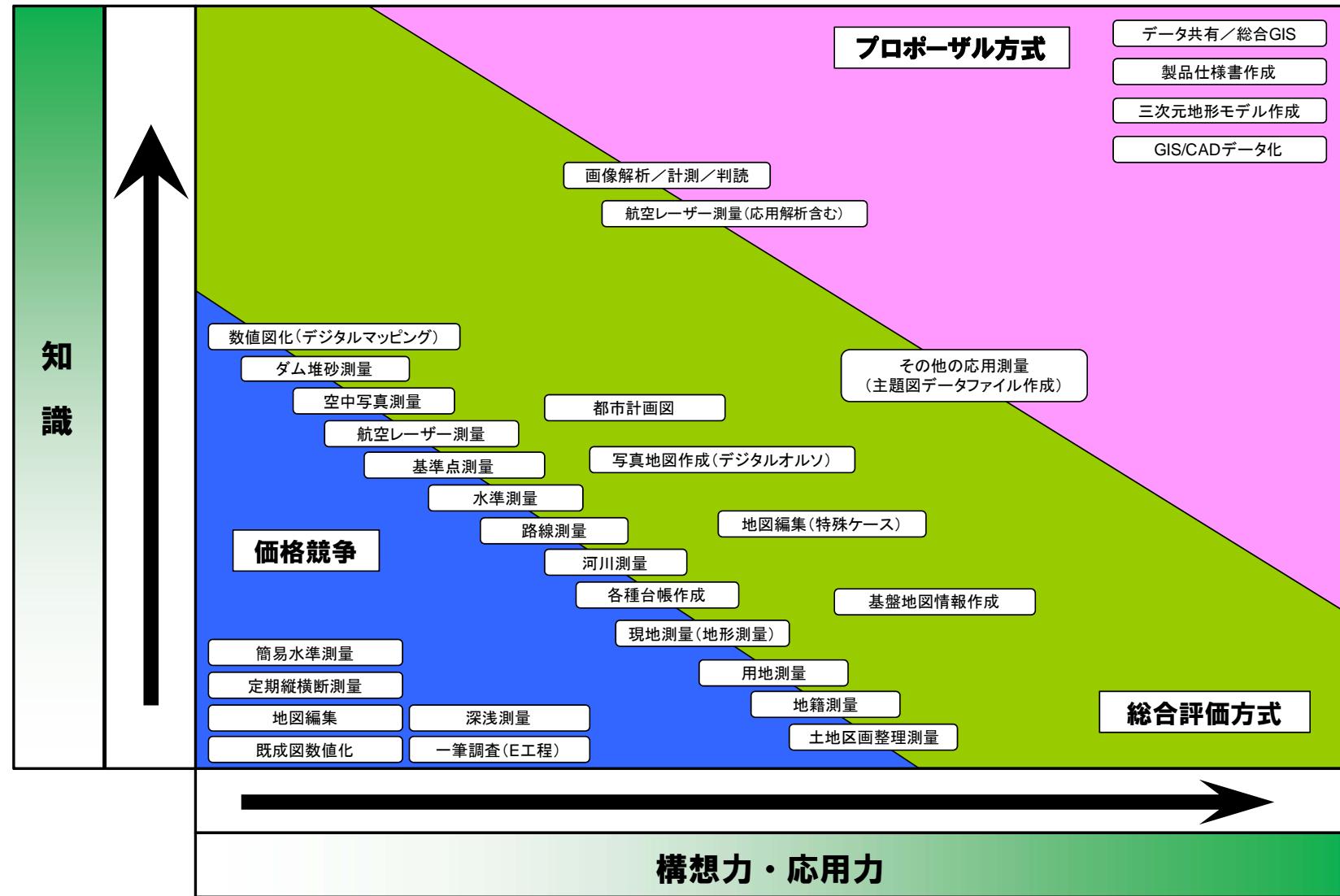


(1) 業務の発注方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

標準的な業務内容に応じた発注方式事例(測量)

(注)業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。



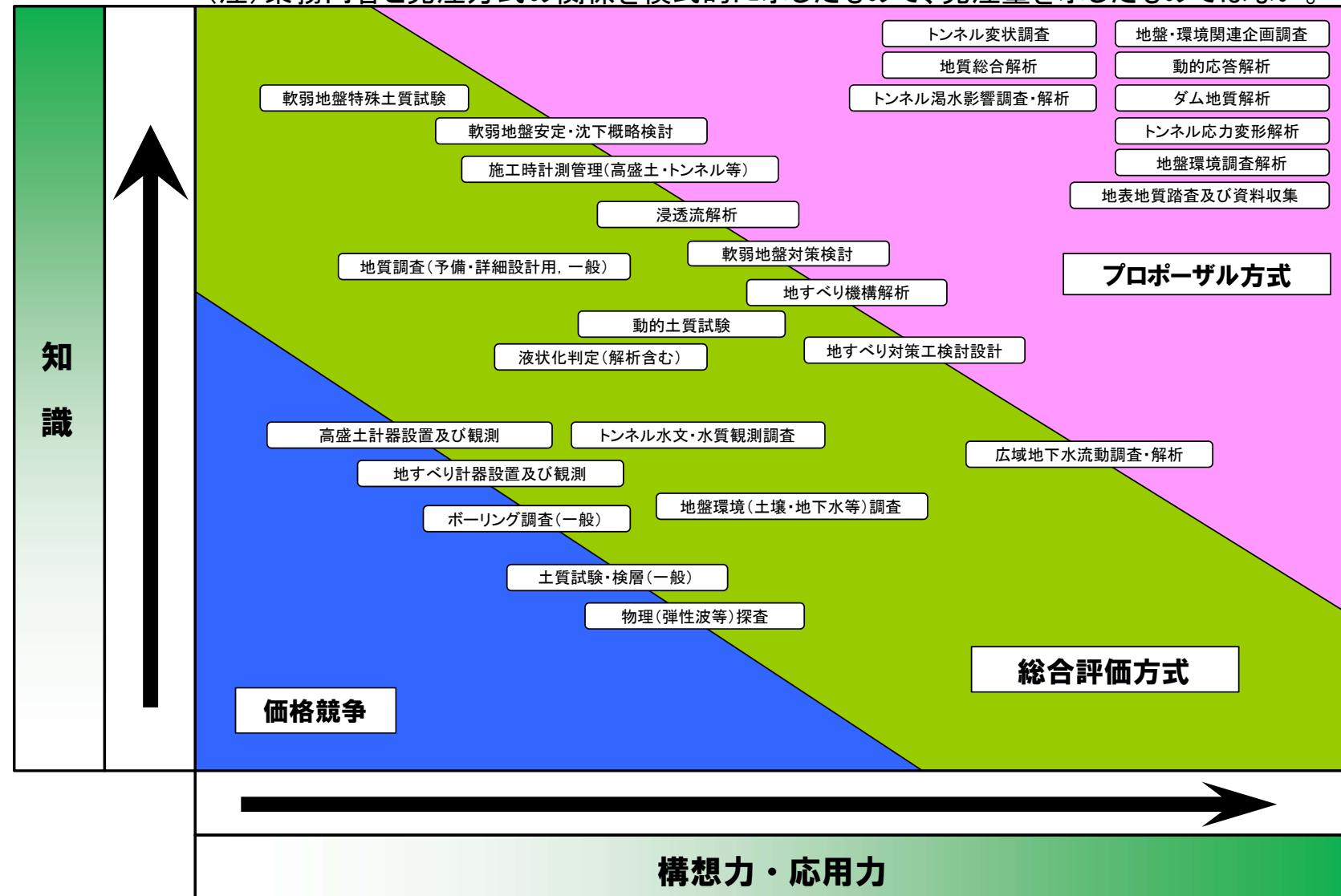


(1) 業務の発注方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

標準的な業務内容に応じた発注方式事例(地質調査)

(注)業務内容と発注方式の関係を模式的に示したもので、発注量を示したものではない。





(2) 総合評価落札方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

① 建設コンサルタント業務における技術評価の考え方

選定・指名段階の技術評価	プロポーザル方式 総合評価落札方式	企業の資格・実績等	企業の成績・表彰	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰
		10~15%	25~35%	15~20%	35~45%



【プロポーザル方式】
3~5者程度を選定
※同点の場合
はすべて選定



【総合評価落札方式】
原則10者以上を指名
はすべて指名

特定・入札段階の技術評価	プロポーザル方式			25%	75%
	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰	実施方針		
	5~10%	15~20%	12.5~25%		
	評価テーマ		50~62.5%		
標準型	1:3	総合評価落札方式	25%	75%	
			価格点	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰
			5~10%	15~20%	12.5~25%
1:2	標準型	総合評価落札方式	33%	67%	
			価格点	技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰
1:1	簡易型		7.5~15%	18~25.5%	15~30%
			評価テーマ	実施方針	37~52%
	1:1		50%	50%	
			技術者の資格・実績等	技術者の成績・表彰	実施方針
			12.5~25%	25~37.5%	50%



(2) 総合評価落札方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

② 落札者の決定方式

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、**加算方式**を基本とする。

ただし、今回定めた加算方式以外の方法を用いる場合は、財務大臣協議を行う必要がある。

加算方式を採用した理由

- 建設コンサルタント業務等の特徴として、業務成果の良否が建設コストや維持管理コストを大きく左右するため、受注者の技術的能力に重点を置いた選定が必要
- 資材購入や下請による労務調達等の割合が大きい工事に比べて、購入・再委託の割合が小さいため、落札率を下げやすい傾向がある



(2) 総合評価落札方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③ 落札者の決定方法

評価値の算出方法

○評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

○価格評価点と技術評価点の配分 = 1 : 1 ~ 1 : 3

(価格評価点 20~60点 : 技術評価点 60点)

○技術評価点の評価項目例

・業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針

・技術提案 : 評価テーマに対する提案

・技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野

・業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績

・手持ち業務 : 手持ち業務の金額及び件数

○価格評価点 = 20~60 × (1 - 入札価格／予定価格)

○技術評価点 = 60 × (技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)



(2) 総合評価落札方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

④ 「履行確実性」をえた技術評価(1)

- ◆総合評価の低入業務においては業務成績評定点における低評価が顕著になる傾向があり、技術提案の内容が適正に履行されないおそれがある
- ◆当分の間、技術提案の評価項目に「履行確実性」をえた技術評価を実施
※建設コンサルタント業務等における総合評価落札方式に関する新たな品質確保対策の試行について(平成22年4月27日国土交通省大臣官房地方課長・技術調査課長・官庁営繕部整備課長通達)
- ◆適用開始日 平成22年6月21日

- ◆対象業務
 - 平成22年度
予定価格が2千万円を超える業務
 - 平成23年度以降
予定価格が1千万円を超える業務



(2) 総合評価落札方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

④ 「履行確実性」を加えた技術評価(2)

◆技術評価点の算出方法

- ①予定技術者の経験及び能力
- ②実施方針など
- ③評価テーマに対する技術提案
- ④技術提案の履行確実性度 (5段階評価 1.00、0.75、0.50、0.25、0.00)**

技術評価点=技術評価点の配点(60点) × (①+(②+③) × ④) ÷ (技術評価のウエイトの合計)

価格点	①予定技術者の経 験及び能力資格・実 績・成績・表彰等	②実施 方針	③評価テーマ
-----	-----------------------------------	-----------	--------



④を乗じる

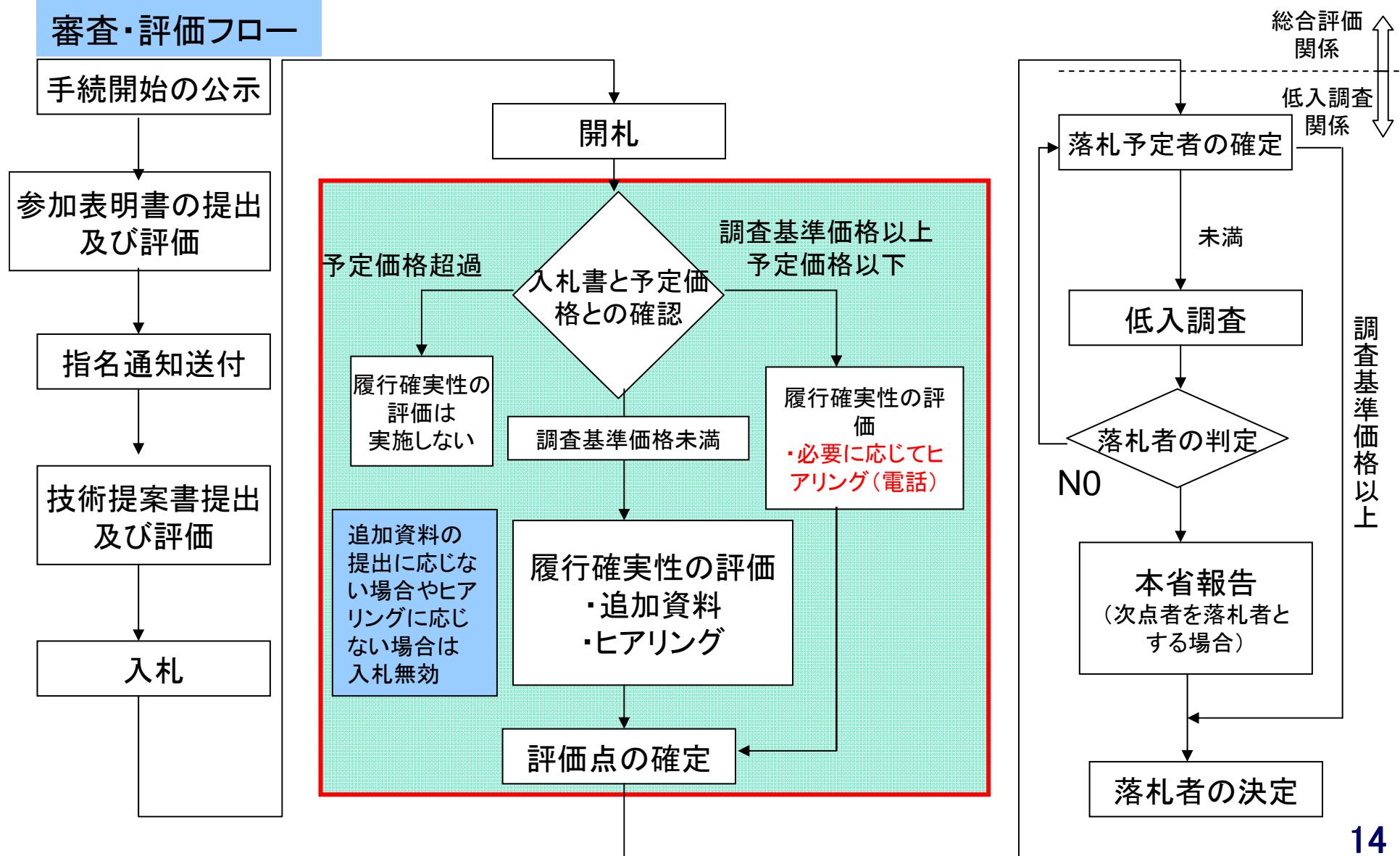
価格評価点	技術評価点 満点60点
-------	-------------



(2) 総合評価落札方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

④ 「履行確実性」を加えた技術評価(3)





(2) 総合評価落札方式

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

⑤ 平成22年度及び平成23年度の履行確実性評価の実施状況

●平成22年度

対象件数 ^{*1}	うち審査対象業務数 ^{*2}	審査対象会社数 ^{*3}	うち辞退	うち審査実施	うち落札者
104件	44件	123社	117社	6社 (6件)	0

*1 総合評価落札方式で予定価格が2千万円を超える業務。

*2 調査基準価格以下の応札があり資料提出を要請した業務。

*3 会社数は同一業者であっても別業務の場合は別カウントとし、()は業務数を示す。

●平成23年度

対象件数 ^{*1}	うち審査対象業務数 ^{*2}	審査対象会社数 ^{*3}	うち辞退	うち審査実施	うち落札者
541件	134件	229社	205社	24社 (23件)	1社

*1 総合評価落札方式で予定価格が1千万円を超える業務。但し、平成23年3月31日までに入札手続きを開始した業務は2千万円を超える業務。

*2 調査基準価格以下の応札があり資料提出を要請した業務。

*3 会社数は同一業者であっても別業務の場合は別カウントとし、()は業務数を示す。



(3) 低価格入札の状況とその対策

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

① 建設コンサルタント業務等における入札状況(総合評価落札方式を含む)

	H20年度			H21年度			H22年度			H23年度		
	対象発注件数	低入件数	低入発生率									
測量	79	26	32.9%	92	22	23.9%	68	21	30.9%	44	17	38.6%
土木関係建設コンサルタント	254	100	39.4%	554	154	27.8%	741	138	18.6%	745	112	15.0%
建築関係建設コンサルタント	3	0	0.0%	3	0	0.0%	4	3	75.0%	9	3	33.3%
地質調査	83	53	63.9%	65	38	58.5%	54	20	37.0%	52	35	67.3%
補償関係コンサルタント	82	18	22.0%	85	23	27.1%	53	22	41.5%	53	13	24.5%
計又は平均	501	197	39.3%	799	237	29.7%	920	204	22.2%	903	180	19.9%

※価格競争のうち予定価格が1000万円を超える業務(港湾空港部を除く)

○土木コンにおいては、低入札の発生率が低下傾向にある。これは、総合評価落札方式において履行確実性評価を適用した効果が大きい。



(3) 低価格入札の状況とその対策

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

② 低価格入札の状況(総合評価落札方式を除く)

平成23年度 建設コンサルタント業務等における入札状況(総合評価落札方式を含まない)

	1, 000万円超			1, 000万円以下			合計		
	対象発注件数	低入札件数	低入札発生率	対象発注件数	低入札相当件数	低入札発生率	対象発注件数	低入札(相当)件数	低入札発生率
土木関係建設コンサルタント	165	106	64.2%	188	133	70.7%	353	239	67.7%
測量	36	17	47.2%	80	40	50.0%	116	57	49.1%
地質調査	44	35	79.5%	29	21	72.4%	73	56	76.7%
建築関係建設コンサルタント	1	1	100.0%	47	25	53.2%	48	26	54.2%
補償コンサルタント	13	10	76.9%	84	43	51.2%	97	53	54.6%
計又は平均	259	169	65.3%	428	262	61.2%	687	431	62.7%

○総合評価落札方式を除くと、低入札の発生率は非常に高い。

○土木関係コンサルタント業務、地質調査業務においては、1000万円以下の業務において、低入札相当の発生率が非常に高い。

【1, 000万円以下の場合の低入札相当の考え方】
土木コン: 平均的な調査基準価格の比率75%未満
測量: 平均的な調査基準価格の比率78%未満
地質: 平均的な調査基準価格の比率82%未満
建築コン: 平均的な調査基準価格の比率77%未満
補償コン: 平均的な調査基準価格の比率79%未満

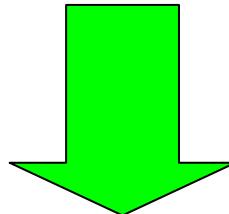


(3) 低価格入札の状況とその対策

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③ 低価格入札の対策

価格競争で実施する建設コンサルタント業務においては、品質確保の観点から抜本的な低価格対策が必要



○低価格受注時の条件付けの強化

○1000万円以下の業務において、調査基準価格に代わる基準価格の設定

平成24年6月以降に公示または指名する業務から適用



(3) 低価格入札の状況とその対策

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

④ 低価格受注時の条件付けの強化

業務規模	現行	今回変更(◎の項目を追加)
1000万円超	<p>【入札参加者に対する条件】 ○管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。ただし、低入札業務の手持ちがある場合は、2億円未満かつ5件未満。</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 ○業務成績が70点未満の場合は実績として認めない ○低入札価格調査の実施 ○設計業務については、受注者と同程度の企業規模の者による第三者照査の実施 ○表彰対象外(技術者表彰は除く) ○業務コスト調査の実施(業務完了後)</p>	<p>【入札参加者に対する条件】 ○管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。ただし、低入札業務の手持ちがある場合は、2億円未満かつ5件未満。→ 調査基準価格を下回る場合</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 ○低入札価格調査の実施 ○業務成績が70点未満の場合は実績として認めない ○表彰対象外(技術者表彰は除く) ○業務コスト調査の実施(業務完了後) ○調査業務については管理技術者の現場常駐 →実施できなかった場合は、業務成績を5点減点 ○調査業務以外については、受注者と同程度の企業規模の者による第三者照査の実施 (過去2年間に低入札により受注した者による照査は認めない) →実施できなかった場合は、業務成績を5点減点</p>
1000万円以下 500万円超	<p>【入札参加者に対する条件(簡易公募型のみ)】 ○管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 なし</p>	<p>【入札参加者に対する条件】 ○管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。ただし、低入札業務の手持ちがある場合は、2億円未満かつ5件未満。→ 品質確保基準価格を下回る場合</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 ○業務成績が70点未満の場合は実績として認めない ○表彰対象外(技術者表彰は除く) ○調査業務については管理技術者(主任技術者)の現場常駐 →実施できなかった場合は、業務成績を5点減点 ○調査業務以外については、受注者と同程度の企業規模の者による第三者照査の実施 (過去2年間に低入札により受注した者による照査は認めない) →実施できなかった場合は、業務成績を5点減点</p>
500万円以下		<p>【入札参加者に対する条件】 ○管理技術者の手持ち業務量の制限(4億円未満かつ10件未満)。ただし、低入札業務の手持ちがある場合は、2億円未満かつ5件未満。</p> <p>【低入札落札者に対する条件】 なし</p>



(3) 低価格入札の状況とその対策

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

⑤ 調査基準価格に相当する基準価格の設定

1000万円以下の業務においては、調査基準価格の設定がないことから、低価格の入札・契約があった場合の対応ができない。
そのため、調査基準価格に相当する基準価格として、「**品質確保基準価格**」を設定する。

品質確保基準価格

区分	予定価格に対する割合
土木関係建設コンサルタント業務	75%
測量業務	78%
地質調査業務	82%
補償関係コンサルタント業務	79%

※1,000万円超の業務における平均的な調査基準価格の割合を適用



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

① 設計成果の品質確保・向上に向けた取り組み

1. 履行期限の平準化の取り組み(平成23年度～)

履行期限の目標設定	4月～12月	25%以上
	1月～ 2月	25%以上
	3月	50%以下

2. 設計業務における受発注者のコミュニケーション円滑化に係る取り組み(平成23年6月3日通知)

- ①受発注者での合同現地調査の実施
- ②業務スケジュール管理表の活用
- ③ワンデーレスponsの実施

3. 設計業務における照査の確実な実施に係る取り組み(平成24年1月30日通知)

- ①必要な履行期間確保の徹底
- ②受注者による確実な照査の実施(平成24年2月20日以降の公示から)
 - ・業務スケジュール管理表へ照査期間の明記
 - ・照査技術者による照査報告

4. 条件明示ガイドライン(詳細設計)(案)の試行(平成24年5月23日通知)

- ①道路予備設計、橋梁予備設計、道路詳細設計、橋梁詳細設計において試行
- ②条件明示チェックシートを作成
- ③条件明示検討会の実施

平成24年度から新たに試行を実施



(4) 設計成果の品質確保・向上

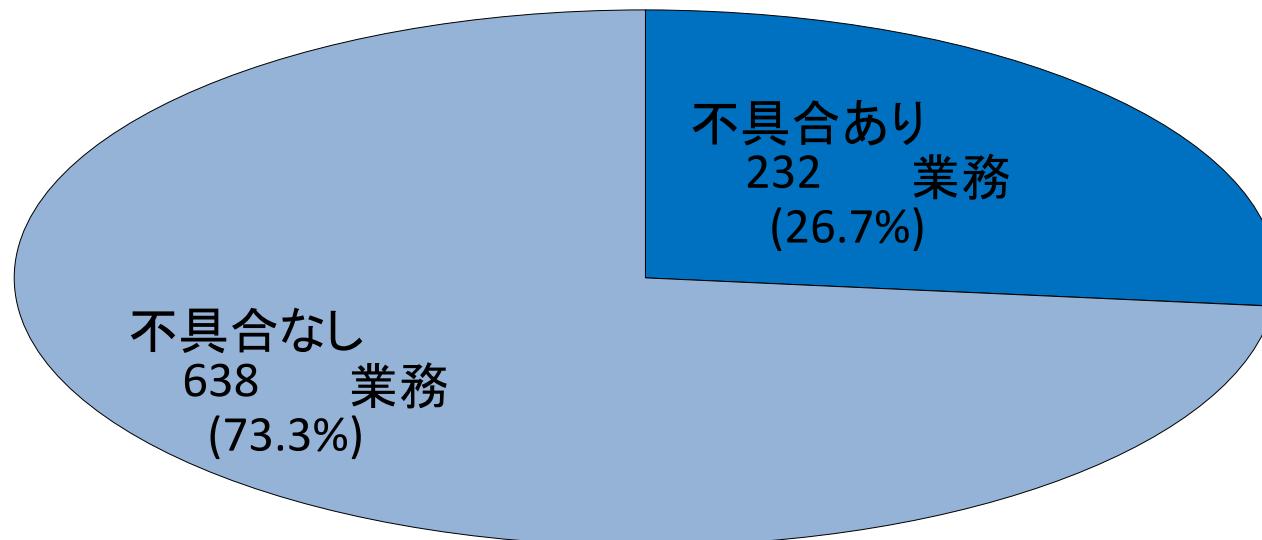
近畿ブロック発注者協議会(第5回)

② 三者会議で発覚した設計の不具合(1)

国土交通省が発注した土木工事で開催した三者会議^{*1}において発覚した設計成果の不具合について実施した調査結果では、構造物に影響が発生する不具合^{*2}が発覚した設計業務の割合は26.7%となっている。

*1 三者会議：発注者、設計者、施工者の三者が設計思想の伝達及び情報共有を図る会議

*2 語句の修正等、施工される構造物に影響のない部分の修正は除く



【調査概要】

対象：平成22年度上半期に三者会議を実施した土木工事に関する設計業務

有効回答：870業務

(うち、不具合が発覚した設計業務は232業務。発覚した不具合の箇所は537箇所)



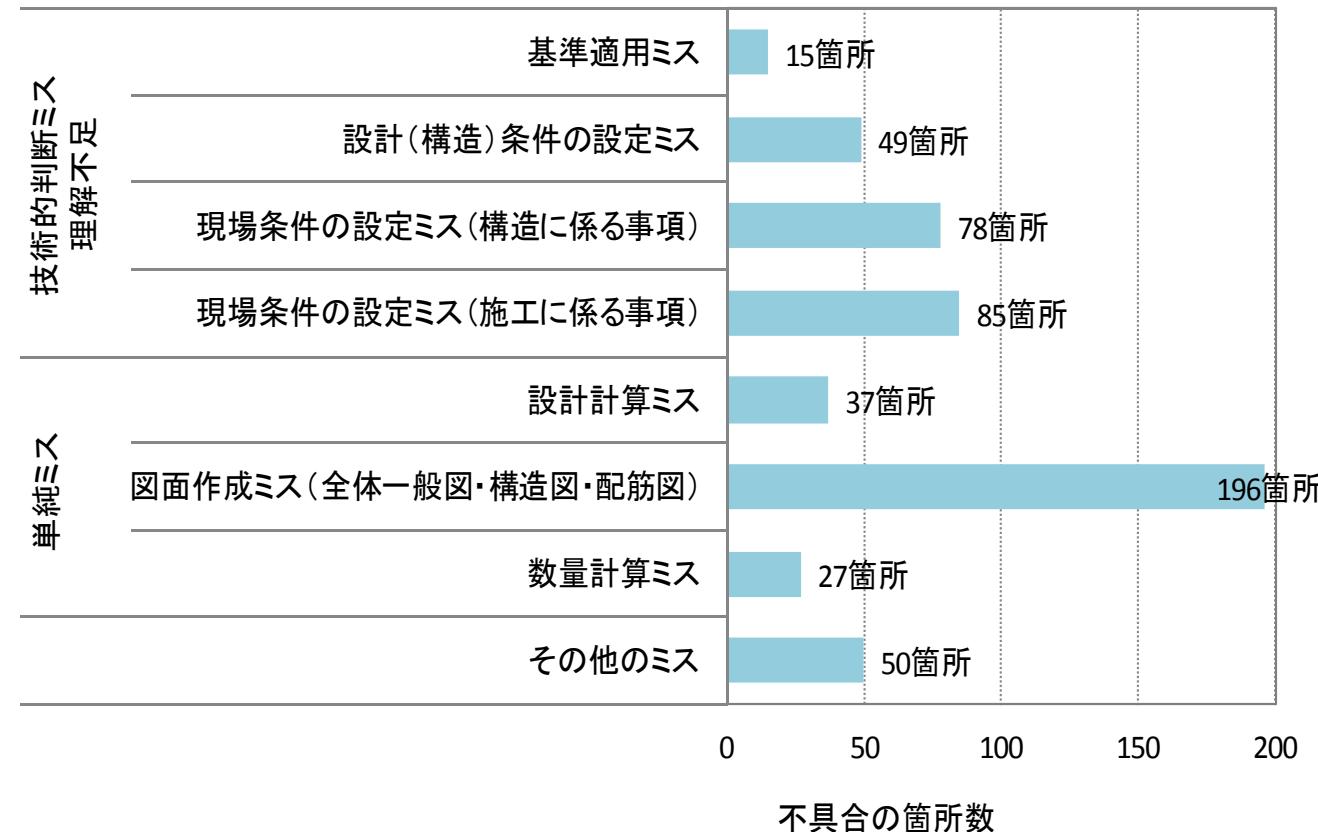
(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

② 三者会議で発覚した設計の不具合(分類)(2)

発覚した不具合の分類について実施した調査結果では、発覚した不具合のうち、半数が「図面作成ミス」等の単純ミスとなっている。次いで、「現場条件の設定ミス」が多く発生している。

(不具合が発覚した設計業務 232 業務における不具合 537箇所)





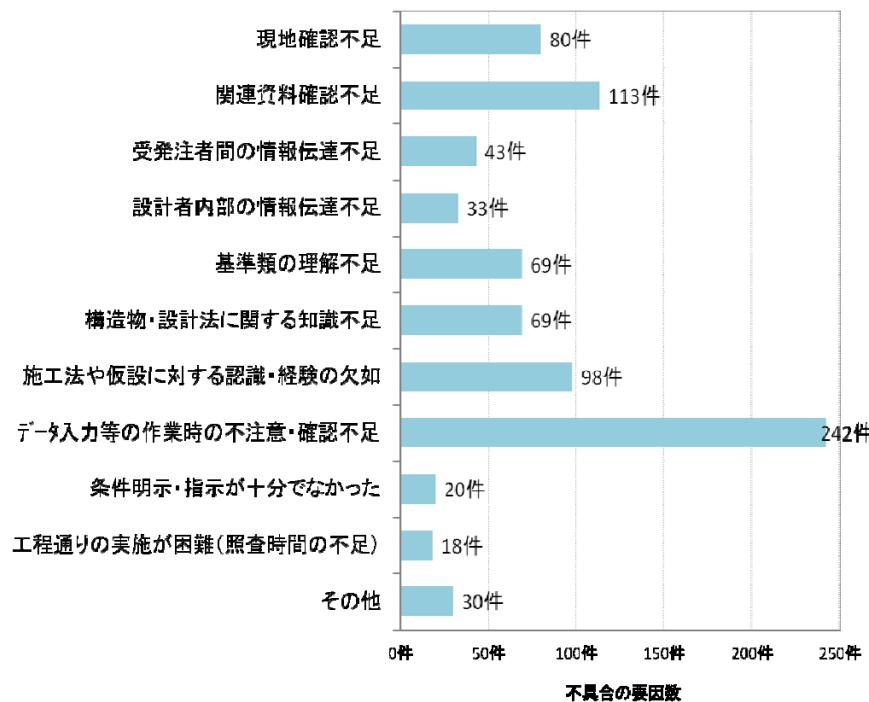
(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

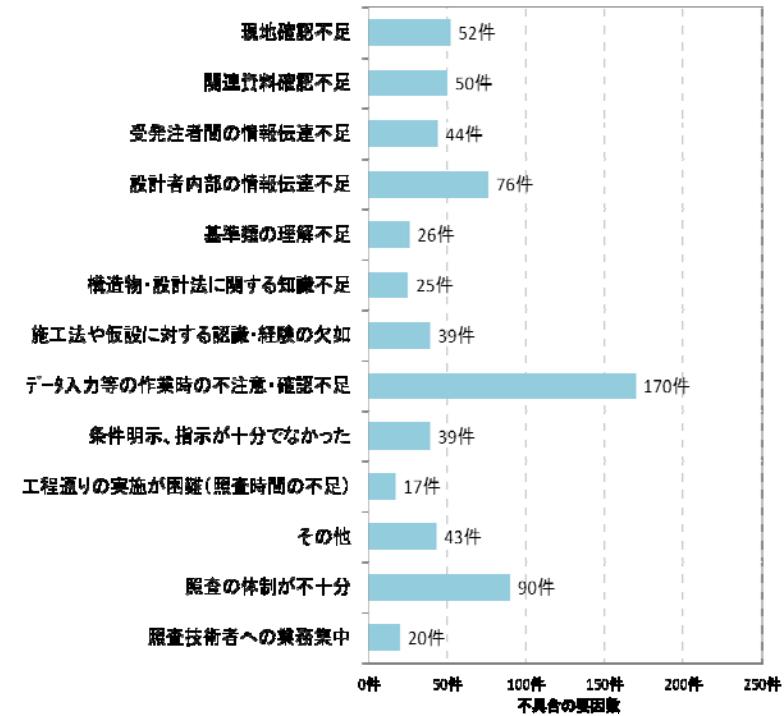
② 三者会議で発覚した設計の不具合(要因)(3)

発覚した不具合の主な要因について、受発注者それぞれに実施したアンケート調査結果（複数回答）では、両者ともに「データ入力等の作業時の不注意・確認不足」といった基本的な要因が最も多い回答となっている。また、受注者アンケートにおいて「照査の体制が不十分」との回答が次いで多く挙がっている。

(不具合が発覚した設計業務 232 業務における不具合 537 箇所を対象に発生した要因を調査)
〔発注者アンケート〕



〔受注者アンケート〕



注：1箇所の不具合につき、最大3件まで要因を複数回答

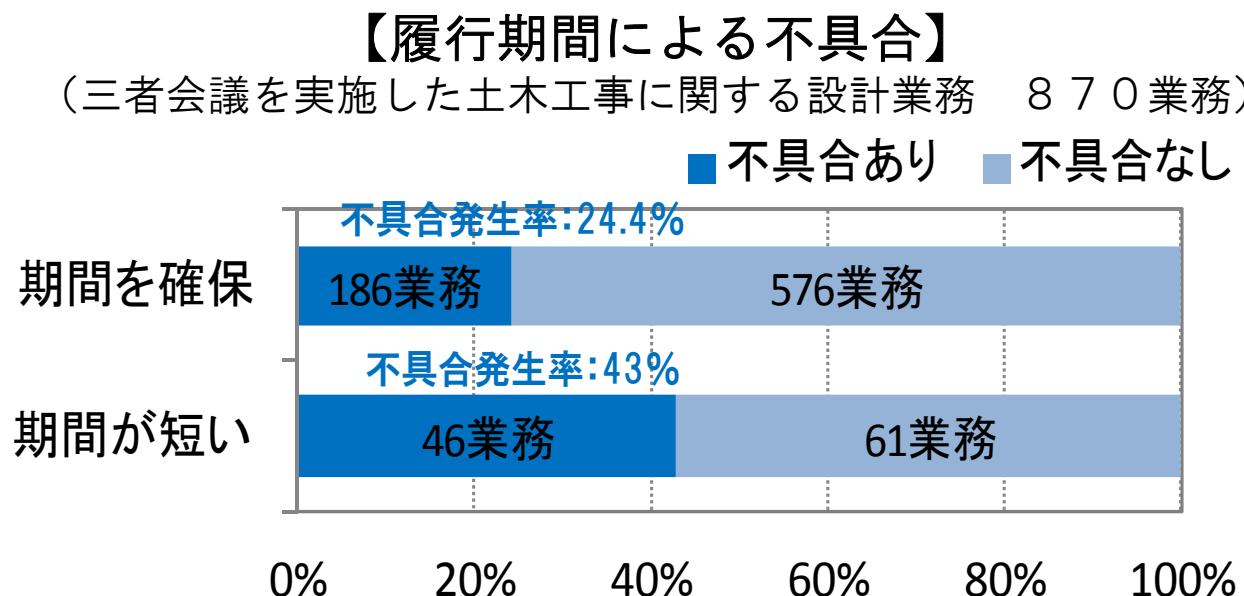


(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

② 三者会議で発覚した設計の不具合(4)

積算基準で算定される設計業務の履行期間と比較して、「履行期間を確保」している業務において発生した不具合の割合は24.4%であり、「履行期間が短い」業務では43.0%となっており、履行期間が短い設計業務において、比較的多く不具合が発生している。



設計業務の履行期間は、「設計業務等積算基準書（参考資料）」に基づき、工種、業務価格等から算定された期間



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③ 条件明示ガイドライン(詳細設計)(案)の試行(1)

条件明示ガイドライン(詳細設計)(案)の内容

- ①道路予備設計、橋梁予備設計、道路詳細設計、橋梁詳細設計において試行
- ②条件明示チェックシートを作成
- ③条件明示検討会の実施

○目的

詳細設計業務発注時に、業務履行に必要な設計条件(基本条件や協議の進捗状況、貸与資料等)を発注者が確認し、適切な時期に受注者に条件明示することにより、発注者の責任を確実に履行する。

○ポイント

- ・詳細設計発注前までに、確定しておくべき設計条件(予備設計までで確定すべき事項)を、**条件明示チェックシートとしてリストアップ**。
- ・チェックシートについては、**予備設計の受注者が業務完了時に記入し、成果品として納品。(予備設計がない場合は発注者が作成)**
- ・発注者は、条件明示チェックシートにおいて、条件が未確定の項目について、当該チェックシートの備考欄に条件確定時期や協議の進捗状況等を記載する。(詳細設計業務発注前に適宜、更新。)
- ・**詳細設計業務契約後に受注者に条件明示チェックシートを提示し、受注者は当該チェックシートをもとに「業務スケジュール管理表」を作成し業務管理を実施。(設計条件の確定時期等をスケジュール表に反映させる)**



（4）設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③ 条件明示ガイドライン(詳細設計)(案)の試行(2)

条件明示チェックシート(案)



(4) 設計成果の品質確保・向上

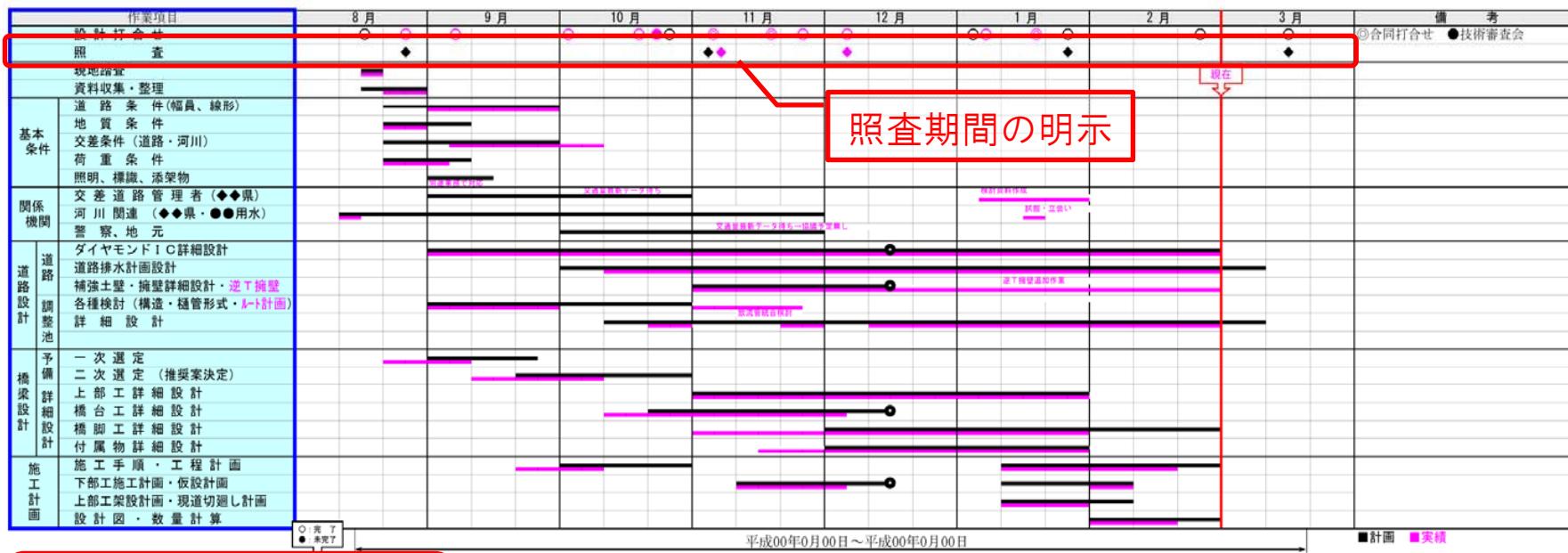
近畿ブロック発注者協議会(第5回)

③ 条件明示ガイドライン(詳細設計)(案)の試行(3)

【受発注者による業務スケジュール管理表の例】

業務名	平成00年度 00号△△BPO〇詳細設計業務
設計会社名	×株式会社
契約額	100,000,000(消費税込み)
管理技術者	○○ ○○ ***@***.co.jp TEL:000-000-0000
担当技術者(主)	△△ △△ ***@***.co.jp TEL:000-000-0000
(副)	×× ×× ***@***.co.jp TEL:000-000-0000

現在の状況	<構梁>成果チェック完了、概要書作成中 <道路>*/-*納品に向けて、細部について照査、修正中 <調整池>放流管の試掘完了、現計画で対外協議を踏まえ作業予定、〇月上旬完了予定
現在の課題、問題	<道路>特に無し <調整池>調整池設計(樋管)に関して、今後河川協議が必要
当面の目標、予定	工期内納品
次回打合せ	*/-* 00:00～：施工計画、新技術活用検討、技術提案内容の実施状況説明



着手日	作業事項(タスク)	作業者 発注者 受注者	期限	状況	今後の検討事項・課題・目標 内 容 予定	懸案事項	解決策等
○/○	着手時 通知書、経歴書、技術者届等	○ ○/○	○/○	済			
○/○	業務計画書、業務カルテ	○ ○/○					
○/○	現地踏査報告書	○ ○/○					
○/○	身分証明書の発行	○ ○		済			
○/○	変更時 変更業務計画書、業務カルテ	○ ○		一			
○/○	業務カルテ	○ ○					
○/○	○○都計道総断照査	○ ○		済	*/-* ○○川の将来的な河川改修計画用 ※知事許可申請用	●●川改修計画に考慮した交差道路遮断検討が必要	・10/1当初既報にて問題が無いことを報告
○/○	●●用水近接施工協議(△△樋管)	● ●					矢尺引抜きの影響が生じないようできる限り離隔を確保する 恒久グラウトによる影響の遮断を提案
○/○	●●用水近接施工部の検討(開削)	● ●					河川管理者に再度、統合をしない方針で発注者側から協議をする 河川協議を行う(施工協議を含む)
○/○	●●用水近接施工部の検討(放流管)	○ ○					メール、電話により発注者と調整中
○/○	設計技術審査会資料(案)の提出	○ ○					
○/○	設計技術審査会資料(案)の提出	○ ○		済	●●用水に近接施工の説明を行い了承を得る	試掘結果を反映した放流管法線及び近接度合いの検討	
○/○	説明資料(案)の提出	○ ○		済	計画事項について●●の承諾を得る		
○/○	説明追加資料の作成・提出	○ ○		済	交差点変更の経緯を纏める 内容確認協議の実施	○/○	最終変更資料1/13送付済み完了

○必要な作業事項、作業者、期限等を明確化する。

○作業事項毎に「状況」や「今後の作業や検討事項」をあらかじめ抽出する。

○懸案事項、解決策を記載し受発注者の情報共有を図る。



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

④ 設計便覧(案)の改訂

平成24年4月から
設計便覧(案)の改訂版の運用を開始しました。

改訂版は、近畿地方整備局のホームページに掲載しています。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/index.php> 又は
<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/gijyutu/gizyutu.html>

上位基準の改正等に伴う不整合箇所の解消や前回改訂後に明らかとなつた要修正箇所等の改訂を行いました。

また、根拠となる上位基準を記載する等の利便性の向上も図りました。

さらに、「設計成果の品質向上及び設計便覧等利用の手引き(案)」も策定し、掲載しました。



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

④ 設計便覧(案)の改訂(利便性の向上)

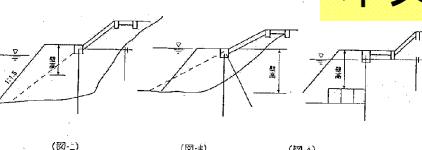
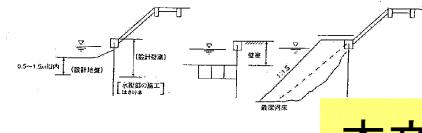
b. 設計に用いる河床高(「災害復旧工事の設計要領」参照)

(a) 自立矢板護岸

- (図-1) 根固め工のない場合は、洗掘を考えた設計地盤から護岸基礎天端までを壁高とする。
- (図-2) 堅固な層積みの根固め工がある場合は、根固め工の天端から護岸基礎天端までを壁高とする。
- (図-3) 鋼矢板の前面に根固め工を併用する場合は、根固め工の高さの1/2程度を受動土圧として有効と考え設計河床と仮定する。

(b) 振式矢板護岸

- (図-4) 根固め工(乱積み)の断面が大きい場合は、根固め工の高さ1/2を設計地盤高と考える。(主に堤防護岸)
- (図-5) 根固め工(乱積み)の断面が小さい場合は、河床からとし根固めブロックを過載荷重(空隙率や水中重量を考慮する)とし、河床の受動土圧に考慮して矢板を設計する。(主に堤防護岸)
- (図-6) 層積みの根固め工がある場合は、根固め工の天端から壁高をとる。



本文右欄に出典名等を記載

出典: [b.]

平成23年版 災害復旧工事の設計要領
2-8(H23.7)P942
一部加筆

(6) 橋脚架け違い部は上部構造形状で対応するものとし、橋座には段差を設けないことをとする。やむを得ず段差を設ける場合は、担当課と協議の上、十分に検討を行うこと。

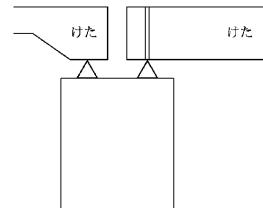


図 7-2-34 橋脚架け違い部

(7) 橋梁支点部の延命化対策

近畿地盤管内の橋梁点検結果を受け、橋梁支点部における伸縮装置からの漏水に起因した支承の損傷や鋼止木の腐食が多発している。これらの損傷は、橋梁本体の寿命を縮める要因となることが明らかとなり、以下に示す延命化対策を行なうものとする。

延命化対策の実施状況により、この対策がとれない場合は、別途担当課と協議すること。

出典:
事務連絡(平成21年3月31日)道取工事課長「橋梁新設時における橋梁支点部の延命化対策の実施について」

(a) 支承面の漏水防止対策

橋面に排水勾配を設置する。さらに、排水溝と配水管を設置する。

(b) 衍端部の温潤防止対策

支承台座を高くとり、漏水の排水性・通気性を向上させる。

(c) 維持管理の作業空間対策

バフベットと衍端部との空間、衍端部同士の空間を確保し、支承交換作業等の作業性を向上させること。

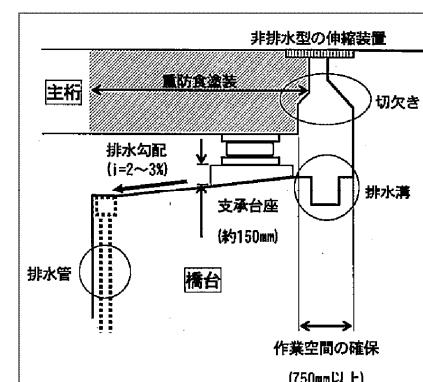


図 7-2-35 橋梁支点部の延命化対策

c. 設計荷重

鋼矢板護岸の設計には設計荷重として、自重、土圧、残留水圧、地震時慣性力、護岸背面の上載荷重を考慮するものとする。

d. 繼手効率

護岸用鋼矢板の継手効率は、「例規集 2.10 護岸鋼矢板の継手効率について」(昭和57年5月31日事務連絡)によるものとする。

e. 安全度検査

(a) 許容応力度

河川構造物に鋼矢板を使用する場合(仮設を除く)には、原則としてJIS A 5523 S-295若しくはSYW390を用いるものとする。鋼矢板およびタイ材の許容応力度は、「当該便覧(案) 第1編上木工事共通編」の値を参照すること。

(b) 杠頭変位量

杠頭変位量は、當時50mmを標準とする。

地震については「河川構造物の耐震性能照査指針(案) 同解説」に準ずるものとし、レベル1 地震動に対する変位としては70mm、レベル2 地震動に対しては矢板の変位に伴う地震後の堤防高が耐震性能の照査において考慮する外位を下回らないものとする。

出典: [e. (b.)]

平成23年版 災害復旧工事の設計要領
2-8(H23.7)P968
出典: [e. (b.)]

河川構造物の耐震性能照査指針(案) 同解説
規III (H19.3)P11
一部加筆



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

④ 設計便覧等利用の手引き(案)の策定

Ver. 8.96

設計成果の品質向上及び 設計便覧等利用の手引き(案)

平成24年5月

近畿地方整備局
企画部 技術管理課

目 次

第1章 本手引き《案》の構成と利用方法	1
1-1 基本ならびに目的	1
1-2 構成と利用方法	1
第2章 設計の基本的な考え方	2
2-1 取り組み姿勢	2
2-2 基本的な考え方	2
第3章 設計便覧の利用にあたって	3
3-1 設計便覧の位置づけ	3
3-2 事業の流れの中での設計便覧の活用時期	3
3-3 設計便覧の構成と工種別の利用方法	4
3-4 設計便覧の利用にあたっての留意点	5
第4章 設計業務の発注にあたって	6
4-1 設計業務の発注にあたっての留意点	6
第5章 設計業務を進めるにあたって	9
5-1 設計業務の進め方	9
5-2 新技術採用にあたっての留意点	18
5-3 設計図面の作成にあたっての留意点	22
5-4 施工報告書の作成にあたっての留意点	23
第6章 設計点検チェックシートの活用	25
6-1 設計点検チェックシートの作成目的	25
6-2 設計点検チェックシートの作成方法	25
【参考資料】	
(1) 受発注者パートナーシップ向上2012	
○工事発注適正化発注者心得八箇条	参-1
○工事日録化発注者心得十箇条	参-2
○現場抜掻力向上発注者心得八箇条	参-3
(2) 起こりやすい設計ミス事例集	参-4



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 設計便覧(案)のHP掲載場所(1)

近畿地方整備局のトップページ

国土交通省 近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

近畿地方整備局について 総務部 企画部 建政部 河川部 道路部 港湾空港部 営繕部 用地部

防災情報

台風12号被災地関連情報

採用情報

近畿地方整備局の予算

<要求募集中>

災害対策等緊急事業推進費

検証対象ダム建設事業の
関係地方公共団体からなる
検討の場

高速道路の
料金引下げ

近畿地方整備局
研究発表会

観光・地域づくり
関連施策メニュー

国際物流戦略チームHP
国際物流目安箱～

～ 東北地方太平洋沖地震関連～

国土交通省 災害情報 東北地方整備局 災害情報 近畿地方整備局 取組状況

サイトマップ ご意見・お問い合わせ
文字を大きくする 大きさを元に戻す
English
検索 検索方法

道・川・海・空の事務所

携帯サイト

記者発表

採用情報

発注・入札情報
(物品・役務契約含む)

事業評価監視委員会

各種申請書

情報公開窓口

個人情報窓口

部別情報

総務部

近畿地方整備局の総務情報
についてご案内

企画部

近畿の活性化に向けたビジ
ョンや調査結果・事業などを
ご紹介

建設部



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 設計便覧(案)のHP掲載場所(1)

企画部のページ

設計便覧(案)及び設計点検
チェックシートのメニューがあります。

社会資本整備に関する国民のみなさんの満足度の向上
コミュニケーション型国土交通行政の推進
良質で透明性の高い行政サービスの提供

■ 「インターネットモニター募集」～あなたの意見をお聞かせください～
■ 出前講座
■ 近畿地方整備局研究発表会

効率的な事業執行のための取り組み
■ 近畿地方整備局事業評価監視委員会

設計便覧(案) 及び設計点検チェックシート
■ 設計便覧(案)
■ 設計点検チェックシート

調査結果
・ 京阪神都市圏交通計画協議会(パーソントリップ調査、バス補完調査、物流調査)
公共事業コスト構造改革
・ 「近畿地方整備局公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」(平成13年)
・ コスト構造改革プログラム(平成15年3月)
・ フォローアップ
新技術活用について
・ 新技術情報提供システム
情報化施工について
・ 入札情報サービス(PPI)
平成23・24年度ASP方式による情報共有システムの提供サービスの指定について(公募)
・ 公示文
・ 公募要項
・ 応募様式
・ 質問に対する回答
・ ASP方式における情報共有システムのサービス提供者の選定結果
建設リサイクルの推進
・ 「建設副産物対策近畿地方連絡協議会」
ニュースレター「あんぜん」
技術管理関係
・ 総価契約単価合意方式の実施について

スタート 受信トレイ - Microsoft Internet Explorer Microsoft Power... Microsoft Internet Explorer Microsoft Excel - ... 18:54



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 設計便覧(案)のHP掲載場所(2)

近畿地方整備局のトップページ

国土交通省近畿地方整備局 - Microsoft Internet Explorer

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

アドレス(D) http://www.kkr.mlit.go.jp/ 移動 リンク »

建設関連事業者の方へ

- 波浪観測情報
- 近代土木遺産
- 出前講座
- 携帯サイト
- 天気予報
- 採用情報
- インターネット
- リンク集

建設関連事業者の方へ

- 発注・入札情報
(物品・役務契約含む)
- 総合評価落札方式関係
- CALS/EO 公共事業のITによる革新
- CALS/EO 公共事業のITによる革新
(官締関連)
- 公共工事の品質確保
- 技術情報
- 建設業・経審・宅建業・測量業・建コン・地質・不動産鑑定業・賃貸住宅管理業
- 地域建設業経営強化融資制度の創設について

建設関連事業者の方へ

政策評価

- 事業評価監視委員会

各種ご相談・Q&A

- 各種申請書
- 道の相談室
- 海とみなどの相談窓口
- まちづくり相談窓口
- 市町村合併支援相談室
- 情報公開窓口
- 個人情報窓口
- ご意見・お問合わせ

国土交通省近畿地方整備局

[総務部・企画部・建設部・河川部・道路部・營繕部・用地部]
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 地図 TEL:06-6942-1141 (代表)
FAX:06-6943-1629
[港湾空港部]
〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎 地図 TEL:078-391-7571 (代表)
FAX:078-325-8287

ご意見・お問い合わせ

個人情報の取り扱いについて / プライバシーポリシーについて

copyright(c)2007 近畿地方整備局. All Rights Reserved.

スタート 受信トレイ ... Microsoft ... Microsoft Internet E... 無題 - ペイント Microsoft Excel... 18:53



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 設計便覧(案)のHP掲載場所(2)

技術情報のページ

技術情報

■ 新技術活用システム
■ 交通バリアフリー比較体験コースについて
■ 土木構造物検査技術 研修施設について
■ 設計便覧(案)
■ 設計点検チェックシート

設計便覧(案)、設計点検チェックシートのメニューがあります。

HOME

スタート 受信トレイ - Microsoft... Microsoft Power... Internet Explorer Microsoft Excel - ... 18:55



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

■ 「設計成果の品質向上及び設計便覧等利用の手引き(案)」の掲載場所

設計便覧(案)のページ

設計便覧(案) 平成24年4月

MENU

- 設計便覧 閲覧・ダウンロード
- 利用の手引き(案)
- 問い合わせ・意見
- 正誤表

利用の手引き(案)のメニューがあります。

スタート 受信トレイ - Microsoft Internet Explorer Windows Explorer Microsoft PowerPoint Internet Explorer 15:32



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

⑤ 設計点検チェックシートの改訂(1)

設計便覧(案)の改訂版と併せて、平成24年4月から
設計点検チェックシートの改訂版の運用を開始しました。

改訂版は、近畿地方整備局のホームページに掲載しています。

<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/index.php> 又は
<http://www.kkr.mlit.go.jp/plan/gijyutu/gizyutu.html>

設計点検チェックシートは、設計ミスの防止を目的として、受注者による設計チェックのツールとして平成20年11月から運用しています。

現在、道路関連(橋梁構造物)が107工種、道路関連(土木構造物)が48工種、河川関連が12工種の設計点検チェックシートを運用しています。

今回の改訂では、設計点検業務で設計ミスの多かった箇所について、「要注意箇所を着色により注意喚起する」とともに「チェックポイントボックスの追加」を行いました。併せて、「要注意箇所(着色箇所)に該当するミス内容の一覧」及び記載ミス防止のために「記入例」を添付することとしました。



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

⑤ 設計点検チェックシートの改訂(2)

I2D-W10

設計業務等のチェックシート

【橋門 4/8】

構造形式等

種別	形 状	項目	細別	単位	示方書等の規定	業務での採用値	備 考	判定	評定 評議書
実壁工		構造	一		自立構造とし 本体と分離 U型 or 逆T型				
		高さ	二	m	計画堤防断面 に合致	H= 10			
		範囲 (L.o)	三	m	計画堤防断面 以上の範囲	L.o= 10			
		長さ (L.1)	四	m	取水水頭の仮算 より1.0m以上及 び耐候性基準より 1.0m それらの高い方	L.1= 10			
		部材厚	m	0.4m以上	天端幅 B= 1.5	取引マニュ アル(現 地規)			
		形状	一	m	無理 = 1.5 (1.1°)程度	1 : ○○	各構造機門 取引手引		
		設置 箇所	箇所	1箇所以上					
		高さ	m	高さ1.0m以上					
		幅	m	幅1.0m以上					
		L/D = L.1 / ΔH	一		クリープ比=	>			
		幅員	m	1.0m以上	B= 1.5				
		スパン	m	基本11.5m 門柱側を考慮	L= 10				
		設置 高さ	m	計画堤防 より下限まで					
		防護柵 及び欄	m	高さを考慮する 必要がある	B= 1.5				
		取付け 標準工	m	上下間にそれ ぞれ1.0m以上 あるいは2.0m 時制限あり 大きい					
		範囲	m						
		高さ	m	1.5m	B= 1.5				

橋門規格のチェックポイントボックス一覧

- 基礎地盤の性状は、当該箇所の地質調査データだけでなく、周辺地盤の地質データも含めて総合的に判断されているか。
- 総合的な地盤性状の評価に基づき、地盤のモデル化が行われているか。
- 橋門設置位置は妥当か。
- 両体の断面は、水路の計画流量および形状、余裕高さ等を考慮して決定されているか。
- 本体長は、堤防断面ができるだけ切り込みないように決定しているか。
(必要最小限の切り込みとは、両体頂版の天端から胸壁の天端までの高さを1.5m以下にすることであり
胸壁が護岸の基礎として機能することを考慮して、0.5m程度とすることが望ましい)
- 堆土手は、水密性と必要な可とう性を確保し、耐久性・施工性に配慮した構造となっているか。
- 両体端部(コンクリート構造)は、部材厚を増やして補強するのが望ましいが、これを行っているか。
- ゲートの管理に必要な高さとして、引上げ余裕高さ(0.5m程度)を考慮しているか。
- 翼壁は、堤防または堤脚の保護のため、原則として堤防断面以上まで設置しているか。
- 管理構下の堤防のり面は、管理構路表面部から45°線とHLとの交点以上の範囲(上岡多隙)に取付け護岸工が設置しているか。

I2D-W10

設計業務等のチェックシート

【橋門 5/8】

設計条件・応力度等

種別	項目	細 別	単位	示方書等の規定	業務での採用値	備 考	判定	評定 評議書
部材 の 計 算 条 件	単位 体積 重量	鋼体土(水中)	kN/m ³	17~20 (8~19)				
	コンクリート	kg/m ³	24.5					
	水重量	kN/m ³	10					
	設計基準地盤度	N/mm ²	24					
	荷重	N/mm ²	8 (6)					
	圧縮	N/mm ²	10					
	地盤	N/mm ²	12					
	せん	N/mm ²	0.39					
	引張	N/mm ²	0.48					
	地盤	N/mm ²	0.58					
	引張	N/mm ²	300					
	底盤	N/mm ²	200					
	項目	位 置	必 要 鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使 用 主鉄筋 D-φφ	使 用 配力筋 D-φφ	鉄筋引張 $\sigma_{\text{t}} \leq \sigma_{\text{cs}}$ (N/mm ²)	C _o 正縮 $\sigma_{\text{c}} \leq \sigma_{\text{cs}}$ (N/mm ²)
構 造 固 定	横 方 向 拘 束 の 検 査	頂 面	D-φφ	D-φφ	△	△	△	△
	外 側	D-φφ	D-φφ	△	△	△	△	△
	内 側	D-φφ	D-φφ	△	△	△	△	△
	底 面	D-φφ	D-φφ	△	△	△	△	△
	底 部 拘 束 方 向	頂板 側 底板 側	—	D-本	△	△	△	△
	底 部 か ぶり	頂板、側板、 底版上面	純かぶり 基準値 : 75mm	採用値 : □□				
		中心まで 基準値 : 120mm	採用値 : □□					
		純かぶり 基準値 : 100mm	採用値 : □□					
		底版下面 中心まで 基準値 : 150mm	採用値 : □□					
	項目	位 置	必 要 鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使 用 主鉄筋 D-φφ	使 用 配力筋 D-φφ	鉄筋引張 $\sigma_{\text{t}} \leq \sigma_{\text{cs}}$ (N/mm ²)	C _o せん断 $\tau_{\text{t}} \leq \tau_{\text{cs}}$ (N/mm ²)
構 造 固 定	たて壁 か ぶり	背 面	D-φφ	D-φφ	△	△	△	△
	つま先版	上 面	D-φφ	D-φφ	△	△	△	△
	か いと版	下 面	D-φφ	D-φφ	△	△	△	△
	たて壁 か ぶり	底版上面 中心まで	純かぶり 基準値 : 75mm	採用値 : □□				
		基準値 : 120mm	採用値 : □□					
		純かぶり 基準値 : 100mm	採用値 : □□					
		底版下面 中心まで 基準値 : 150mm	採用値 : □□					
	形 状	Uタイプ 逆丁十水印をタ입 (いずれかに□□)						
	項目	位 置	必 要 鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使 用 主鉄筋 D-φφ	使 用 配力筋 D-φφ	鉄筋引張 $\sigma_{\text{t}} \leq \sigma_{\text{cs}}$ (N/mm ²)	C _o せん断 $\tau_{\text{t}} \leq \tau_{\text{cs}}$ (N/mm ²)
構 造 固 定	たて壁 か ぶり	下 面	D-φφ	D-φφ	△	△	△	△
	中間部	上 面			△	△	△	△
	つま先版	上 面			△	△	△	△
	か いと版	下 面			△	△	△	△
	たて壁 か ぶり	底版上面 中心まで	純かぶり 基準値 : 75mm	採用値 : □□				
		基準値 : 120mm	採用値 : □□					
		純かぶり 基準値 : 100mm	採用値 : □□					
		底版下面 中心まで 基準値 : 150mm	採用値 : □□					
	項目	位 置	必 要 鉄筋量 (mm ²)	配筋量 (mm ²)	使 用 主鉄筋 D-φφ	使 用 配力筋 D-φφ	鉄筋引張 $\sigma_{\text{t}} \leq \sigma_{\text{cs}}$ (N/mm ²)	C _o せん断 $\tau_{\text{t}} \leq \tau_{\text{cs}}$ (N/mm ²)

ミスの多かった箇所を着色

チェックポイントボックスの追加



(4) 設計成果の品質確保・向上

近畿ブロック発注者協議会(第5回)

⑤ 設計点検チェックシートの改訂(3)

設計ミス内容一覧表【河川関連】

ファイル番号	ファイル名	設計点検チェックシートの項目			ミス内容
		シート名	セル	項目	
H24-W10	橋門	橋門5	W7	単位地盤重量	横流ボックスカルバートの設計で、支持地盤の単位地盤重量が地下水を考慮した水中の値となっていない。
					土の単位体積重量が、上流側橋門と下流側橋門で異なり、その設定根拠が不明確。
		橋門4	AH28		土の単位体積重量が横門設計の値と異なっている。
H24-W30	護岸	護岸工	AB45	法面工の力学的安定性の調査	護岸工の種別が設計図面と一致。 護水工頂出部の護岸工が斜面裏では護床ブロックの採用となっているが、設計図面に記載されているのは 滑動玉石となっている。
			AB11	護岸工の力学的安定性の調査	護岸工の種別が設計図面と一致。 護岸工の種別が本標準規格では考慮して決定すること。
			AB24	豊原河床の道路関連(土工構造物)、道路関連(橋梁構造物)、河川関連ごと	豊原河床の道路関連(土工構造物)、道路関連(橋梁構造物)、河川関連ごと
			AB16	代表流速Vdの算出	-護岸工の天端高さが曲線部のブロック勾配分の聞きを考慮して計算されていない。 また、護岸工の基礎断面に堆入れ高さが考慮されている。 -護岸工(ブロック裏)の堆積断面を記載のこと。数値部標示部分のペーパーについても記載のこと。
			X17	水通し部	護岸の力学設計に基づく安否計算において、代表流速・設計水深の標識が不明。
H24-W40	砂防えん堤	砂防えん堤	X25	数値難元	箇条書の水通し断面が設計基準と不適合。 箇条書の水通し断面は基準によれば木堤構の断面と同一と規定されているが、本設計においては下流の取り付け水路断面に一致させているのは基準に不適合である。
		砂防えん堤1	W17	堤体の積入れ	堤体(DM～GL段)に対して安否計算では軟弱の条件としているが、積入れでは土砂扱いとしており、整合がとれていない。
			W37	開拓	堤工岸の工事箇所後の堤の裏し法面に対して各堤工が計画されていない。 法面崩壊等を防止するため重質土による埋め裏しを行い、植生工を施すこと。 安否工正面面の法面配筋圖なし。
		砂防えん堤2.3			堤段及び水路の設置するために地山を大きく開削しているが、両サイドの切土法面について法面保護工が施されていない。 法面の崩壊を防止するため植生工を施工すること。一般的には播子吹きつけ工、播り土等が適する。



(4) 設計成果の品質確保・向上

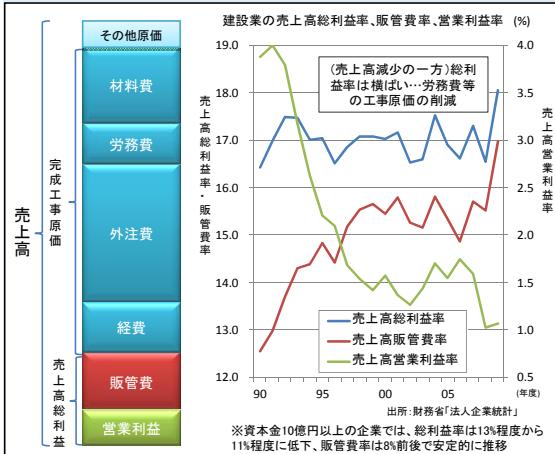
近畿ブロック発注者協議会(第5回)

⑤ 設計点検チェックシートの改訂(4)

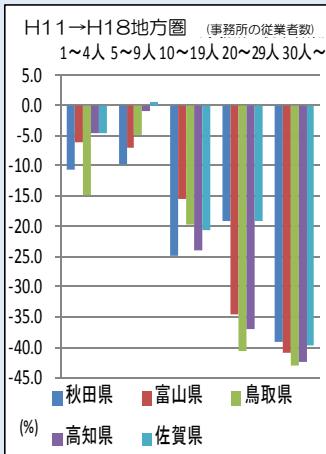
ECO-W10

設計業務等のチェックシート									
【橋門 5/8】									
設計条件・応力度等									
(底)ハッチ部はヒスが多い箇所のために、別部資料別の設計と内容一覧表を確認のうえ作成すること。									

○経営環境の変化



○事業所数の減少率



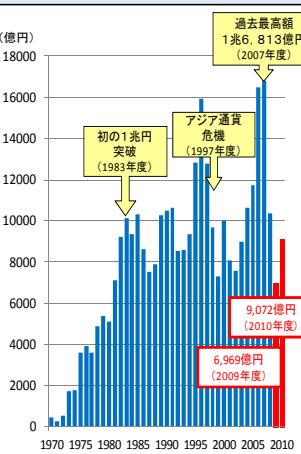
○社会保険の加入状況等



○技術者の数等

イギリス	データベースに蓄積	約160万人 (技能者等含む)
韓国	データベースに蓄積	約55万人
日本	監理技術者 資格者証保 有者 ※技術者(監 理技術者・主 任技術者)	約67万人 ※約120万人 (推計)

○海外受注の実績



○過剰供給構造

	S55年度	H4年度	H22年度
建設投資額	50兆円 (100)	84兆円 (141)	41兆円 (66)
許可業者数	50万社 (1.0)	53万社 (1.1)	50万社 (1.0)
建設業就業者数	548万人 (1.0)	619万人 (1.1)	498万人 (0.9)

※建設投資額の欄の()内はデフレータを加味した数値

課題1 地域社会の維持

- 災害対応、除雪、維持管理等(地域維持事業)を担える企業が不足

対策1 地域維持型の契約方式の導入

- 地域維持事業の担い手確保に資する新たな契約方式(※)の導入
※包括発注(一括契約、複数年契約等)や、地域建設企業の共同体による受注

- 低価格入札の発生率



課題2 技能労働者の雇用環境の改善

- 売上高減少に伴う固定費削減方策として、技能労働者の外部化、賃金の低下等
- 若年入職者が減少、技能・技術喪失の危機
- 法定福利費を負担しない企業が、人を大切にする施工力のある企業を駆逐しているおそれ

対策2 保険未加入企業の排除

- 行政、元請、下請による一体的な取組
<行政> 保険加入状況の確認強化、指導
<元請> 下請指導責任の明確化
<下請> 保険加入の徹底

課題3 技術者の育成と適正配置

- 施工管理を適切に行うことができる人材の継続的育成
- 技術者の不適正配置が工事の品質と施工の安全に影響
- 業種区分が実態と乖離のおそれ

対策3 技術者データベースの整備と業種区分の点検

- 技術者DBの整備・活用による技術者の資質向上と適正配置の徹底
- 業種区分の点検と見直し

課題5 海外市場への積極的進出

- 海外には膨大なインフラ需要がある一方、受注額が伸び悩み

対策5 海外展開支援策の強化

- 契約・リスク管理の強化
- 情報収集・提供、人材育成の強化等
- 投資協定の活用

課題6 過剰供給構造の是正

- 企業数としては過剰
- 震災により一時的に建設需要が増加しても、過剰供給構造そのものは変わらない

対策6 不良不適格業者の排除

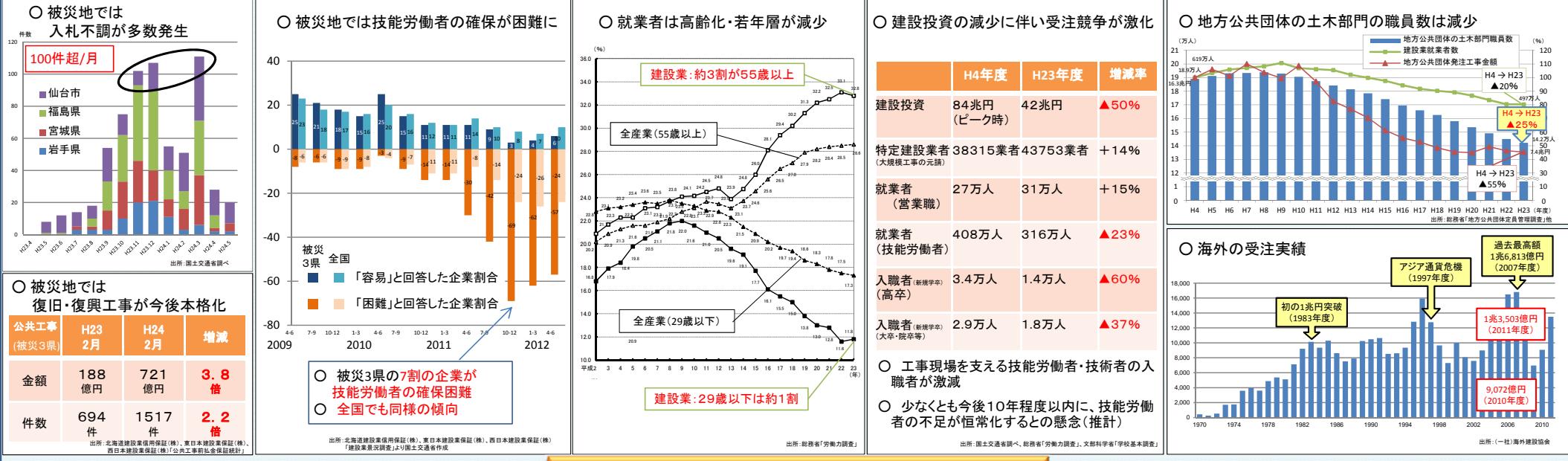
- 保険未加入企業の排除、技術者適正配置の徹底(再掲)
- 建設企業としての欠格要件の強化
- 都道府県との連携強化

課題7 東日本大震災

- 迅速かつ円滑な復旧・復興
- 特定の地域又は業種で一時的に供給不足となる可能性
- 被災地と原発地域の企業の支援

対策7 震災を受けた特別の対応

- 建設企業の役割を發揮させるための行政による支援等
- 地域企業と地域外企業の適切な活用
- 事業の早期着手のための随意契約や指名競争入札の活用等



国土づくり・地域づくりの担い手として建設産業に期待される姿

将来的にも地域を支え得る足腰の強い建設産業の構築

建設産業に求められる多様なニーズ・役割への対応

将来の建設産業を見据えて優先的に取り組むべき課題

現場の施工力の再生
(技術者や技能労働者の確保・育成)

公正な契約・取引関係の構築
(重層下請構造の是正)

多様な事業領域・契約形態への展開
(技術力・事業企画力の発揮)

当面講ずべき対策

東日本大震災への対応を次に活かす

- 状況に応じた施工確保対策の追加・拡充
- 東日本大震災の特例措置の検証
 - ・復興JV制度、被災地外からの労働者確保、資材調達に伴う措置
 - ・CM方式を活用した復興まちづくり
 - ・直近の実態を反映した公共工事設計労務単価、資材価格等の設定等
- 同様の災害への対応としての制度化
- 恒久的な措置としての一般化を検討

公共工事の入札契約制度の改革等

- 適正な競争環境の整備
 - ・公共調達の基本理念の明確化
 - (個々の工事品質に加え、地域社会の担い手確保を発注者責務に)
 - ・人を大切にする施工力のある企業が適正に評価される環境の整備(公正な下請契約や、技能労働者の雇用・育成を評価)
 - ・専門工事業者等の新たな評価の仕組みの導入
 - ・地域維持事業の適正な評価
 - ・適正な価格による契約の推進(ダンピング対策等)
 - ・下請契約における支払の透明性の確保
- プロジェクトに対応した円滑な契約のための支援
 - ・新たな事業ニーズに対応した契約方式
 - (現行建設生産システム等を踏まえた日本型CM方式等)
 - ・予定価格の算定など調達に関する課題への対応
 - ・単価・数量精算契約等の活用

総合的な担い手の確保・育成支援

- 技能労働者の待遇の改善
 - ・社会保険等未加入対策の更なる徹底
 - ・技能に見合った待遇が受けられ、多様なキャリアパスが実現される就労環境づくり
 - (技能労働者の資格や工事経験データのIT管理による技能評価の推進)
 - ・更新期を迎える登録基幹技能者制度の更なる普及
 - ・公共工事設計労務単価の公表に際し、建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額を参考公表
 - ・建設業の魅力を若者に伝える現場実習等の積極的展開
- 技術者の育成支援
 - ・技術者データベースの実現と活用
 - ・監理技術者になり得る新たなキャリアパスの検討
- 建設産業への就業促進のための戦略的広報

海外展開支援策の強化

- 他業界との連携強化を含む官民一体の体制づくり
- 専門工事業者を含む地方・中小建設企業の海外展開を促進するための施策の拡充
- 建設業の海外展開に関する目標を年間2兆円以上に設定
- 維持更新時代、低炭素・循環型社会に対応する業種区分の点検と見直し
- 技術者資格制度の点検
- リフォームを中心とする軽微な工事の適正な契約及び施工の確保
 - ・リフォーム工事に係るマニュアルの策定、指導監督の強化等
 - ・軽微な工事の取扱いの検討

社会保険未加入問題への対策の概要

資料一8

課題

- 下請企業を中心に、特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
- 技能労働者の処遇が低下し、若年入職者減少の一因
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利

総合的対策の推進

1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった 保険加入の推進

- ①行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ②各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

2. 行政による制度的チェック・指導

- ①建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- ②建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- ③経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- ④社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

※平成29年度までの中間時点での実施状況を検証・評価し、対策の必要な見直しを行った上で、計画的に推進する。

3. 建設企業の取組

○元請企業による下請指導

- ・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。

○元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組

- ・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
- ・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。

○建設企業(特に下請企業)における取組

- ・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
- ・雇用関係にある者の保険加入徹底。
- ・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

4. 法定福利費の確保

- ①発注者への要請・周知、元請企業への指導
- ②業界における見積時の法定福利費の明示
- ③ダンピング対策 ④重層下請構造の是正

5. その他

- ①就労履歴管理システムの普及・活用 ②社会保険適用促進に向けた研究

目指す姿

実施後半を日程に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- これにより、
- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
 - 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(1／2)

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限らず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施

- (ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
- (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
- (ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

※確認にあたっては、必要に応じ、関係資料のコピーを提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることが望ましい

社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(2/2)

(6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い

建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい

(7) 建設工事の施工現場等における周知啓発

関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施

ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨

(8) 法定福利費の適正な確保

元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要

元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年 5月25日 パブリックコメント開始

平成24年 7月 4日 通知

平成24年11月 1日 施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施